

士夫を愚弄し、其の奢侈を煽りて、其の困蹶を利とす、惡むべきも亦甚だし。三四苟も能く其の惡むべきを知り、以て其の習俗を勵ますこと、漢の卜式(二)の如きあらば、士行、公孫弘(三)に類する者と雖も、亦將に従つて變ぜんとす、況や其の徒をや、是れ吾れの望む所なり。若し乃ち三四の樓たる、黃埃紅塵の間に構へ、白石綠樹、別に天趣を爲し、其の椽粗朴なること三四に過ぎず、獨り書と琴酒とあるのみにして、主人其中に坐臥するときは、則ち三四の名益、當れり。花朝月夕、或は時に宴を開き、好朋良友、三四盞簪し、靜も寂に至らず、喧も譁に至らざれば、亦以て利害を忘れて得喪を齊しうするに足る。是れ則ち記すべきなり。吾れ生平艱澁粗拙の文、未だ嘗て人の爲めに之れを作らず。況や幽囚罪廢の身、嚴に世と謝す、何ぞ無用の言を爲して人の笑罵に供するに暇あらんや。獨り三四の奇を好める、工文麗詞を通邑大都の老匠に求めず、而も顧つて艱澁粗拙の文を幽囚罪廢の餘に求む。是れ以て記すべく、記して望む所を望むべきのみ。且つ松如の託なり、辭すべからず。因つて三四樓記を爲る。

(一) 漢の河南の人、羊を牧して富をなし、家財を國防の費とす。武帝に召され、上林に羊を牧す、歲餘にして羊肥ゆ、治民も亦かくの如く惡を去れと。帝その言を奇として重用す。
(二) 薛の人、字は季、漢の武帝に仕ふ、參照 一一〇頁註

綠野堂記

吾が松下邑の藤村美貞の家に、清人書する所の綠野堂の三字を藏し、因つて以て自ら號す。頃ろ余に記を需む。蓋し美貞嘗て家叔に従ひて學を受け、余を童年に知れるを以てなり。憶ふに十餘年前、余甫めて成童、未だ美貞の人となり悉く能はず、獨り其の謹謙寡言にして、退いて衆中に居るを見しのみ。其の後美貞は胥徒に従服し、簿書精明にして、會計審かに當り、敢へて其の職を曠しうせず。而るに余は則ち東西に周流し、寧處するを得ず。ここを以て進趨方を異にし、交往益々疎なり。今乃ち往昔を回顧するに、茫として隔世の如し、況や幽囚世と謝し、萬事渾べて遺るるをや。其の需に應ぜんと欲すと雖も、將た何の記する所あらん。然れども吾が松下の邑は城東の野に在り、方數里に過ぎずして、絶えて紫塵黃埃の氣なし。時維れ春夏、草木暢茂し、滿野皆綠なり。若し乃ち秋冬の霜雪には、草黃に木落ち、東山の萬松鬱蒼として獨り其の綠を秀づ。而して堂の構、正に其の間に在れば、則ち是の堂の是の野に在りて、是の名を得るは誠に當れり。抑、美貞の是の名に取りし所は、吾れ未だ其の果し

て何の謂れなるかを知らざれども、吾れ試みに爲めに之れを論ぜん。

夫れ春夏の緑は滿野皆緑にして、未だ以て名と爲すに足らず。秋冬の緑は獨り其の緑を秀づ。是れ眞に貴ぶべき者のみ。余嘗て古今を通觀するに、清平無事には忠を説き孝を稱し、其の言、義に據り、其の行、仁に類すること、堂々乎として君子人なり。一旦變起らば、鄙言穢行、君を後にし親を遺れ、自ら以て計を得たりと爲す者、史冊に相望む。隆冬の茂、歳寒の操、松下の人、當に勉勵して以て邑里の顯を爲すべし。然らずんば、綠野の堂たる、特に謂れなしと爲すなり。昔唐の裴晉公東都留守たりし時、曾て綠野堂を治め、野服蕭散、從容として自ら娛しむ。然れども其の起つて丞相となるや、淮右の功、碑に勒して詠頌し、萬古不朽なり。才に大小あり、位に崇卑あり、晉公未だ冀ひ易からざるなり。然りと雖も、己れを修めて時を待ち、節を勵まして國に報ゆ、其の意何ぞ以て異らんや。安政丙辰、隆冬の日、二十一回猛士撰す。

浮屠清狂に與ふる書

(一) 晉國公裴度をいふ。文宗立ちて山南東道節度使に貶せられ、東都に別墅綠野堂を設けて白居易、劉禹錫等と暢談して樂しむ。嘗て憲宗の時、淮蔡地方亂を起すや王師利なきも討賊を主張して自ら兵を率ゐてこれを平定す。

(二) 通稱秋之助、名は貞温、周防國阿月の人。藩老浦朝貢の臣。(三) 京都三本木の酒樓、この時齋藤拙堂の伊勢に歸る送別の會を催し、梁川星巖・頼三樹・池内大學・森春濤等集る。(四) 中村水竹、この時座中にあり大津繪節「あめりか來て云々」の曲を舞ふ。(五) 野山獄文稿をさす。(六) 京都の人、山田梅東、野山獄文稿末尾に評あり、本全集にはこれを略せるも、舊全集に載す。(七) 松崎武人、後の赤根之丞(關傳)

(三) 秋良敦助國に歸り、上人の書を獲。上人道候安寧にして、歌舞慷慨し、京洛爲めに噪しきを審かにす。就中、月波樓の紅燈を研り、順正書院の俗儒を走らせしは、奇壯衆を壓せり。當今歐歌して墨舞する者、何ぞ獨り一水竹のみならんや。上人固より將に往、斫斷して遺すなからんとす。是れ之れが兆たるなり。然れども僕謂へらく、墨舞する者は水竹なり、紅燈何ぞ知らん。上人怒を遷して之れを研りしは、失刑を免かれざるなり。但だ俗儒摸稜し、同流合汗して、天下の大計を害する者、是れより甚だしと爲すなし。上人一喝して其の膽を奪ふ、僕安んぞ敬服せざるを得んやと。上人僕を愛すること過甚。拙文を以て、諸家に示して批評を求めらる。梅東君の評先づ成り、致らるるを辱うす。君は僕に於て半面の知なし、而も誘誨婉切、人を棄てずと謂ふべし。其の期せらるる所の功を立て言を垂るることは、虎猪の性、能く企つる所に非ず。況や其の幽囚世と謝し、師なく友なく、以て磨勵するに由なきをや、悲しむべきのみ。然れども幸に誨誘を辱うす。退いて自ら朴を削り璞を攻め、冀くは以て少しく梅東の言ふ所に當るあらんのみ。上人前日託する所の松崎生、一たび去つて乃ち秋良の收

むる所となる。秋良は快男子なり、生蓋し安んじて樂しまん。人情靜を厭ひ譁に趨ること、大抵かくの如し。唯だ上人察せられよ。不宜。十一月念四日、某白す。

萱生玄順を送る敍

參河の萱生君は、造艦の術に精し。今茲事ありて吾が藩に來り、留遊すること數月、去るに臨みて徧く諸家の贈言を需む。秋良敦助余も亦一言せんことを催し、且つ爲めに君の詩を示す。余は覆敗の餘、將た何の言ふ所あらん。然れども其の詩を読み、其の人を想ふに、皇威を振ひ、而して醜虜を滅さんとする、志氣甚だ壯なり。吾れ安んぞ一言を爲さざるを得んや。

夫れ大船巨艦は一擧にして千里、長風に駕し滄溟を走る、快と謂ふべし。而るに人は徒らに其の快を見て、而して其の然る所以を察せず。吾れ曾て船工の爲す所を觀るに、材を擇び器を利くし、分寸を較し、錙銖を覈し、外周にして内密に、傾側あるなく、楫舵帆檣、缺損あるなし、其れ然る後に快なり。願ふに君は素より其の術に精し、何

(一) 佐久間
象山をいふ

ぞ獨り以て其の大を喩らざらんや。船艦は小物なり、而も尙ほかくの如し。況や宇内の大なるをや。若し或は精をここに致さずんば、則ち皇威未だ振ふべからず、醜虜未だ滅すべからず、而して覆敗之れに従ふこと、余の如き者は是れのみ。是れ何を以てか楫舵帆檣を廢して、以て千里の快を貪るに異らんや。抑、余は之れを吾が師に聞けり、「宇内の形勢、軍艦に一變し、火輪船に再變す」と。噫、船艦の小物も、關係することかくの如し。然らば則ち神州の興隆するも、亦安んぞ萱生君の造艦の精より始まらざるを知らんや。余は君に於て曾て半面なし、獨り其の敦助を喜めるを聞くのみ。姑く漫言を敍して以て贈と爲す。

外征論

(編者附載)

夫れ坤輿の形勢は、合せざる能はざる者あり、合はせざるべからざる者あり。我が奥越の如きは、地脈接續し、合せざる能はざる者なり。三韓・任那の諸蕃は、地脈接續せずと雖も、而も形勢對持し、吾れ往かずんば則ち彼れ必ず來り、吾れ攻めずんば則

ち彼れ必ず襲ひ、將に不測の憂を醸さんとす。是れ合はせざるべからざる者なり。然れども合せざる能はざる者も、合はせずんば則ち合せず、合はせざるべからざる者も、之れを合はせば必ず合す。後の人、徒らに其の今を見て、而して其の昔の得失を思はず。合せざる能はざる者の已に合せるを見て、曰く、「合はせずと雖も亦合するなり」と。合はせざるべからざる者の未だ合せざるを見て、曰く、「合はすと雖も合せざるなり」と。非なり。吾れ謂へらく、三韓・任那は、合はせざるべからずして、而も之れを合はせば必ず合する者なりと。

國朝の奥越を定むる、吾れ間然するを得るなし。獨り三韓を治むるに至りては、未だ嘗て得失なくんばあらざるなり。神功列朝の威力を藉り、一舉にして新羅を服したまふ。新羅既に服したれば、則ち兵を收めて復た窮追せず、質子を納れ、貢額を定めて、高麗・百濟をして、風を望んで降らしめたまひしは、得なり。已にして勳舊の武内を遣して四海を按察し、以て遙かに三韓を制せしめたまひしも、得なり。然るに讒間之れに入り、其の任久しからずして則ち之れを失ふ。後府を任那に置き、以て三韓を驅

(一) 武内宿禰

使せしは、最も得なり。雄略の八年、高麗を破りし事、以て觀るべし。又其の後太宰府を置き、其の任を重うして其の權を假し、九國二嶋の力を以て諸蕃を懾服せしは、其の得、武内の事の如く、而して歷世沿うて改めざりしは、則ち最も其の得を觀るに足れり。但だ後世衰弊日に甚だしきに至り、吏を選ぶこと精ならず、而して諸蕃稍倨りて、則ち之れを失へり。

凡そ諸蕃の狀、高麗・新羅は往々倔强にして、隣國を寇攘す。百濟・任那は則ち柔懦にして立たず、常に吾れを恃みて以て難を解く。而して吾れ海を絶り軍を差して、罪を討ち危を救ふには、軍衆からざるを得ず、將重からざるを得ず。意ふに當時の議或は其の尾大掉はざるを恐るるものありしならん。故に諸將も亦朝廷の旨を候ひ、專擅の嫌を慮り、匆々に局を了し、率ね周歲ならずして還り、徒らに一時の勝を事とし、復た久遠の計なし。故に彼れの我が兵を視ること猶ほ暴雨のごとく、暫く其の銳を避くるのみ。推古の、皇子を遣されしは、ここに見たまふことありしか。來目の未だ至らずして薨じたまひ、當麻の行くを果されざりしは、誠に惜しむべきなり。然れども

(一)(二)(三) 共に日本書紀用
明天皇紀参照

是の時女皇臨御したまひ、權奸道に當り、而も厩戸の心測るべからず。則ち二皇子を遣さるるの擧も、亦安んぞ其の憚る所の者を去るに非ざるを知らんや。嗚呼、天地位を失し、陰陽序を失すれば、則ち動いて凶ならざるなし。宜なり、其の事の遂げられざるや。

夫れ徳以て之れを懐^{たづ}け、威以て之れを畏れしむるは、夷を馭するの常法なり。任那府をして、倭武^{やまとたける}の如き武内の如きの將を置き、其の任を重うし、其の權を假し、兵以て衛るに足り、餉^{しやう}以て食するに足り、専ら其の民人を愛養し、任那・百濟を懐柔して、敢へて輕蔑して之れに臨まざらしめば、則ち新羅・高麗も、亦將に吾が徳に懐かんとす。若し尙ほ迷頑にして命に抗せば、則ち任那・百濟を率ゐて往いて其の罪を問ふ、誰れか吾が威を畏れざる者あらんや。唯だ其れ然る能はず、故に吾れ罪を討つ、彼れ已に威と爲さず。而して急を救ふも、彼れ亦徳と爲さず。^(二)日羅の敏達に答へしも、亦當時の失を見るあり。不幸にして害に遭ひ、其の策用ひられず、深く惜しまざるべけんや。百世の後、豊太閤の韓を征せしは、不世出の才を以て、未曾有の擧を爲せる者

(二) 日本書紀敏達天皇紀十一年の條參照

と謂ふべし。然れども唯だ能く之れを畏れしむるありて、徳以て之れを懐くるなく、合はせざるべからずして、之れを合はせば必ず合する者も、遂に合せず。悲しい哉。

武教全書講錄

武教全書講錄目次

小序	二〇七
開講主意	二〇七
武教小學序	二〇九
夙起夜寐	二一四
燕居	二二一
言語應對	二二四
行住坐臥	二二七
衣食居	二三二
財寶器物	二三七
飲食色欲	二三九
放鷹狩獵	二四一
與受	二四四

子孫教戒 二五四

總目録 二六三

武教全書講録

(一) 山鹿流
兵學の祖、素
行を指す

余家學を襲し、幼より山鹿先師の書を読み、今日に至る。然れども材力薄劣、思慮膚淺、能く其の精義を發明すること能はず。頃る親戚子弟の請に應じ、武教全書を把りて、略講一過す。其の間自ら戒め、又子弟に綫々する所以の者と、兵勢事務、的切緊要の論とは、他日放失あらんことを慮り、皆存録して考索に備へ、且つ後來發明の基となさんと欲するなり。其の一を擧げて百を廢する如きは、是れ固より全きを要するの書に非ざれば、敢へて他人の笑罵を辭せざる所なり。

開講主意

安政三年丙辰八月二十二日と云ふ日を卜定し、諸君を會し山鹿先師の武教全書を開講すること何たる主意なるぞ、各、能く考へ給へ。吾れも人も貴き皇國に生れ、特に吾

(二) 外叔久
保翁・兄梅太
郎・親戚佐々
木兄弟・高洲
菴之允・玉木
彦介の六人。
丙辰日記參照

(一) 尾畑景
憲門下の兵法
學者、北條流
の祖。素行は
景憲とこの人
とに似ぶ

(二) 幼時よ
りの略歴並び
に赤穂流譜前
後の極端を自
ら記録す。一
卷

吾は武門武士たる上は、其の職分なる武道を勤め、皇國の大恩に報すべきは論にも及ばぬことなり。然れども、たれびと誰人も職分と國恩を知らぬ者はなけれども、勤むる者と報ゆる者とは、古今に互りて甚だ稀なり。其の故由を考ふるに、ゆゑよし勤むるも報ゆるも左迄六ヶ敷事には非ず。唯だ道を知ると知らぬとなり。果して能く道を知らば、誰れか勤めざらんや、誰れか報いざらんや。されば道を知らんとならば、たかく能々先師の教誡を服膺し給へ。書物も古今に多き者なるに、何故余が殊更に先師の書を信仰するかなれば、吾が先師の教は此の書を見れば具さに知らるることなれども、其の一端を云はば、先師曾て北條安房守の宅へ召し出され、赤穂謫居の命を承けられたる時の事を見ても、先師平日の覺悟筋を知るべし。又赤穂の遺臣亡君の仇を復したる始末の處置を見ても、大石良雄が先師に學び得たる所知るべし。國恩の事に至りては、先師、滿世の俗儒外國を貴み我が邦を賤しむる中に生れ、獨り卓然として異説を排し、上古神聖の道を窮め、中朝事實を撰ばれたる深意を考へて知るべし。此の二事は、先日諸君と先師の配(三)所殘筆を會讀したるとき、口舌の焦爛する丈繰り返し巻き返し説き續けたることなれ

ば、諸君固より已に胸中に存し居らるべし。余は罪囚の餘にて他人に接すべき身に非ざれども、其の獨り自ら志す所は皇國の大恩に報い、武門武士の職分を勤むるにあり。此の志は死すと雖も吾れ敢へて變ぜず。今諸君、親戚の緣故を以て惠然として來り會す。吾れ願はくは閭族相謀り、志を勵まし、先師の行實に負くことなからんことを欲す。昔、先師斯道を以て己れの任とす、世の是非毀譽を顧みず、其の極赤穂に謫居するに至りて已む。然れば吾が輩寧ろ志を斯道を衛るに厲まざるべけんや。是れ今日開講第一の主意なり、諸君能々思慮し給へ。

武教小學序

此の序の大主意を能々呑み込み給へ。是れにて士道も國體も其の梗概を得べし。先づ士道と云ふは、無禮無法、粗暴狂悖の偏武にても濟まず、記誦詞章、浮華文柔の偏文にても濟まず、眞武眞文を學び、身を修め心を正しうして、國を治め天下を平かにすること、是れ士道なり。國體と云ふは、神州は神州の體あり、異國は異國の體あり、

(一) 朱熹、
晦菴と號す、
南宋の學者。
小學はその著
書の一にして
一般人の日常
心得べき修養
道徳書

異國の書を読めば兎角異國の事のみを善しと思ひ、我が國をば却つて賤しみて、異國を羨む様に成り行くこと學者の通患にて、是れ神州の體は異國の體と異なる譯を知らぬ故なり。故に晦菴(二)の小學にて、前に云ふ士道は大抵知れたれども、是れは唐人の作りたる書ゆゑ、國體を辨ぜずして遽かに讀むときは、同じく異國を羨み、我が國體を失ふ様に成り行くことを免かれざるを、先師深く慮り給ふ。是れ武教小學を作る所以なり。これを以て國體を考ふべし。扱て其の士道國體は甚だ切要の事なれば、幼年の時より心掛けさせ工夫さすべきこと、是れ小學の本意にて、詰り志士仁人と成る様にとの教誡なり。是れ此の序の大意、即ち此の書の大意なり。

(二) 出典又は話者を明記せざる引用はすべて武教小學の原文又はそれを簡約に摘録せるものである

「士は、農工商の業なくして三民の長たり」と云ふ所へ、深く工夫を凝し給へ。此の意味孟子にも論じてあり、盡心上篇に云はく、公孫丑曰く、「詩に曰く、素餐せずと。君子の耕さずして食ふは何ぞや」。孟子曰く、「君子の是の國に居るや、其の君之れを用ふれば安富尊榮、其の子弟之れに従へば則ち孝弟忠信、素餐せざること孰れか是れより大ならん」と。又云はく、王子堯問うて曰く、「士は何をか事とする」と。孟子

(三) 第三卷所載。この中盡心上篇第十三章の處參照
(四) 爲政篇に出づ

曰く、「志を尙たかうす」。曰く、「何をか志を尙うすと謂ふ」。曰く、「仁義のみ」と。余曾て講孟餘話中に於て略ぼ是れを辨ず。又士は主・將・士へ係ることなるが、平士を以て治國平天下を任ずること、過僭の様に聞ゆれども、論語にも「兄弟(四)に友に、政あるに施す。是れ亦政を爲すなり」と云ふことあれば、一家と國天下と原もとと是れ一串の事なり。且つ大學の書は、古の大學にて、大夫元士の適子、凡民の俊秀迄を教ふる所なれども、其の教亦治國平天下に及べり。これを以て知る、僅かに士となりて農工商の間を離るれば、直ちに治國平天下迄へ心を配り、世の治安、政の和平を輔佐し奉るの誠心なくては叶はぬことなり。抑、二尊(五)の萬物を生み出し給ひし時、天下の主たる天照皇太神を生み給ふ。夫れより數千萬年を経ても、皇太神の子々孫々じじく繩々じじく綿々として天壤と窮りなく、天下の主として萬物を統べ治め給ふ。而して萬物中にて最も靈なるは、人民に如くはなし。人民は靈物なれば衣食を生ずるあり、宮室器皿きべいを造作するあり、此の二物を有無交易して融通せしむるあり。是れ皆各、其の職ありて互に利し互に益して世を涉る者なり。士たる者は三民の業なくして三民の上に立ち、人君の下に

(五) 伊弉諾伊弉冊の二尊

(一) 松陰の
養父吉田大助
名は賢良
(二) 藤澤の
儒にして吏、
山陽の叔父

居り、君意を奉じて民の爲めに災害禍亂を防ぎ、財成輔相をなすを以て職とせり。而るに今の士たる者、民の膏血を糜^{しほ}り、君の俸祿を攘^{むす}み、此の理を思はざるは、實に天の賊民と云ふべし。此の處人々自ら考へ、三民の長たるに負かぬ如く覺悟し給へ。先^(一)考龍門先生、頼杏坪^(二)の食祿箴の後に題し給ふ中に云へり、「君は國の幹、民は國の本、臣は君民の間に立ちて、君をして仁に、民をして業に勤めしむ。而して美は則ち之れを君と民とに歸して、刺^{そり}は己れに收む。朝典此れに因りて亂れず、治教此れに因りて日に明かなり。是れ人臣の上に奉ずる所以なり」と。寅や不敏なりと雖も、遠くは先師の教を思ひ、近くは先考の訓^{おそ}を仰ぐ。而して賊民となるに安んぜんや。

(三) 君道・
臣道・臣談・
士談等の大綱
下に多くの目
を設けてその
理法を論述す
門人の筆記に
なる

「學は物に格^{いた}り知を致さんが爲めにして、異國の俗を效^たはんが爲めに非ざるなり」と云ふ處亦尤も思ふべし。格物致知は大學に見ゆ。其の詳説の如きは山鹿語類卷三十三、聖學一に具す、就いて見るべし。又上文に究理と云ふも此の事なり。漢土にて外國を抑へて其の國を尊みて自ら中國と尊むを見ては、内を尊みて外を賤しむの理を悟り、我が邦の中朝と尊むべきを知り、漢土にて先王を尊み宗廟社稷を重んずるを見ては、

(四) 天神七
代、地神五代

本に報い祖を敬するの理を悟り、我が天七地五より代々の聖帝を尊むべきを知る類、是れ究理の學なり。若し乃ち漢籍を讀みて、漢土を羨みて我が國を遺^{わす}れ、漢土の先王を尊みて我が國の神聖を疎^{かろ}かに心得る類、是れ皆理を究めざるの弊なり。何事に依らず形跡に拘泥せずして、神理を會得すること要にて、禮義作法に於て尤も其の理を思ふべし。禮義作法は總べて君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信に落着することなるに、其の所へは反^かつて心付かずして、威儀容止の節、宮室衣服の制等の瑣事に拘ること、是れ大いに誤なり。且つ西蕃船砲の術の如き、原^{もと}と皆是れを以て國益を開き寇害を防ぐの器械なれば、其の理茲にあり。其の理を知らずして是れを學ぶ者は、夷狄の陋俗^{ろうぞく}を羨みて、吾が國體を忘るるに至る。其の理を知らずして是れを惡む者は、是れを以て妖教邪術に比するに至る。是れ皆一偏の見にして並びに非なり。神州の大體を存し、萬國の器械を採用すること、漢土聖賢の書を講究して、我が國忠孝の行を資^{たす}くると、事の大小は異れども、畢竟同様究理の學なり。又「祭禮を爲すに異様を用ふ」の一事の如き、寛文丙午、先師父の喪に居り、子弟を追戒する中に云ふ、

(五) 寛文六
年、父玄菴は
前年十二月歿
す

「汝曹戒むべし。浮屠を信ずべからず。浮屠輕易にして粧嚴を専らにし、悉く聖人の禮に乖く云々。然れども世俗皆之れに従ふ。然らざれば乃ち公門に嫌あり。故に大抵多く浮屠の説に従ひて可なり」とあり。是れ等を以て先師の斟酌精密なるを知るべし。是れ究理の一端と爲すべし。

夙起夜寐

夙起夜寐を以て一篇の標題とす。知るべし、此の篇武士一日中の教戒洵らす所なく、且つ下諸篇の綱領たることを。而して其の着實切要復た辯を費さず。只だ句々是れを身に行ひて己が徳を成すべし。「平旦の氣を養ふ」は委しく孟子告子上篇に見えたる通りにて、即ち所謂浩然の氣を養ふの公孫丑上篇工夫なり。凡そ人は浩然の氣なければ、才も智も用に立つ者に非ず。此の氣は血氣客氣に非ず、人の本心より奮然として湧出し、何如なる大敵猛勢にも惧れず、小敵弱勢をも侮らず、何如なる至艱大難をも恐怖せず、宴安逸樂にも解體せず、確乎として守る所あり、奮然として勵む所あるの氣是れなり。

浩然の氣を養ふは平旦の氣を養ふより始まる。「夙に起きておろくちます盥みひ嗽ぎ、櫛みけづり、衣服を正し、用具を佩ぶ」。皆平旦の氣を養ふの方法なり。「君父の恩情を體認し、今日の家業を思量し、孝の終始を觀る」に至りては最も養氣の根本たり。其の下云ふ所、「家事、賓客、君に事へ、父に事へ、長に侍し、友を會し、行を顧み、書を披き、夜の戒を爲す」に至る迄、終日の事一として養氣に非ざるはなし。「寢所に入り氣を休め體を寛やかにす」に至りては、又明旦の氣を預め今夜より養ふ所以なり。此の工夫を積みみて、終始少しも厭改なくんば、浩然の氣果して及び難からず。

「君父の恩情を體認する」は是れ忠孝の本なり。「今日の家業を思量する」は是れ武道の本なり。先師人を教ふる、忠孝武の三道鼎立を以て示せり。然れども忠孝は即ち武なり、武は即ち忠孝なり。忠孝を心に存して體とし、武を以て行に發し用とすとうて可なり。武は所謂くわし戈止の武にして文武の統名なり、彼の偏武の謂いに非ず、又腐儒の知る所に非ず。武の眞理は武教全書の首はじめに於て委しく考ふべし。

此の篇「士の正義」と云ひ、「義不義の行」と云ふ。其の他諸篇毎々義を擧げて教と

す。先師武士へ施さるる^{てきせ}的劑^{てきざい}全く義の一字にあることなり。武士は武勇を以て主とすることなれども、勇の弊は或は暴戾に陥ることあり。是れを濟^{すく}ふは義に如くことなし。武士は甚だ仁柔を忌む。柔は惡徳と云ふには非ざれども、柔の弊は毎に濡緩^{じゆくわん}事に及ばず、怠惰に陷溺する者なり。是れを振ふは義に如くことなし。此の義は事の宜しきに合^{かな}うて、而も果斷裁制を以て用をなすことなれば、暴戾怠惰の致すべきに非ざるなり。抑、^お「能く信あつて偽らず、常に士の正義を思ひて懈^{おこた}るべからず、是れ交を全くするの道なり」と云ふ者、深く其の意を尋ねべし。戰國の習として、武勇の弊^{やぶ}動もすれば粗暴兇戾に陥り、瑣細^{ざさい}の無禮咎^{ぶれいとがめ}、詞咎^{ことばとがめ}などより喧嘩鬪争を生じ、人を討ち果し、疵^{きず}付^{つけ}すること多し。其の風先師の時迄は専ら世に流行せり。是れ昇平委靡^{ひび}柔惰、無廉無恥の風よりは遙かに勝りたれども、大丈夫國に許す所の堂々たる六尺の身を以て、區々私忿の爲めに碎折するは、誠に不忠なることなり。忠義の士是れ等の際に處するは、信と正義を以てするの外はなし。己れの信を以て人の偽を正し、己れの正義を以て人の不義を正し、夜^{よる}白片時^{ひるかたとき}も懈怠^{けたい}なくんば、粗暴兇戾の夫と云へども心折意服するの暇

あらざらんとす。交を全くするの道、何ぞ是れに加ふる者あらんや。然れども今余が日中復た戰國粗暴兇戾の夫を見ることなし。世反つて信と正義を持する者を畏れ忌みて、目して粗暴兇戾とするに至らんとす。世道の變實に嘆息に勝へざることなり。此の篇の主意は、士たる者夙^{しゆく}起^きより夜寐^{やび}に至る迄、片時も空閒無事にして居らぬ様にとの教なり。諸君年少、吾れ此の篇に就いて一繩墨を下して、相共に茲に従事せん。「閑なるときは則ち今日の行事を顧み」の一語を見よ。顧みると云ふは過ぎたる事を回視することなり。過ぎたる事を回視するは冊記に如くはなし。願はくは今日より更始し、各人一簿を作り、日々の行事を詳録し、會期に當りて必ず携へて席に上り、各々相切^{せつ}劔^{けん}するの一端となさんと欲す。簿成らば表紙に「^(一)身體髮膚受^う之^の父母^ニ、不^ルニ^ハ敢^テ毀傷^セ、孝之始也。立^テ身^ヲ行^ヒ道^ヲ、揚^ゲ名^ヲ於^テ後世^ニ、以^テ顯^ス父母^ノ、孝之終也」の二語を題し、^(二)此の語即ち上文、忠孝武三事の歸注する所なり。其の下己れの姓名を書し、華押^{てん}に沾^ぬするに鮮血を以てし、以て信記とし、日々是れに對せば、是れ亦「觀るべし」の教にも叶ふべし。「郷に善俗なく、世に誠教乏しき」は先師の憂とする所なり。今、余が不徳不才、何ぞ遽かに教の誠否

(一) 孝經の語にして武教小學に引用してある。松陰の丙辰日記表紙にはこの通りが實行され血判してある。(二) 原本はこの所に血判してある

を云ふに足らんや。然れども先師の誠教具さに存して此の書にあり。諸君と磨勵して是れに従事せば、闔族より及ぼして一郷の俗を善くするに足らざらんや。若し果して松下邑の善俗を成すこと能はずんば、先師の英靈寧んぞ吾が輩を咎め怒らざらんや。諸君以て何如とする。

(一) 杉梅太郎修道
(二) 嘉永二年、藩校開倫館の擴張新建築事成る
(三) 中谷市左衛門章貞、學校總奉行益田玄蕃の下に手元役たり
安政三年七月歿す

「凡そ仕官の途は、朝に出づるときは人に先ち、夕に退くときは人に後る」。此の一語甚だ淺近に似たれども、極めて意義あり。仕官の人能く是れを服膺せば、亦守職の吏と云ふべし。出入先後の事は姑く一隅を擧げたるのみなり。凡そ人の情、大抵因循苟且、難を厭ひ煩を嫌ふ者なり。今一難事あり、必ず人に先ちて是れを任じ、一煩事あり、必ず人に後れて是れを了す。此の心を持ちて諸事に當らば、職を奉じ君に事ふる、敢へて人に後れんや。戰に臨みては必ず人に先ちて魁となり、戰敗れては必ず人に後れて殿となる。又何ぞ古武士に愧づることあらんや。家兄云ふ、「己酉の歲、明倫館再興、余初めて微官を得て館中の吏たり。因つて故の中谷翁を見る。翁時に益田玄蕃に屬し再興の事務を理す。翁云はく、『俗吏多く言ふ、當番缺くとも非番詰める

(四) 嘉永四年三月五日歿、發、江戸遊學の途に上る

など。此の語の心は、兎角事を處すれば過誤も出来る者なれば、大抵は人に譲りて己れは事を爲さざる如くし、功名を求めず、過誤を免かるべしとの意なり。然れども吾が意獨り以て然らずとす。當番の缺くべからざる固よりなり。乃ち非番と云へども亦敢へて自ら暇逸せざるこそ精勤とも奉公とも云ふべし。事を爲さずして過誤を免かるるは、何ぞ事に鍊れて過誤なきに若かん」と。家兄深く以て然りとす。是れより官事を處する、務めて人後に落ちざらんことを志す」と云へり。余も亦明倫館再興の事に因りて初めて翁を知る。書生多く翁の大體に通ぜずして、俗習多きを譏る。然れども余翁の言論を見るに、動もすれば即ち古義に合ふ。且つ其の事を處して精厲なる如き、今世の吏、余未だ其の比を見ず。自ら云ふ、「人と期して未だ嘗て人に後れず、大抵人に先つこと半時許りなり。官府に登る、亦未だ嘗て人に後れず。壯歲以來、夜臥未だ嘗て二時に過ぎず、即ち起きて事を處す。事なければ必ず一事を假設して是れを思ふ」と。余辛亥の歲東遊、公駕に従ひ翁と同行す。翁毎夜宿に着き多くは官事を理す。事畢り一睡し即ち起きて装束を束ね坐睡するのみ。翁常に云ふ、「武士たる者は人の爲

めに寢首を搔かれては澄まぬことなり」と。ここを以て熟寐の時と云へども、一呼必ず醒む。蓋し翁心性常々惺々、故に能く斯くの如し。他なし、是れを以て官事に當るのみ。然れども是れ獨り官戒のみに非ず、武士道の鍊磨、亦實に茲にあり。

「士卒の體を安んぜしむ」の事、語類卷十二、君道十二、治談下、主僕の居相遠ざくの條下に論ず。云はく、「或人、師の居所、下人の居所を遠く作れることを尋ぬ。師曰く、人必ず屈伸あり。屈伸するに節を失ふときは、草臥まじき時に勞るる者なり。且つ下を見ること賢人聖人を以てすべからず。故に主として、臣の晝夜となく勤めんことを求め、作法の正しきを守り慎まんことを求むるは、君臣の情相背くの所以なり。特に下として上に狎ることあれば、其の法令を輕んじ、眞の時恭敬の心薄し。ここを以て予が茅屋の間、膝を容るるにたれる所にも、下人の居所を遠くして、其の志を寛かにす。而して教ふべき戒むべきことをば、怠らずして糾明す。但だ彼れ閑居して不善をなさんには遠きに利あるべければ、節を計りて度々改め糾明するなり」と。先師の事々心を用ゆるの親切、斯くの如し。後學宜しく此の意を奉承すべし。

燕居

小學の書、首篇を綱とす。以下八篇、大抵其の目なり。而して此の篇、特に首篇中より燕居の士を抜き出して、詳かに是れを論ず。八篇中に在りては又其の要たり。凡そ武士一日の事、諸士に謁し賓客に對するの外、武藝を習ひ、武義を論じ、武器を閲するの三事に過ぎず。武士誠に此の三事を以て日々の常職とせば、武士たらざらんと欲すと雖も得べからず。其の才不才、智不智に至りては強ひて論ずるに足らず。抑、余仰ぎて今公の政教を察するに、一號一令悉く此の三事に非ざるはなし。就中學政更張、武備修理の舉に至りては、其の旨最も昭々にして、闔藩の士孰れか是れを知らざらん。然るに尙ほ或は閑居の士ありて、往々不善を爲し、政教を害し、罪戾に陥る者あり、實に慙懼に堪へざる事どもなり。是れ人々自ら省察悛改せずんば明君に負くも亦甚だしからずや。三事中、武藝を習ふは技藝を巧にして名譽を求むるに非ず。手足を自由にし、骨節を便利にし、身軽く體馴れて、只今にても戰場に臨み、刺撃の接戦に差支

(一) 藩主毛
利敬親

ふるることなき如く、夜白に修鍊することなり。今世の武藝は一種遊戯の花法となる者多し。身を戰場に置いて瞑目工夫するに非ずんば、何ぞ其の遊戯たるを知らんや。武義を論ずるは固より書を披いて講讀することなり。然れども讀書の弊最も多し。或は異俗を慕ひ、或は時勢に阿り、或は浮華に趨り、或は文柔に流るるの類枚擧に堪へず。只だ武義の二字を真切に心に留めば、萬弊自ら除き大裨益を得るに至らん。武器を閲するは武士の一要務なり。甲冑ありても緘絲は切れ、鐵砲ありても玉藥は虚しく、槍刀は多く具ふれども澁鏽して用をなさず、券狀は多く積みたれども軍用の正金は貯へぬ類、皆是れ平日武器を閲せざるの過なり。此の三事皆楮墨の空談に非ず、宜しく逐一に點檢工夫を加ふべし。武士たる者、明君に報ずる所以斯くの如くにして足れりと云ふには非ず。然れども燕居の士是れを捨てば、明君に報ずる所以別に一事あることなし。

(二) 講發行の紙弊

「四十に至るを強仕の年と爲す」と云ふこと、禮記内則の制に據れば、二十にして冠す。是れより前、六年、九年、十三年と各々教學するの品節あり。已に冠するに至り

ては専ら博學を勤め、未だ敢へて人に教へず。三十に至り始めて室ありて家事を治む。然れども猶ほ又博學を勤め、朋友互に切磋し、志を擧げて相示す。然る後四十に至り始めて仕ふ。然れば大凡十歳前後より四十歳比迄、三十餘年中學問を勤む。而して其の最も自ら勵むことは中十年にあるなり。而して又「仕へて優なれば學ぶ」の訓あり。說苑に載す、「甯越の友人の曰く、學三十年なれば則ち以て達すべし」と。蓋し内則の意なり。又班固が志に、「古は八歳小學に入り、十五大學に入る」。又、

「三年にして一藝に通じ、三十にして五經立つ」と云ふも相照らして考ふべし。其の博學の日甚だ短し。且つ其の學たる、古人大體を存し經文を玩ぶの如きに非ず、猥雜淺狹にして大義大節に暗し。宜なるかな、巨材碩學其の人に乏しくして、事々苟

且以て一日を涉ること。然れども是れ人々の志にあることなれば、今に當り内則を擧げて左券とすと云ふとも益なきことなり。或ひと云はく、「禮記に男子は三十にして室あり、女子は二十にして嫁すと云へども、歷代の律、乃ち男子十五、女子十三、嫁

(一) 論語子張篇に出づ
(二) 漢の劉向の撰、逸事言行の戒となすべきものを録す、凡そ二十卷
(三) 漢代の歴史家、字は孟堅。司馬遷の史記の後をうけて漢書を著す、志は即ち漢書藝文志

娶を許す者は何ぞや」と。云はく、是れ庶人の制のみ、庶人の制固より斯くの如くに
して足れり。今有志の士有用の學を勤め、有待の材を成さんと欲せば、自ら内則の制
に従はざることを得ず。且つ仕宦の如き、尋常一様、庸俗の事を成すは何ぞ必ずしも
四十を待たん。是れ子孫の量を考へて、弱冠たりと云へども、官途を経せしむべしと
云ふ所以なり。凡そ教訓の言、人を待つに尋常を以てするあり、人に望むに絶異を以
てする者あり、篇々語々、心を付けて見るべし。余が講ずる所と云へども、自ら二つ
の者の別なきことを得ず。讀者自ら待つに尋常を以てせんか、絶異を以てせんか。是
れ其の擇ぶこと何如にあるのみ。篇首の數句、本文に在りては特に起手の冒なれども、是れ亦切要の論なれ
ば、亦茲に述す。讀者其の全篇言意の外に出づるを怪しむことなかれ。

言語應對

此の篇誠に切實なり。熟讀して心に藏し、一言一語、一應一對、暫らくも是れを忘る
ることなくんば志士と云ふべし。大要三件なり。吉凶軍賓等の禮に通じ、各々其の詞
の品則を考ふる事第一件なり。常に語るべきの事第二件なり。斷えて語るまじきの事

(一) 武教全
書の略

(二) 布施御
名鑿城、通稱
虎之助、菽藩
士にして、藩
の典故に精し
く又歌人、安
政三年二月歿、
年五十八

(三) 宋元明
續紀奉使抄、
第十二卷所載
參照

第三件なり。首に「言語正しからず」と云ひ、「柔弱」と云ひ、「鄙劣」と云ふをも、
皆此の三件へ係けて見るべし。第一件の事は全書中に在りて、軍禮・斥候・侍用武功
等に載する所の軍詞をも考ふべし。又本藩の事は布施氏の訓子帖の如き、淺近と云へ
ども、初學の觀るに簡便なり。此の外類を推して、禮法古實等をも究むべし。畢竟多
聞多識に若くはなし。然れども、是れ皆大關係あることに非ず。若し乃ち他邦の使者
に應對し、又は他邦に使し、或は海外夷狄に使用する如きは、亦所謂賓客中の一事にし
て、是れ獨り甚重の事なり。何となれば、一言の下に國の榮辱輕重に關り、或は兩國
の和乖好戎をも起す者なれば、深く思慮せざるべからず。余曾て漢土の事蹟を撫りて
奉使抄を作る。亦是れ應對の一盆に備へんと欲するなり。この類固より臨機應變ある
ことにて、膠柱刻舟の及ぶ所に非ずと云へども、余頗る論述する所あらんと欲す。今
茲に贅せず。又第三件の事は、斷えて語るまじき事なれば論ずるに及ばず。第二件の
事は、書を読み武義を論ずる内の事なり、其の事件千百限りなし。今漫りに一二事を行
引きて是れを云はんに、義不義の論は、上世至治の時は天下皆王命を奉じて王事を行

ふことなれば、義不義の論迄もなきことなり。其の中にも守屋もみやの佛法を排し、鎌足の入鹿を誅し、清麿の神託を承る如きの類、義名の赫々たるは皆一時の變なり。而して是れ等の事、至治の世には多くあることなし。只だ後鳥羽・後醍醐二天皇の北條を討じ給ひ、特に後醍醐の末年に至りては、高氏別に天子を擁立し兩統相争ふの態をなし、己が叛逆の蹟を掩ひ、天下の人目を蠱惑こわくせしに至れり。是れ義不義の論ある所なり。官軍の義にして賊兵の不義なる事、紙上の論にては明白なることなれども、當時に在りては利害成敗に頓着して、多くは義不義の論に及ばざる有様なり。時代武義の盛衰は、忝くも神武天皇日向より策を決して親ら水師を率ゐ東征し、遂に都を大和の橿原に定め給ひしより以來、崇神天皇は四道將軍を置き給ひ、景行・仲哀二天皇は親ら叛亂を征伐し給ひ、神功皇后に至りては海外迄も親征し給ふ。爾後事起れば皇子或は重臣に命じ征討せしめ給ひ、兵權常に朝廷に在り、武威常に海外に振ふ。是れ武義の盛なり。清盛・頼朝以來武臣兵權を横奪して、今日に降りては海外の醜夷反つて來侵するに至る。是れ武義の衰なり。此の兩條は其の最も大にして甚だ見易き者なり。其の

間又小義小不義、小盛小衰は限りなきことにて、「古戦場の事、勇義の行」、各、是れに屬すること又限りなし。然れども此の類の事を懸空に論ずるは、古今史論家の常事にして、武士道に於て毫も裨益なきことなり。故に先師の教は、「議論して今日の非を戒むべし」とあり。嗚呼、高氏の逆賊たることは三歳の小兒も知りたれども、今日の非を戒むる者絶えて少なし。武義の衰へたることは五尺の童子も知りたれども、亦今日の非を戒むる者最も少なし。凡そ事斯くの如くなれば、其の他の小義不義、小盛衰及び古戦場の事、勇義の行に至りても、徒らに呶々辯説するまでにて、毫も其の非を戒むることなく、神州今日の事に裨益あることなし。吾が輩猛省せざるべけんや。

行住坐臥

此の篇一の敬の字を寫したる者なり。敬の字は主(一)しゆいっわせき一無適などと註して、道學先生は高上なる事に説けども、敬は乃ち備そまへなり。武士道にては是れを覺悟と云ふ。論語に「門(三)を出でては大賓を見るが如し」と云ふ。是れ敬を説くなり。吳子に「門(三)を出づるより

(一) 論語學
而篇の朱註
(二) 顏淵篇
に出づ
(三) 吳子卷
下論將第四に
出づ

敵を見るが如くす」と云ふ。是れ備を説くなり。並びに皆覺悟の道なり。敬・備は忘の反對にて、怠は即ち油斷なり。武士たる者は行住坐臥常に覺悟ありて油斷なき如くすべしとなり。又「外に出づるときは則ち内を忘るべし」と云ふも切要の語なり。前の開講主意にも略ぼ云ひたるが、先師北條氏の宅にて、赤穂謫居の命を蒙られし時、北條氏より何事にも云ひ置かれ度き事あらば書き付けられよとて、硯箱を出させれば、先師笑ひて、「兼てより外に出でては内を忘るる丈の覺悟はせし事なれば、今更云ひ置くべき事逆は是れなし」と對へられしは、實に武士道の龜鑑に非ずや。凡そ武士には是れ程の覺悟はなくては澄まぬことなり。語類、治談下に、人君顧命の條あり。大意に謂ふ、人君顧命の事、周書に是れを出せり。然れども人の今日の言行悉く教戒なれば、臨終の時と云へども別に何事をか云ひ置かん。明君賢將と暗君愚將とは平生に定まることなれば、平生の言行各、其の遺命なり。幼主の輔佐、又は草業の功未だ全からずして身罷り給はんには、顧命の説なきにしもあらず。然れども是れ亦人を選びて政を委任し、嗣君を輔佐せしめば、遺命なくとも可なり。太閤秀吉の重々遺

命せしも、幾程なく五奉行始め各、其の命を用ひざるに至れり。是れ平日の教戒疎かにして、死後に教戒せんとするとも聊かも立つべき様なし。平日の綱紀亂れて死後に綱紀を正さんとするとも、絶えて行はるべき様なし。但し死は一生の終にして、人の死せんとする其の言ふや善きの例にて、子孫も遺誠と號して是れを守る事なれば、其の結要とすべき所を遺命するも一の教道たるべきのみと。是れ等の論實に前人未發の説にして、平生に覺悟ある人に非ずんば、安んぞ善くここに及ばんや。又行の一事に就いて説あり。「傍人に礙らず、非禮を爲さず、過言を出さず」の三語、血氣の勇者は遽かに聽いては服せざる事なり。血氣の勇者は兎角道中にて行人に礙り、非禮過言をなし、終には大不覺を取り、面目を失ふ事多き者なり。此の風幕士の下卒などに多し。然れども是れ固より半季互の雇奴原がゆすりの爲めにする事となれば、論ずるに足らず。但だ堂々たる藩士として、却つて彼の輩と曲直を争ふの癖ある者あり。是れ前の三語を深味せざるなり。凡そ藩士は隨分謹厚にして、非禮過言を慎み戒むるこそ、誠に長者の風にして、却つて大國の武威も顯はるるなれば、是れ即ち大勇の所なり。

其の大勇の根元は外に出づるより内を忘れ、門を出づるより敵を見る如きにあり。夫れ已に内を忘れ、敵を見るの心膽定むる時は、傍人皆我が穀内こうないにあることなれば、前の三語を守りて復た小節小事を校かんがふるに足らず。若し事に臨み萬々理勢の止むべからざる者ある時は、直ちに我が大勇を奮發して、萬人立所たちどころに辟易せざることなし、豈に徒たに下卒輩を敵とせんや。必ず藩士の武風を天下に振耀して已まんのみ。是れ程の事なれば、容易に小節小事の爲めに振ふべきに非ず。此の事本論もとするに足ることなしと雖も、少壯血氣の士、動もすれば事を誤ることある者なれば、茲に論ず。「用具を佩び、利器を離さず、夜戒を嚴にし、不虞の戒を忘れず」等の事に至りては、覺悟の細目にして最も心を付くべきことなり。前に云ふ中谷翁の如きは、實に善く此の覺悟を守りたる人にて、感ずるに餘りあり。總べて古武士は是れ等の廉々かどくを善く磨きたることなり。士風の盛衰美惡も却つて是れ等の小事に著はるる者なれば、人々能く心を付くべきことなり。「行住坐臥、暫くも放心せば則ち必ず變に臨みて常を失ひ、一生の恪勤、一事に於て闕滅す。變の至るや知るべからず」と云ふは、細行つしを矜つしまざれば、

遂に大徳を累はすと云ふと同一種の語にして、最も謹嚴なる語なり。余前篇に於て最も大なる事を論じ、此の篇にては又小事を論ず、合せ考へて各々當る所あるを知るべし。抑々敬・備・覺悟の事は、徒たに一武士の其の身を守る、宜しく然るべきのみに非ず。古の明君賢將は是れを以て其の身を守り、又其の親臣大臣を戒め、又其の諸士を戒め、又其の庶民を戒む。一人の心は千萬人の心にて、君將の心茲に在る時は、臣民に及ぶこと固より命令告諭を待つことなし、置郵ちゆうして傳ふるよりも速かならん。是れ武備の最要なり。果して然らば東西南北夷寇交々犯すとも、其の相援ふや左右の手の如し。器械軍卒未だ備はらずと雖も、思已に半ばに過ぎん。若し然らずんば、器械軍卒何程備はりても、譬へば阿の大夫の趙に郵けんを攻められて救はず、衛に薛陵せつりやうを取られとも知らぬ如くにて、何ぞ其の國を守ることを得んや。故に身を守るには、人に寢首を搔かれざる如く心懸くべし。國を守るには、敵に寢城を抜かれざる如く心懸くべし。今天下まの方且まに安安に耽り、人の不虞を襲ふに暇あらず。然れども變は固より常に非ざることなれば、「變の至ること知るべからず」の訓、豈に苟且にして可ならんや。

(一) 春秋戰
國時代齊の威
王の臣、史記
四十六、威王
の條參照

衣食居

(一) 里仁篇
第九章、學而
篇第十四章

此の篇首句、「惡衣惡食を恥ぢ、居の安きを求むるは則ち志士に非ず」と云ふ。是れ論語兩章の意を集めて一句となせり。原註に志士と云ふは即ち道に志すの士なり、即ち君子なり。武門武士として武道を磨き、國家の洪恩に報じ、父母の美名を顯はさんと心懸くる、是れ志士なり。士の志、苟も茲に専らなる時は、惡衣惡食何の恥づることあらん。此の恥ぢざるに二様あり。一は身に道德の重きを任じ、心に仁義の樂しみを甘んず。衣食其の他の外物、吾が心を動かすに足らず、又動かすに暇あらざる者あり。(二)子路の敝緇袍を衣て、狐貉を衣たる者と並び立ちて恥ぢず、顔淵の一簞の食、一瓢の飲にて、陋巷に居りて樂しみを改めざるが如き是れなり。二は内自ら恃む所あり、自ら伐る所ありて、人の狐貉と膏粱を羨まざるのみならず、反つて狐貉膏粱の人を淺猿しく思ふなり。(四)曾子の「晉楚は富貴を以てし、我れは仁義を以てす」と云ひ、孟子の(五)「令聞廣譽、仁義に飽きて人の文繡膏粱を願はざる」と云ふ如き是れなり。武士たる

(二) 論語子
罕篇に出づ
(三) 論語雍
也篇に出づ

(四) 孟子公
孫丑下篇に出
づ
(五) 孟子告
子上篇に出づ

(六) 爲永春
水著、五十四
卷、赤穂義士
復讐の顛末を
書ける小説

(七) 顔淵・
仲由(字は子
路)・曾參・孟
軻

者は是れ程の志はなくては、武士と云ふに足らず。戯作本の誠忠(六)いろは文庫に載する所の、大高源吾が節季の煤竹を賣りて、其角に「朝待たるる其の寶舟」と答へたる心事を思ひ遣りて見よ。此の時に當りて豈に人の膏粱を願はんや、豈に人の文繡を羨まんや、又豈に惡衣惡食を恥ぢんや。乃ち顔・仲・曾・孟に謁するとも、露塵程も恥ぢ懼ることなし、豈に愉快ならずや。「居の安きを求むる」の害に至りては、下文にも云ふ如く「居安く室美なるときは、則ち志、家を思ふに在り」の譯にて、最も武士の戒むべき所なり。又下の財寶器用(物)の篇に、「財寶を吝しみ、器用(物)を翫ばば則ち武義自ら闕如し、大節に臨みて殆ど家を忘るる能はず」と云ひ、及び「土器畫軸銅鐵の器を藏して之れを寶とし、千金を以て之れに易ふ、其の惑甚だしいかな」と云ふも、ここに併せ論ずべし。夫れ屋宅に美麗を盡くし、居間、勝手に便利を構へ、床の置物懸物、屏風障子等、名筆古器を集むる如き、武士の一隻眼に白まれば、其の人の心底が洞徹して知らるるなり。商賣町人は是れにても苦しからず。苟も武士の籍に居る者として蒐る所行あらば、誠に恥ケ敷事に非ずや。總べて衣食住共に武士たる者は、早

(一) 天文九年、毛利元就安藝の吉田、郡山城に在り、尼子晴久の兵に圍まる
 (二) 弘治元年九月晦日夜、毛利元就陶晴賢を討たんとして嚴島に渡る
 (三) 徳川齊昭

(四) 松陰の養母の義兄、五郎左衛門久成
 (五) 名は定明、雲濱と號す〔關傳〕
 (六) 蕃山と號す、陽明學者、備前藩主池田光政に仕ふ
 (七) 源義經

晩も郡山御籠城か嚴島御渡海の時の事を以て心に存せば、天晴武士と云ふべし。因つて憶ふ、余野山獄にある時、家兄より水戸景山公甲寅春の壁書とて寫し贈らる。披き見るに云はく、「飯を得る毎に兵糧の粗々敷あらくしきを思ひ、衣を得る毎に甲冑の窮屈を思ひ、居宅を構ふるに陣中の不自由を思ひ、起居の安きに山野の苦を思ひ、父母妻子同居し兄弟親族と交はるに、遠國離居の時の悲歎を思ひやりて、今日の無事安穩を大幸とせば、何ぞ奢の念を生ぜん」と。因つて是れを同囚に示して、獄舎の艱苦を怵こもふるの一規に當つ。噫、是れ亦此の篇の訓と併せ考ふべし。外叔久保翁、衣食住儉素を好み、特に古器物、名書畫等たぐは一も儲ふることなく、蓋し其の志將さにすることあらんとす。余又曾て京師の梅田源次郎に聞くことあり、熊澤了介先生の家、懸物僅かに二軸あり。一は源廷尉弓流しの圖なり、一は「筑波山葉山蕃しげやま山蕃けれど思ひ入るにはさはらざりけり」の歌なり。源重之の歌、新古今集戀一卷に入れり並びに深く自ら警戒せらるる所あり。其の他絶えて一軸なしとぞ。實に後學の景仰すべきことなり。余亦器物書畫に於て素より翫好あることなし。然れども蘇東坡の寶繪堂記に、「之れを煙雲の眼を過ぎ、百鳥の耳に感ず

るに譬ふ。豈に欣然として之れに接せざらんや、去りては復た念おもはざるなり」の語に至りては甚だ吾が心に合す。白樂天の詩に、「亦此の身を戀ふるなかれ、萬劫煩惱の根。亦此の身を厭ふなかれ、一聚虛空の塵」と云ふも同一の見解なり。武士たる者此の見解なくては討死は出来ぬなり。而して俗士乃ち器物書畫さへ念慮に横たはる位にて、安んぞ煩惱虛空の眞理を了悟することを得んや。

「家宅の廣狹用所尤も武式を守るべし」と云ふこと、余年來此の事に心ありと雖も、未だ家宅を起すことを得ず。今幽囚の身なれば詮方なし。唯だ思ふ所を紙に筆して同志に示すを得るのみ。武式を守ると云ふは治亂を通じての工夫なり。武士の家宅、大抵陣制城制を參酌すべし。江戸諸藩邸略ぼ其の意はあれども、壯宏華奢率ね其の分に過ぐ、復た「室宅は必ず輕薄を以て用と爲す」の意あることなし。然れども侯伯邸第の制は吾れ敢へて私に議せず。吾れ且つ自ら思ふ所を云はん。先づ郊外數里の地に當りて廣敞の宅地一區を買得し、前左右長屋を作り之れを廻らし、江戸藩邸の如く小屋小屋を割り、屏壁を以て限り、一限りの廣さ十數坪に過ぎず。余自ら其の宅を司り、

同志の士又は從學の士等へ各、一限りを貸し與へ住居せしむ。其の中央に一大堂を起し、會講會讀又は賓客宴享等の事ある時は、皆大堂に於てす。又其の内に空地を廣くし演武場とし、隊伍坐作の法、銃馬刀槍の技をも茲にて習はし、後は田畠山林に連り、文武の餘暇を以て各、耕耘樵蘇をもなすべし。是れ其の大略なり。其の委曲は意匠あれども必ずしも云はず。此の宅一度成らば、下篇の「乏者に給し、貧者を救ひ、給せざるを省み、賢者を招き、士を聚む」の事も心の儘に行はるるなり。文武技藝の士もここに寓せしむべし、流民貧夫もここに役すべし。因つて門限を嚴にし出入を檢せば、前の燕居の篇の如くに、少壯の士を責むることもなるべし。此の事一二有力有志の人を得て是れを謀らば、甚だ爲し易き事なり。是れを擴充せば士着の制も行はるるなり。凡そ士着を行ふに、士人を民間に散在せしむる時は、百弊叢生すること必せり。但だ此の制以て其の弊を救ふに足れり。然れども此の制も官命にて俄かに行はんとせば、亦弊を生ずるを免かれざるべし。只だ有力有志の士相遇うて自ら成るべし。官若し深く此の意を得ば、令せずして自ら行はるるの妙機あるべし。然れども是れ他日を待ち

て評議すべきのみ。

財寶器物

財寶器物は、衣食居と事相渉るを以て、上篇に於て已に略ぼ其の要義を述ぶ。今又兩篇及び下の興受の篇に通じて一論あり。三篇に於て宜しく儉吝の辨を知るべし。俗人は儉約の一段強きを吝嗇と心得る者多し。殊て知らず、儉約と吝嗇とは判然として兩事なり。儉は義を主とす、公なり。身に奉ずるの衣食財器を儉約し、儲蓄となし、君上の用に供し、朋輩の難を救ひ、下賤の貧を恤むことなり。吝は利を主とす、私なり。人に與ふる衣食財器を吝嗇し、人より取るには邪欲深く、邪智を用ひ、終に己が奢侈飲食の資とするか、守錢虜となりて死するかなり。二つの者の辨は古人已に論じ盡したれども、余尙ほ餘暇あらば、儉吝辨と云ふ一書を作り、古今の事實を列舉し、兩條の似て非なる者を辨せんと欲す。前漢の文帝、後漢の光武(帝)は儉と云ふべし。後漢の靈帝、唐の德宗は吝と云ふべし。又織田信長角力を賞するには煨栗三つを以てし、將

士の功に報ゆるには國郡の封を惜しまず。黒田孝高は魚肉をば味膾漬にして貯へたれども、日根野備中が返金をば辭して受けず。其の他青砥藤綱が松明を買ひて錢を尋ね、岡左内が常に金銀を遊び娛しみとし、事に臨みては君に獻納し、朋輩に賑施せし類、皆善く儉吝の辨を示したると云ふべし。是れ等の佳話古今に夥しき事なれば、右の書中へ採録せんと欲す。亦少しく先師の遺意を奉ずるに足らんか。

「死を全道に守る」の語、上篇にも是れあり。是れ論語泰伯篇に「死を守りて道を善くす」と云ふ語より出でたる者なり。死を守るとは死を徒らにせず、持ち詰めて居ることなり。全道は即ち善道と同意にして、武士の一死は、或は泰山より重く、或は鴻毛より輕きを以て、其の道を善くして、全道に於て一死を致し、平生の小忿を忍びて、忠孝の大節を立つることなり。大節に於て苟も缺くることあれば、假令一死を潔うすと云へども、全道と云ふべからず。武士たる者は元日より大晦日迄、日夜朝暮、動靜語黙、常に一死を以て心上に措きて、扱て其の一死を又徒らに成らぬ如く持ち詰める、譬へば悍馬を引留めて立つるが如し。而して眞に心一死を存する人に非ざれば、守る

(二) 渤海の人、南燕に入りて政務の極機に參す

の一字は合點行かぬことなり。南燕の封孚曰く、「行年七十、惟だ死所を求むるのみ」と。求の一字、又守の字と相照して其の味を悟るべし。

飲食色欲

此の篇反復熟味して武士道を悟るべし。蓋し一飲一食より男女衽席の間に至る迄、片時も武士の家業を忘れぬことなり。武士たる者は只今にても君命あらんには、槍を提げ馬に打乗り、水火に驅込むべき身分なれば、飲食男女の欲を縦にし、疾病を生じ、懶懦に陥り、氣根を弱くしては、武士道が闕くるなり。一友あり、甚だ飲酒を好む。其の官と爲るに及んで、頗る亦修飾して飲を謹む。一才人は是れを調弄して俗態とす。余乃ち一友の爲めに回護して云はく、「飲を謹む甚だ好し。吏たる者何時何事の生ぜんも度るべからず。酒を被る時、事或は塵心に失し、或は惰氣を生じ、何如なる不覺を致さんも知るべからず。平士にても戒むべき事なり。況や吏となりて職を任ずるをや。但し于定國の酒を食ひて數石に至り亂れず、冬月請讞を治し、飲酒益々精明と云

(二) 前漢の宣帝に事へし賢良、西平侯に封ぜらる

(一) 頼山陽
著日本外史

ふ如くならば、酒を飲むこと甚だ善し。若しそれ然らずんば、謹慎飲まざるに如かず」と。因つて憶ふ、外史に載す、北條泰時已に和田義盛を敗り、酒を置いて諸將士を勞して、之れに謂ひて云はく、「吾れ復た酒を飲まじ。曠昔宴を興にし、其の明亂作る。吾れ甲を擲て馬に上る、而るに宿醉未だ醒めず。吾れ意へらく、今より飲を禁ぜん。已にして戦ふこと數十合、渴して水を索む。葛西六郎楯を執りて酒を進む。我れ輒ち之れを飲む。甚だしいかな、吾れの常操なきや。吾れ復た飲まじ」と。泰時も亦武士道に心ありと云ふべし。或人疑ふ、然らば武士たる者枯禪とならば可ならんか。余が曰く、是れ大いに然らず。武士にして枯禪となり、委靡頹廢して拾收すべからずんば、何ぞ武士とするに足らん。唯だ其の心性活潑、身體強壯、飲食男女ありと云へども、其の體を弱まし、其の心を弛ぶるに足らざるを以て、眞の武士と云ふべし。若し乃ち身修まり家齊ひ、三民の儀表となるに至りては、最も武士の心掛くべきことにして、又此の篇尤も意を致す所なり。

放鷹狩獵

放鷹狩獵に六益二害あり。一益は、田園を荒すの猪鹿雉兔を殺生し、民害を除くなり。二益は、土地の遠近險易山川の形勢を知つて、平時は農政の利害を考へ、事ある時は戦守の策略を籌す。三益は、身をやつし民村を徘徊し、風俗街歌巷説に心を留め、政治の善惡を反省す。遠くは周代采詩の意、芻蕘に詢るの言も茲にあり。近くは最明寺時頼の行脚して、諸國の冤枉を察せしも茲にあり。政に預かる人尤も心得べし。四益は、山川を跋涉して四支を輕健にし、骨節を便習し、日比藝場にて學ぶ所の弓銃劍槍の術を活物へ對して試むるなり。五益は、從者陪卒の強弱勇怯、又武藝の巧拙、機轉の敏鈍を試むるなり。六益は、草鞋股引の製より、風雨霜露の凌方、弓銃の携帶、船馬の便不平等を實地にて試むるなり。此の六益は士の最も勤むべきことなり。二害は荒と暴となり。荒とは獸を從ひて厭くことなき之れを荒と謂ふとて、狩獵に耽り獲物を貪り、武士の家業を忘却することなり。暴とは民力を費し、田園を荒して顧みざることなり。暴する者は必ず荒す、荒する者は必ず暴す。二害異なりと云へども其の歸

(一) 周代に
各國の政治風
俗の良否を見
るため、各地
の詩歌を集め
しを云ふ。
(二) 北條時
頼

(一) 當役とも云ひ、江戸にありて藩政の總務を統轄し、永代家老中の一人これに任ず。但し藩主在國の時、は國に居る。

(二) 萩の西方數里の地名。

(三) 當職とも云ひ、絶えず藩國にありて政務を統轄し、永代家老中の一人これに任ず。

(四) 萩城の西傍にある海岸地帯。

(五) 萩灣内の東北部。

(六) 安政二年伊豆の君澤郡戸田港でロシヤ人船工の指導によつて成つた船の型。

(七) 萩の西方十數里の海岸地方に前大津と先大津な

は則ち同じ。以上の義、本文已に明備なれども、又茲に鋪衍す。頃ろ聞く、君公の美旨を奉じ、行相は屬吏を率ゐ、三見に兎獵し、國相も亦屬吏を率ゐ、大炮を西濱に演ぜられしと。蓋し亦六益二害に見るありての事ならん、最も嘉尙すべきことなり。先日族中の一老輩來りて、余に謂ふ、「近時海岸防禦の令追々下り、臺場の築造あり、銃礮の鍛鑄あり、隊伍の操習もあり。然れども皆陸戰の事なり。今の士を以て海上に押し出し、能く異賊と狂瀾怒濤の上に頡頏せんか、知るべからず。小畑浦にては君澤形の軍艦も打造せらるる由なれども、海に習はざる士は用には立つまじ。聞く、兩大津の鯨組は異常に風浪に慣習する由。若し此の輩へ小々の扶持を擬ひ、軍法を教へ置かば、究竟の海備ならん。子に於ては何如思へるや」と。余云はく、「君の論至極せり。但し鯨組を扶持人とするよりは、扶持人を鯨組とするの政、更に妙ならん。今の士人の漁獵を好む者をば、敢へて是れを禁ずることなく、大臣重職の人々も時々漁舟を海洋に泛べて諸士の先とならば、不日にして其の功を奏するに至らん。余壬子の歲、會津に遊ぶ。會津の士余に語つて云はく、「弊邑は斯くの如きの山國にて、國侍共は

る兩宰判がある、現大津郡に豐浦郡の一部を包含す。

(八) 嘉永五年、第十卷東北遊日記参照。

(九) 嘉永三年。

(一〇) 名は高鈴、鐙軒と號す、平戸藩の老臣にして佐藤一齋門下の學者、松陰從學す。第十卷西遊日記参照。

(一一) 松陰の叔父玉木文之進の嫡子彦介「關傳」。

船としては城東五里許り猪苗代の湖水にて見るの外、見たる事さへなき程なり。因つて先年房總の海禦を命ぜられ大いに當惑せしが、命を承けて以來、在戍の士日夜海事に心を碎き身を勞せしに因つて、今は最早習熟して、操舟游泳等彼の土の漁父にも敢へて譲らざるに至れり」と。又肥前平戸に遊び、彼の藩風を觀るに、流石に海中の孤島なるを以て、士人大抵漁舟一隻を持たざる者なし。又沖漁をせざる者なし。葉山佐内と云ふ人などは彼の藩にても祿も重く班も崇く、且つ年齢も六十有餘の人なれども、官府に登る時は必ず騎馬なり。又毎々沖漁をなせり。常に余に謂ふ、「馬と舟とは久しく廢すると物前の用を闕くことある者なり」と。是れを以て其の藩風を知るべし。因つて扶持人を鯨組とするの説も、亦難きに非ざるを知るべし」と答ふ。老輩唯々して去る。又余が従弟毅甫漁獵を好み、命となし、風雨寒暑憚る所なし。或は獲物なくして徒らに還るとも敢へて悔いず。余曾て戯れて云はく、「清人の詩に『貪りて水に臨み去くことを爲し、魚を得て歸るを羨まず』とは足下の謂なり」と。毅甫悦ばず。因つて又六益二害の説を擧げて、獲物の論ずるに足らざるを曉す。毅甫乃ち大いに

悦ぶ。

與受

(一) 武教小學原典の註に家用の財に非ずして、教りの金なりとある。
 (二) 後漢の茂陵の人、字は文淵、大志あり、建武中伏馬將軍となり交趾を討つて偉功を立つ。(三) 告子上篇に出づ。窮乏者に金を與へて恩を賣り見榮を張るを

此の篇、與に儉吝の辨あり、受に貪廉の別あることを云ふ。而して儉吝の辨は、余已に前の財寶器物の篇に於て略ぼ是れを論ず。貪廉の別に至りては、義の當否を考へて辭受を決す、敢へて物の輕重を計らず、本文已に明辨せり。唯だ其れ「仕官の士、俸祿の外、施與を受けんと欲する者」は、當今の士皆然らざることなし。其の教金となし、盈堂をなす、實に愍笑すべきのみ。然れども盈堂と云ふ者は、馬援の所謂守錢虜の類なり。教金と云ふ者は、孟子の所謂、識る所の窮乏の者吾れに得るの類なり。一は吝、一は驕、其の趣を異にすと雖も、其の當然の理を失ふは共に均しきのみ。然れども余私かに謂ふ。吝なる者善く其の貨財を堂に盈て子孫に遺し、子孫に至り賢者あらば、或は義學の資となるも、未だ知るべからず。驕なる者其の貨財を揮霍して、驕敖を縱にすれば、窮乏の者因つて以て生活することを得、並びに未だ深く非とす

べからず。但だ今世仕官の士の施與を貪るは殆んど然らず。美酒佳肴竊かに狎友を會し、歡娛を盡せども、餘瀝會て隣里に及ばず、珍玩奇貨獨り其の心目を悦ばすれども、塵布會て奴隸に及ばず。進んで窮乏の者の吾れに得るなし、退いて子孫の業を貽すこと能はず、又驕吝の次なり。余退いて近來權勢の家を歴觀するに、凶荒飢饉に當りて、未だ會て一二の貧村寒邑を賑恤するを聞かず、艱難危急、未だ會て家を毀り藏を發し、公家に奉給するを聞かず。其の平素に在りて、亦未だ會て賢者を招き名士を聚め、敬禮を盡すを聞かず。高堂華屋、侍妾數百、厩馬數十は、國正法あれば官を罷められんことを畏れて、敢へてなさず。而して其の官を去るに及んで、或は貧困窘迫爲る所を知らざるあり。是れ其の最も怪しむべき者なり。然らば則ち其の平日財を費すの由、推して知るべきのみ。

「出納を計り、度量を考ふ」の六字、武士家を治め財を理むるの要道なり。凡そ一士の家一歲納る所の邑入廩給、穀物何程、錢幣何程、其の出づる所食米何石、布帛何端、其の他の雜費幾許と會計して、ここに於て度量始めて定まる。一家父母妻子、衣食居

(四) 原漢文
 こは六字であ
 る。

所の餘贏を以て士卒何名を養ひ、武具馬具の修理幾許を當つと定むべし。若し度量を考へずして、徒らに財貨を富殖することを務め、士卒を畜養せずんば、大祿の士と云へども、戰場に臨むに至りては、一士卒の隨從するなし、所謂匹夫獨身なり。是の期に臨みて傭錢を何程與へて召募するとも、死生の地に至りて何ぞ憑むに足らんや。然れば小祿の士の家子多き者に劣ること必せり。又度量を考へずして、妄りに士卒を畜養する時は、人徒ありと雖も、平日衣食せしむることさへ出來ず。況や能く其の輩をして武藝を習はしめ、武器を備へしめ、武前の覺悟せしむることを得んや。然れば世俗宗門家來の類にて、緩急何の用に當てんや。是れを以て度量を考ふることに甚だ要なり。諸侯養士の制、茲に論ずるに及ばず。今且く小祿の士を論ぜん。武士は兎角城市に住居しては、何事も心の儘ならぬ故、田舎に退處するに若かず。因つて田畑數頃を買得し、力を其の間に盡し、上父母に事へ、下妻子を畜ひ、僅かに衣食居所することを得ば已に足れり。ここに於て、其の家の弟若しくは二三男あるを、決して他家へ養子とせず、古代の所謂家子郎黨の如く、又周代の所謂貳宗、隸子弟、分親の如く

(一) 名は亮、字は天功、彰考館總裁となる(開傳)

左傳、桓公二年、師服曰く、天子は國を建て、諸侯は家を立て、卿は側室を置く。大夫に貳宗あり、士に隸子弟あり、庶人工商各、に分親ありと。杜預云ふ、適子は小宗たり、次は貳宗たり、以て相輔貳す。士の卑しき自ら其の子弟を以て僕隸となす。庶人は復た尊卑なし、親疏を以て分別となす。其の一家に隸し、且つ學び且つ耕し、又是れが婚娶をなし、永く宗家を輔貳せしむべし。然る時は子孫自ら繁昌して、血統を絶つゝの患なし。此の法を推して養子を禁ずるの一官命もあり度きことなれども、茲には姑く置いて議せず。水戸(一) 豊田彦次郎亦曾て此の説をなす。唯だ有志の士相共に商議し、私に此の法を行ひて、世人をして其の便なることを曉らせ度きことなり。世人往々榮利を慕ひて親義を顧みず、弟若しくは二三男あれば、視て奇貨となし、以て他家許多の祿を博取せんと欲す。弟の班兄より崇く、子の祿父より厚き、習ひて常とし、啻に怪しまざるのみならず、自ら誇りて計を得たりとす。是れ其の目前の小利に惑ひ、遠慮なく大謀なきこと論を待たず。若し官命を以て是れを行ふに至りては、別に自ら好計あり、亦茲に議せず。世人又常に云ふ、「小祿にて多くの子弟を育くむこと難澁なり、早く他家へ分出せねば立ち行かぬなり」と。此の事已むことなきに似て、其の實は大いに然らず。今極めて小祿にて家内十數人を育くむ者あり、是れにても餓死もせず。又大祿にて僅々三四人を育くみ、貧

窮を憂ふる者あり。蓋し士の貧富、徒らに祿の大小、人の多寡のみに由るに非ず。其の由る所頗る多端なり。要するに制を立つるの得失に由るのみ。大抵男子二十以外六十以内にして自ら其の身を食ふこと成らぬ程の虚氣者、他人の家を嗣ぎて君祿を食したりとて、何を以て三民の長となり、國家を裨益することを得んや。若し中人ならしめば、他家へ分出せざるは却つて其の家を富強するの一計とも云ふべし。世素より二十以外にして未だ他家に分出せざる者多し。而して悠々泛々として徒らに父兄を喰糜し、以て歲月を玩愒する者あり。是れ早く之れが計をなさざるに由るなり。家子を處するの計、文武は士の家業なれば、是れを習練するは論を俟たず。又其の餘暇を以て躬耕する可なり、工作するも可なり。梁鴻が如く賃舂するも可なり、班超が如く雇書するも可なり、阮孚が如く屐を蠟するも可なり、嵇康が如く鐵を鍛するも可なり。兵械戦具の制作繕修、書畫金石の謄寫彫刻等を始め、農工凡百の事爲して可ならざることなし。出でては士となり、文武の業を習ひ、君家の用に供し、入りては則ち農工の事を治め、私家の計を營す。是れ最も古武士の風と云ふべし。是れを本として、郎

(一) 梁鴻は後漢の學者。班超は東漢の政治家。阮孚は東晉の人。嵇康は三國魏の人。元帝に仕へ後罷む

黨等も才能の浪士を網羅し、文武の學生として吾が家に寄寓せしめ、是れを家子に均しうせば、小祿の士と雖も何ぞ家子郎黨なきを憂へん。是れを闔國に行ふ時は、食を足らし兵を足らすの大計なり。然れども是れ紙上口頭の號令にて行はるることに非ず。君臣上下首を朝堂に聚め、相共に憂國の赤心を吐露して、是れを謀るに非ずんば、亦何ぞ成功を見るに至らん。ここを以て敢へて妄議せず、而して是れを有志の士に責めざることを得ざるなり。

(二) 木卷一六頁頭註參照

俸祿施與の制に就いて、余年來思ふことあり。事の序に茲に附録して有識の鑒定を乞ふ。漢の晁錯、穀帛を貴みて金玉を賤しむの方法を論じて、「天下の人をして粟を邊に入れ、以て爵を受け罪を免かれしむ」と云ひ、又「粟を郡縣に入れしむ」と云ふの意に倣ひ、諸士在官の俸錢其の他施與賞賜等、金銀錢幣を賜ふことを一切に停め、米穀布帛等を以てすべし。又漸を以て悉く鈔幣を停むべし。又畠方の石貫銀を停め、民家に銀錢あるの古の調の意に倣ひて棉布・絹繩・茶・紙・鹽・蠟・土物・器物、何にても便に任せて出さしめ、又粟・黍・豆・麥等の穀類は宜しきを度り、田方

(三) 毛利藩では田租は米納、畠租は金納であつた。この畠租のことを石貫銀といふ

(二) 薄價元
利の償却その
他の費用支出
のため年々大
阪に輸送する
米

の正税の所へも代へ出さすべし。斯くの如くんば、穀帛を貴みて金玉を賤しむの古風勃興し、國內富貴、凶年飢饉ありとも、民菜色あるに至らざるべし。但だ此の事英斷を以てして浮議に移されず、寛裕にして急功を求めざるに非ざれば成就せぬなり。初年先づ俵錢施與賞賜等を總計して、一年中需用の金銀幾兩と算し、本年適當の相場にて現米何石に當ると積り、大阪御運送米の内にて是れを控へ、大阪へは金銀を輸して事を了し、現米を用ひて俵錢賞賜等に當つべし。然るときは官吏米多くして金少なく、大いに窘迫し浮議を起すべし。何程浮議を起すとも構ふことなし。尤も米穀の糶糴は假りに其の禁を開き、他國他領へ糶するとも禁ずることなし。若し其の年凶飢ならば、嚴禁せざることを得ず。金銀甚だ少なく、又鈔幣も漸くに減じ、世間一統差支ふること多かるべけれども、是れを凌ぐ時は儉素の風大いに起るべし。且つ當今の御拂大豆、御拂半紙の法を推廣め、布帛鹽蠟の類日用闕くべからざる者は、支配支配へ訴へ出づれば、祿米の内を變じて代銀上納は出来難きを以てなり是れを給するなり。是れを給するに、會所を建て官吏を置いて是れを司らしむ。此の會所は民調を取り集め置き、世間

(三) 前漢宣
帝の時代に地
方に常平倉を
置き穀物を出
入して價の均
平を維持す

(四) 唐の人
徳宗に仕へて
名臣の名あり
いふ。陸宣公
奏議は在朝の
口論諫せしと
ころの文を集
めしものである
(五) 夏秋の
二回の税をい
ふ。徳宗の時
楊炎宰相とな
つてこの兩税
を錢にて納め
しむ

の大いに差支ふる者を救ふ爲めなり。然れども此の會所に於て不足の品は、民間市塵及び海舶より買得し、有餘の物は又賣り出さざることを得ず。然れば數年の後、自ら(三)常平均輸の意にも當るなり。ここに於て商賈頗る屈するに至らん。若し屈せば訴へ出づべしと兼て令し置き、其の訴へ出でたる者は男女老幼となく、皆此の會所中に養ひ、夫々相當の工作を授けて其の産を營せしむ。此の會所の制、尚ほ別に詳論せざれば備はらず。余が思ふ所右の如し。然れども是れ尋常俗吏輩の能く行ふ所に非ず。所謂英斷寛裕、其の人豈に得易からんや。姑く録して畫餅となすのみ。然れども世果して識者あらば、豈に爲めに心を動かさざることを得んや。
唐鑑卷十五、陸贄奏して財賦を均節せんことを請ふ、凡そ六條。其の二に、(五)兩税は布帛を以て額と爲し、錢數を計らざらんことを請ふ。其の略に曰く、「穀帛は人の爲る所なり、錢貨は官の爲る所なり。ここを以て國朝令を著はし、租には穀を出し、庸には絹を出し、調には繪纈布を出さしむ。曷んぞ嘗て人の錢を鑄るを禁じて而も錢を以て賦と爲す者あらんや。今の兩税は獨り舊章に異なり、但だ資産を估して差と爲し、便

ち錢穀を以て税を定め、時に臨みて雜物を折徴し、毎歲色目頗る殊なり。惟れ求得の利宜を計りて、供辦の難易を論ずるなきなり。徴する所、業とする所に非ず、業とする所、徴する所に非ず。遂に或は價を増して以て其の無き所を買ひ、價を減じて以て其の有る所を賣る。一増一減、耗損已に多し。望むらくは諸州初納兩税の年絹布の定估を勘會し、當今の時價に比類し、賤を加へ貴を減じ、其の中を酌取し、合税の賤錢を總計し、折して布帛の數と爲さんことを」と。余曾て粗ぼ通鑑を一讀して細かに記臆せず。又陸宣公奏議の如きも未だ曾て目を經ず。初め唯だ臆を以て云々せしなり。後、范淳夫の唐鑑を讀みて、千古同情なるを知り欣躍に堪へず、益、私説の理あるを信ず。淳夫の論も亦善し、就いて見るべし。扱て宣公の奏の大意を約して云へば、合税の錢を總計し、折して布帛の數と爲さんと云ふ、是れ其の法なり。穀帛は人の爲る所なり、錢貨は官の爲る所なりと云ふ、是れ其の説なり。徴する所、業とする所に非ず、業とする所、徴する所に非ずと云ひ、一増一減、耗損已に多しと云ふは、從前の弊なり。細かに是れを味へば、余が云ふ處、宣公已に先づ是れを云へり。又從前余謂

(一) 蕨の奥地黒川村の豪農、松陰の養母吉田久満の姉婿「關傳」
(二) 定額の上納米以外に更に米を徴せらるること、即ち特別附加税である。六七は一石につき百分の六又は七である
(三) 文政八年・天保七年

へらく、穀賤しければ農を傷ると云ふこと空論なり。何となれば穀賤しければ飢渴の患なし。且つ棉の値も穀に準ずる者なれば、寒凍の恐れもなし。其餘の物は皆榮耀の玩物にて、民生に關係することなければ、穀賤しくて民間錢貨乏しと云ふとも、飢寒さへせざれば、外に憂ふべきことなしと。因つて此の説を以て老農森田忠助に質す。忠助大いに然らずと云ふ。其の説に云はく、「當今民間御馳走の重きこと甚だし、往往六七にも及べり。然れども民尙ほ勝々に太平を樂しむことを得る者は、幸に米穀の値甚だ賤しからざるを以てのみ。若し不幸にして穀値大いに下落せば、何を以て金方の上納を濟すべきや。往時乙酉・丙申の饑饉、民變等も御馳走の重きは今と大庭徑あるに非ず。但だ穀價是れより前に甚だ下落せしを以てのみ。嗚呼、危いかな」と。余ここに於て豁然として穀値下落の害を悟れり。然れども上に云々する如く、金方の上納を禁絶する時は、最早穀値の下落を憂ひざるなり。若し乃ち金錢を出さしめて、百姓の苗字帶刀等を免すに至りては、其の秕弊更に大なり。此の事休まざれば貴穀賤金の風は決して興らざるなり。

子孫教戒

此の書已に夙起夜寐を以て大綱とし、下八篇を以て其の細目とす。武士の道ここに至りて略ぼ備はれり。結末一篇乃ち子孫教戒を論ず。而して其の義は大抵前九篇に云へり。但だ前九篇の已れに行ふ者を以て、是れを子々孫々永々世に傳ふべしと云ふ、是れ此の篇の主意なり。其の言に云はく、「我が身既に没して、嗣子放僻なるときは則ち家絶え身滅ぶ」とは、何等の憂思深遠ぞや。余會て七生説を作りて云はく、「余不肖、聖賢の心を存し忠孝の志を立て、國威を張り海賊を滅すを以て、己が任と爲す。必ずや後の人をして亦余を觀て興起せしめ、七生に至りて而る後可と爲さんのみ」とは、實に先師の遺教を奉ずるなり。凡そ大丈夫と生れては、是れ程の志建てなくては、人と生れたる詮はなきことなり。今や皇道衰微し、國威廢弛して、醜夷陸梁すと雖も、安んぞ堂々たる神國の斯くの如くにて終る者あらんや。然れば吾が儕蟲螻の微と雖も、武道を講究して其の時を待たんには、天地神明、などか其の心を照覽し給はざら

(一) 丙辰幽室文稿中にあり、本卷一二七頁参照

めや。子孫の教戒は云ふ迄もなきことなり、推して宗族郷里の子弟に至るまで、吾が丹心精血を瀝ぎて、其の肺腑に徹し、其の天性の良智を感發せしめ、彌次に繼ぎ繼ぎて千萬世絶ゆることなくせざるべけんや。扱て其の教戒の大本、武道の眼目は大丈夫となることなり。大丈夫の事は孟子にて善く知れてあり。何分富貴にて淫し、貧賤にて移り、威武にて屈する人にては、事に臨みて何の恃みともならぬなり。何ぞ國威を張り海賊を滅するの任に堪へんや。而して此の事易きに似て甚だ難し。余が安藝の浮屠師(二)默霖史狂子に心服するは實に此の事のみ。凡そ淫と移と屈とは、人々に因つて淺深輕重あり。其の淺き者輕き者に至りては、已に共に語るべく、共に道に進むべきの人なり。又自然に出づるあり、勉強に出づるあり。自然に出づる者は輒く得べからず。其の次は勉強に出づる者、前路頼母(三)しき人なり。余和漢古今を歴觀するに、忠臣孝子何ぞ甚だ多きや。然れども大丈夫の三字を以て、是れを括するに足れり。然れば「士は大丈夫を以て勇と爲す」と云ふこと、日夜朝暮に姑くも忘るべきことに非ず。豈に教戒の大本、武道の眼目に非ずや。

(二) 本卷七〇頁頭註参照
〔關傳〕

(一) 貝原益軒の書には家訓・大和俗訓・童子訓など國文で書かれたもの多し。女大學は益軒の妻の著と傳へられるが、松陰は益軒の著と思つてゐた。
 (二) 石田梅岩の都鄙問答、齊家論、手島堵庵の前訓、爲學玉筭、安樂問辨、中澤道二の道二翁道話、柴田鳩翁の鳩翁道話、奥田頼杖の心學道の話等々甚だ多し。

女子の教戒の事、先師の深意尤も味ふべし。夫婦は人倫の大綱にて、父子兄弟の由つて生ずる所なれば、一家盛衰治亂の界全く茲にあり。故に先づ女子を教戒せずんばあるべからず。男子何程剛腸にして武士道を守るとも、婦人道を失ふ時は、一家治まらず、子孫の教戒亦廢絶するに至る。豈に慎まざるべけんや。而して挽近女子の教戒を以て重事とする者あることを聞かず。蓋し女教大略三様あり。先づ源氏物語・伊勢物語等の俗書淫泆の事を以て教とする、是れ先師の深く嘆ずる所にて、教とするに足らず。然れども此の類只今にて貴人大家には或はあらん、平士以下にては甚だ少なし。但し和歌・俳諧・茶湯等の游藝を以て娛しみとする者は間々是れあり。是れ亦其の類なり。又貝原氏の書、或は心學者流の書等を以て教とするあり。是れ尤も正しく尤も善し。然れども柔順、幽閑、清苦、儉素の教はあれども、節烈果斷の訓に乏し。太平無事の時は是れにて餘りあれども、變故の際に貞操峻節を厲ますに至りては、未だ足れりとせず。獨り先師の教、「柔順を以て用と爲し、果斷を以て制と爲す」と云ふ者、兩ながら全しと云ふべし。又「士の妻室たる者は、士常に朝に在りて内を知らず、故

(三) 夫の出陣に際し老姑へ孝養を約し、夫の死後その言を實行す。父母他に嫁せしめんとせしに、自殺せんと欲す、父母懼れて又云はす。その姑を養ふこと二十八年。
 (四) 名は令女、夫の死後年若く他に嫁せしめられんことを懼れ、髪を切り兩耳を截つて節義を守る。
 (五) 盧氏、夜盜の難に白刃を擁して姑を守る。
 (六) 嘗てその部落を數十の野盜に襲はれ捕はれて絶壁深谷の前に脅かさる。姉妹操を守り谷に投じて死す。

に夫に代りて家業を戒む。豈に懦弱を以てせんや」と云ふは、實に至言なり。且つ「漢唐の間、義を守り節に死する女、皇國武將の妻室、盛衰を以て節を改めず、存亡を以て心を易へず。或は賊に當り或は敵に死す」るを以て證とす。其の意更に明かなり。漢唐と云ふは、註に據れば、列女傳蓋し劉子政の著・小學宋の朱文公著はす所等に載する所を斥すと見えたり。列女傳は余未だ本書を見ず。小學にては漢の陳孝婦・曹文叔の妻・唐の鄭義宗の妻・奉天の寶氏の二女等なり、就いて見るべし。又後漢書列女傳に載する皇甫規の妻、董卓を罵りて節に車下に死し、樂羊子の妻、盜を拒み姑に代りて刎頸して死するの、其の他尙ほ苦節烈行甚だ夥し。又明清間の史集を閲するに、貞婦烈女極めて多し。皇國武將の妻室と云ふは、武田勝頼の妻北條氏・細川忠興の妻明智氏・柴田勝家の妻織田氏信長の妹にて初め淺井長政に嫁す。長政の亡ぶる時、殉死せずして、唯だ勝家に殉死するの一節取るべし。・蒲生氏郷の妻明智氏などの類を指すにや。其の外結城親光・楠正成・菊池寂阿等の妻、義朝・義經等の妾常盤三子の爲めに清盛に従ひしは尙ほ辭あり。然れども寵愛ふるに及んで出でて人に嫁するは何事ぞや。然れども其の心事亦人に過ぎたる者あり。の類、古今枚擧に暇あらず。願はくは和漢古今に互り、此の種の人を妙選し、雄勁明暢の筆を倩ひて、國語を以て其

(七) 夫の歿後容貌美なるを以て時の相國威を以て嚇す、聞かず。庭中に車を出し頭を甕に懸けて責む、遂に死す。
 (八) 嘗て夫の途に金を拾ひて歸るを叱し諫めて大いに學に向はしむ。後に盜入りて犯さんとす、聞かずば姑を殺さんと遂に自ら刎頸して死し、姑を助く。
 (一) 濫井大室編四十四卷
 (二) 十二卷著者未詳。賢明・仁智・節義・貞行・辨通・女式等に部類し、古今名媛の事蹟を記す。繪入り假名書である。
 (三) 班彪の

の傳を綴り、頗る是れに論斷を加へ以て女子の龜鑑とせば、甚だ美學と云ふべし。前に引く所の列女傳・小學等、漢文にて女子の講讀に便ならず。皇國婦女の事、責而者(一) 責めては草に列女の傳あるを見る、甚だ善し。但だ收むる所の人數甚だ寡きを恨む。近日人あり、本朝女鑑の闕本を示す。其の體裁先づ吾が心を得たり。未だ全豹を窺はずと云へども、亦其の一斑を得たり。但だ其の中光明皇后等の事を載す、余甚だ喜ばず。然れども其の外收むる所は皆女子の鑑とすべき者なり。余從來此の事に心ありと云へども、未だ多く此の種の書を搜索するに暇あらず。思ふに、其の撰、其の文、並びに吾が心を獲たる者ありて、未だ見るに及ばざることもあるべし。抑、古語に「忠臣は二君に事へず」を以て、「烈女は二夫を更へず」と對して云ふ。其の意極めて深し。上に云ふ後漢書列女傳中、曹世叔の妻の傳に女誠七篇を載す、極めて善し。其の中に烈女の義を論じて曰く、「禮に夫は再娶の義あり、婦は二適の文なし」。又曰く、「意を一人に得る、是れを永畢(四) 永ひつと謂ひ、意を一人に失ふ、是れを永訖(五) 永たぎつと謂ふ」と。蓋し婦人、夫を以て天とし、一適して改めず、猶ほ人臣の君に事ふると異なることなし。今の俗、猶

女、世叔の死後、後宮婦女の師となり曹大家と號す。女誠七篇を著はせる他、兄班固の著漢書を繼いで完成す。
 (四) 禮記

ほ能く婚禮には檳榔樹の上張、かちん(三) 蜀の上下を着く。婦人已に嫁すれば、齒に塗るに鐵漿を以てす。皆其の意、深黒不變の色に象り、一適不改の義を取るとなり。然れども今世淫泆の婦は往々聞くことあれども、貞烈の婦に至りては寥々乎として響を絶す。然れば禮儀聊か其の舊を存すと雖も、其の義は已に泯没(六) みんぼつせり。余常に竊かに是れを過憂して亂亡の先兆とす。何となれば物各々類あり、故に忠臣を求むるは孝子の門に於てすと云へり。節も亦忠孝の類に非ずや。然れば今世貞烈の婦に乏しき所以は、父兄の教戒至らざるなり。父兄の教戒至らざる所以は、其の自ら君父に事ふる、忠孝の心なければなり。今、時平かに國安ければ、宴安に其の日を送り、祿を辭し官を罷めて、去つて他邦に往く者あることなし。然れども是れを以て遽かに其の二君に事へざるの忠心を信ずるに足らんや。滔々たる父兄、要は皆其の忠心なし、故に見女其の教戒を聞かず。兒女其の教戒を聞かず、故に人の妻となりて貞烈の節顯はれず、人の母となりて其の子を教戒することを知らず。是れ父兄女孫矇昧(七) くらまにして無教戒の世界に生死す。ここに於てか烈女なく忠臣なし。今日二三夫四五夫を更へて恥ぢざるの子孫

(一) 歐陽脩、宋の文豪、政治家。
(二) 景威の人、字は可道、少より學を好む君に事へて節操なく、晋・契丹・漢・後周と四姓十君に歴事す

は、異日必ず二三君四五君に事へて計を得たりとするの臣僕なり。歐陽公、王凝が妻の事を引いて馮道を議す、其の深意亦推して知るべし。有志の士念を起して茲に至らば、安んぞ惻然惕然女子の教戒に眷々せざることを得んや。有志の士眞に今の弊を救はんとならば、先づ其の妻其の女を教戒するに、前に云ふ古烈女の事蹟を以てし、殊更叮嚀に二夫を更へざるの大義を教戒し置き、其の于歸に臨みては、又此の義を揭示して、且つ夫家萬々居るに堪へざることあらば、自盡するの外天地間別道あることなきを教戒すべし。若し敢へて親家に大歸する者あらば、忍びざることなれども、父兄逼りて自盡さすべし。是れ程の事なれば、最初壻を擇ぶの時も勿論苟且なることなかるべし。又其の女子にさへかく大義を責むる程の父兄、其の君に事ふるの忠、最も甲斐甲斐敷事共なり。唯だ有志の士深察遠思せよ。

女子の教戒に付き別に一策あり。是れは國政上の事なれば容易に論ずべきに非ざれども、事の因みに茲に附録す。國中に於て一箇の尼房の如き者を起し、(三) 僧尼令に、僧房に婦女を停め、尼房に男夫を停むる者は罪科あり。此の意を用ふるを善法とす女學校と號し、曾て宋通鑑を閲せしに、孝宗淳熙十五年に當り、金國女太學を建てる者を用ふるを善法とす女學校と號し、つることありと覺ゆ。今其の詳を遺る。他日更に是れを教ふべし。士大夫の

(三) 大寶令の中にある

(四) 漢書の註によれば一月の半夜半を得て十五日と爲すとあり
(五) この三十字は後に追記したのである
(六) いづれも詩經國風篇の名であるが、その内容に依つて王化に浴せる民の有様が窺はれる
(七) 關雎は周南首篇、葛覃は第二篇、葛共は后妃の徳を詠す

寡婦、年齢四五十以上にて貞節素より顯はれ、學問に通じ女工を能くする者數名を選擧し、女學校の師長となし、學校中に寄宿せしめ、扱て士大夫の女子八歳若しくは十歳以上の者は日々學校に出だし、願ひに因つては寄宿も許し、専ら手習、學問、女功の事を練熟せしむべし。教法極めて嚴整を要す。曹大家の女誡に、女子の教學なきを嘆じて、「禮に、八歳始めて之れに書を教ふ、十五にして學に至ると。獨り此れに依りて以て則と爲すべからざらんや」と云へり。先づ吾が心を獲ると云ふべし。且つ又此の女學校を起す時は、漢書に云ふ如く、婦人同巷相從ひて夜績ぐ、(四)婦女一月、四五日を得、必ず相從ふは燎火を費すを省き、巧拙を同じくし、而して習俗を合する所以なり。太平御覽卷八百二十六貨産部に因りて引く。漢書を編するに、卷二十四食貨志上との益もあるべし。原文は食貨志にあるかと覺ゆ。尙ほ攷ふべし。漢書を編するに、卷二十四食貨志上との益もあるべし。又更に進みて是れを云はば、周南・召南の化も、(六)關雎・葛覃の風に原づくことなれば、女教の本は恐れながら君公の後宮より始むべし。後宮へ、貞節にして學問あること曹大家や宋若莘・若昭の如き婦女を得て女官となし、(七)宋若昭は唐書后妃傳に見ゆ。若莘は其の姉なり。女後宮の女中は悉く藩士の女子醜面又は片輪者にて婚嫁の成り難き者を用ひらる。經え、論語を著はすこと又同傳に見ゆ。○聞く、米澤の法、て氏素姓の詳かならざる都會賤人の女色を以て進む者なしと。是れ又合せ考ふべし。古昔諸侯の夫人蠶織して衣

(一) 玉木文之進
 (二) 字は君裕、東陽と號す、津藩儒、文政八年歿、年七十
 (三) 名は欽字は敬甫、徳島藩儒、元禄十五年歿、年七十四、その著、鑑は前後篇併せて三十一卷
 (四) 瀬能吉次郎〔關傳〕
 (五) 字は隣玉、石齋と號す、松江藩儒、延寶六年歿、年五十七

服を爲り孟子滕文公下自ら宗廟の盛もりのつを春楚語、觀射父の語等の故事を考究し、儉勤貞靜を以て一國の女教を率ゆべし。凡そ生を天地間に稟くる者、貴となく賤となく、男となく女となく、一人の逸居すべきなく、一人の教なかるべきなし。然る後初めて古道かなに合ふと云ふべし。今の有司何ぞ此の議を建白して施行せざる。有志の士、幸に其の當否を正せ。

余上に論ずる所を以て叔父玉先生(一)に質す。先生擊節して云はく、「女教の説極めて是なり。余固より茲に志あり。因つて往年伊勢人津坂孝綽(二)の武家女鑑三卷を買得て家に藏す。此の書甚だ佳なり。婦女の爲めに是れを讀むに感激せざるはなし」と。因つて乞うて一讀するに、其の文、其の撰全く余が意を獲たり。孝綽の序に因りて知る、ひび鑑かみの書は乃ち中村惕齋先生(三)の著はす所にて、異邦古代の人を擧げ、本邦の事に至りては僅々附見するのみと見えたり。然れば婦人女子を教諭するには稍迂濶なるべし。然れども惕齋は一時の純儒なれば、定めて裨益多きの書なるべし。未だ見ざるを惜しむ。又瀬能氏(四)吾が同邑の藏所藏の本朝列女傳十卷を借讀す。寛文明曆の際、黒澤弘忠(五)と云ふ人の著。后妃夫人に始まり奇女神女に終る、通計二百一十七人を載す、亦備はれりと云

ふべし。但し其の文漢様に模して甚だ工たくみならず。載する所正道に詭たがふ者多し。又異端に陥る者あり、怪妄に屬する者あり。然れども採擇は其の人に存す、又何ぞ其の文の拙を嫌はんや。且つ其の間の評論に至つて裨益ある者多し、何ぞ遽かに輕視することを得んや。此の種の書尙ほ廣く需もとむべし。

總目錄

(六) 武教全書の自序
 (七) 山鹿高補、素行六世の孫。天保十五年武教全書の刻本を出版す

此の一篇は小學の終篇とすべし、別に一卷と思ふことなかれ。其の證は自序(六)に「門人等の輯録する所の武教小學は始めに其の教戒を著はし、終りに其の序品を次たごぶ」と云ふにて知るべし。教戒は即ち上の十篇なり。夙起夜寐より子孫教戒まで序品は即ち此の篇なり。(七)素水(七)の刻本に、子孫教戒の末に「武教小學終」とあるは非なり。吾が家の藏本に此の五字なきを善しとす。若し強ひて此の五字を置かんと欲せば、總目錄の末に移すべし。抑、總目錄を以て、武教の大綱及び先師の學則を窺ふべし。竊かに按ずるに、先師の學は博より約に入る者にして、其の學則に至りては約より博に達する如くしたる者なり。

- (一) 山鹿語類三十二卷
- (二) 寛文五年の著、幕府の忌に觸れて禁書の厄に遭ひ、赤穂に流さる
- (三) 高坂昌信編甲陽軍鑑末書結要本九卷、北條氏長編兵法雄鑑四十二卷、兵法雄鑑五十二卷、士鑑用法一卷
- (四) 兵法神武雄備集四十卷、山鹿素行編
- (五) 山鹿素行の著、始め四卷、後に續集、武教本論と武教小學とを加へて六卷とす
- (六) 孫子、吳子、尉繚子、李衛公問對、何れも兵學書として有名である

學者博約の際に於て得ることあれば、左右原に逢ふ、何の疑かあらん。先づ先師の博約を知らんとならば、一部の語類を讀みても知るべし。而して其の約は乃ち聖教要録にあり。是れ經術の博約を云ふ。其の兵法に於けるを見んとならば、末書結要本・雌鑑・雄鑑・用法より漢土諸家の説を約し、雄備集となし、武教要録となし、更に約して武教全書となす。然れども學者尙ほ其の約を知らざらんことを恐れて、門下の諸子乃ち總目錄を編するなり。若し夫れ全書中篇々自ら博あり約あり、而して其の最も約なるは、全部の歸宿は序段の謀略・智略・計策、戰法の三戰にある是れなり。ここを以て先師の學則を知るべし。學者苟も全部を精究し、然る後孫吳尉李の書に及び、又和漢古今の典籍を博覽し、本末を尋ね源流を窮むる時は、經史子集幾萬卷の書、皆全書八卷の註脚にして、即ち謀・智・計、三戰の註脚となり、更に約して吾が方寸の外に出づることなきを知らん。是れを學の極功とす。余素より此の見を持す。嘉永戊申の歲、明倫館再興の時、諸學藝皆等級の次第を定め、試業に便すべきの旨あり。就中兵學は一騎前・將略等を以て是れを分つべしとのことなり。余乃ち四等を定む。初等

- (七) 嘉永元年
- (八) 長沼宗敬、字は外記、澹齋と號す。兵學家にして兵要錄二十二卷、握奇經集解一卷の著がある。元祿三年歿、年五十六
- (九) 山田亦介「關傳」
- (一〇) 第二卷未焚稿、享の卷「等級の次第」參照

- (一一) 唐の軍師衛國公李靖、太宗と兵を談じて成れる筆録を李衛公問對といふ

は幼童句讀の科なり。中等は先師の書を講究するの科なり。此の等更に二科を分ち、略ぼ長沼氏傳授の意に倣ひ、余嘗て長沼氏の兵要錄を、藩士山田亦介の筆録に受く小學及び侍用武功・撰功・法令・斥候を以て一騎前の學とし、全書一部を通じて研究するを主道將略の學とす。初中二等は乃ち所謂約なり。上等は諸家涉獵の科にして、乃ち所謂博なり。最上等は諸家の博を窮め全書の約に反る科にして、所謂左右原に逢ふの地位に至り、兵學の大成する所なり。四等の詳説は余當時等級次第を著して是れを辨す、就いて見るべし博約の説は孔孟以來已に掲げて學則とす。孔子曰く、「君子は博く文を學び、之れを約するに禮を以てす、亦以て畔かざるべし」。顔淵曰く、「夫子循々然として善く人を誘ひ、我れを博むるに文を以てし、我れを約するに禮を以てす」。孟子曰く、「博く學びて詳かに之れを説くは、將に以て反つて約を説かんとするなり」。下篇孔孟の説斯くの如くにして、孟子反説の意尤も味ふべし。是れ余が先師の學則を窺ふ所なり。又武教の大綱、目錄にて略ぼ見るべしと云ふ者は、凡そ先師の用意は専ら篇次にあり。故に目錄を以て篇次を玩びて其の大綱を知るべし。李衛公攻守を論じて云ふ、「大にして之れを言へば君の道たり、小にして之

(一) 武教全書
 目録を參
 考に掲げる
 一、自序并序
 段
 主本
 撰將
 用士
 武者分
 制法
 内習
 軍禮
 法令
 天官
 地形
 斥候
 侍用武功
 用間
 練陳
 行軍
 營法
 城築
 客戰
 主戰
 攻城
 守城
 竅戰
 衆戰
 步戰
 騎戰
 山戰
 河戰

れを言へば將の法たり」。又云はく、「其の心を攻むる者は所謂彼れを知る者なり。吾が氣を守る者は所謂己れを知る者なり」。問對下に見ゆ。原文を披ら、故に武教は修身・齊家・治國・平天下より初め、戰勝、攻守の術に至るまで包ねざることなし。天子諸侯より一士一卒に至る迄、學びて不可なるあるなし。是れ其の大意なり。近世談兵家はれを知らずして、異端曲説に陥るの弊は、自序是れを詳論す。其の所にて尙ほも講ずべし。又武教の外に更に儒道も經術もあることなし。儒道經術は皆武教中の事なり。此の論は序段の首、題號の武教を講ずる所にて云ふべし。上に云ふ如く、修・齊・治・平・戰勝・攻守・君道・將法・士卒の事、皆此の八冊に括りて、一篇の目錄又八冊を括するなり。篇次の大意を云はば、序段は謀略・智略・計策の三つにて、全部ある大文字の歸宿する所を約説して、篇首に置く者なり。孫子始計篇と全く相表裡して、古今數なり。余を以て是れを窺へば、一篇の大學に比するに、更に着實該備を覺ゆ。主本、是れ全書の首篇なり、専ら治平の道を論ず。全書を読まん者此の篇を讀みて、兵は人主の大道にして、一士一卒の私言に非ざることを悟り、慨然として國天下を以て自ら

舟戰
 伏戰
 火戰
 夜戰
 夜守
 雜戰
 戰法
 兵具
 急療
 金瘡
 馬醫

任ずべし。是れ根本なり。其の次は撰將なり。天下の大、人主一人の能く自ら治むる所に非ず。故に必ず賢材を選びて諸事を分治す、是れ撰將なり。已に將あり、其の次は平士を選用すべし、是れ用士なり。用士の義、余別に説あり、本篇に云ふべし。今姑く舊説に従ふ。將あり士あり、ここに於て其の職制を詳論す、是れ武者分なり。制法は是れ金鼓旌旗の制法を論ず。撰功は是れ戰士の功過を議す。並びに皆平素に設くべきことなれば、内習の前に置く。而して更に内習あり。其の次は軍禮・法令、亦是れ平素に設くべきことなれば、内習の後に置くなり。以上九篇、皆人事の最も急なる者、而して主本は全部の骨子、最も九篇の骨子なり。撰將・用士・武者分、是れに隸す。後五篇中内習を主とす。而して内習又明かに主本に原づく。九篇已に人事を言ふ。其の次乃ち天官・地形を論じ、兵の助けを知らしむ。斥候・侍用武功・用間、其の事は乃ち一士一卒の任にして、其の用は乃ち主の方寸に存す。且つ主の士卒を教育する、其の術多端と云へども、小學の外此の三篇及び上の撰功・法令等を以てする固よりなり。故に余尙に等級を作り、一騎前の學を揭示するに此の數篇を以てす。是れ亦由らしむるの法にして、知らしむるの道に

非ず。論語泰伯篇、民は之れに由らしむべし、之れを知らしむべからず。 豪傑の士眞に善く此の書を読む時は、自ら全書篇次の旨と余が等級の次序と並び行はれて戻らざるを知らん。練陣・行軍・營法・城築四つの者は、是れを平素に設けて是れを臨變に施す者にて、動靜を包ね體用を兼ねるなり。用間以上は多くは是れ平素の事なり、靜なり、體なり。客戰以下は多くは是れ臨變の事なり、動なり、用なり。此の四篇正に其の中間に置く、其の意知るべし。然れども靜中動あり、動中靜あり。體中用あり、用中體あり。平素臨變互に其の功用を見る。故に已に其の分別あるを知らば、又其の合一なるを悟るべし。客主以下十六戰、其の先後の次序備さに妙思を藏す。今悉く述ぶるに暇あらず。姑く其の最重の者を云はば、客主二篇にあり。而して主を後にして客を先にする者、舊來其の説を傳ふ、極めて道理あり。凡そ退守の法は、進取の略なくては、萬々出來ぬことなり。當今の時に當り、砲臺を築き砲門を鑄て、海岸防禦異賊手當など罵る位の怯懦にては、迎も神州の保全は出來ぬなり。早く儉安の習を止め、四夷出征の策を定めずんばあるべからず。是れ客主先後の義にして、攻守の先後、其の他每篇中往々其の意を見る。是れ固より人主

の任なり。乃ち一士一卒と云へども、此の書を読み、此の旨を悟らば、人主に謁見して鄙見を獻納し、其の萬一を裨補することを思ふべし。戰法は是れ十六戰の精義、乃ち全部の精義、序段と對照して體用動靜並びに其の深意を悟らば、人主の道ここに於て大いに備はれりと云ふべし。兵具の一篇、器械醫療の雜事、全部の漏闕を補うて附録とす、亦一騎前の流裔なり。全書中凡て是れ等の枝葉の事に及ぶ者は、皆専門の材を養ひて、其の用に供するの端を發するなり、自序に論ずる所を考へよ。抑、序段の謀略は已れを知るなり、智略は彼れを知るなり、計策は變に應ずるなり。是れを全部にて論ぜば、城築以上は謀略なり、客戰以下は計策なり。其の間斥候・用間等は専ら智略を説くなり。是れ其の大概にて、其の實は篇々此の三つの者あり、心を付くべし。

丙辰臘月念二日具稿。

丁巳幽室文稿

丁巳幽室文稿目次 (安政四年)

上卷

吉田氏略叙 正月元日 (安政五年)	二七九
唐鑑を讀む一則 正月元日 (安政四年以下同じ)	二八五
經濟要録を讀む 正月二十三日	二八六
四庫全書簡明目錄を讀む 二月二十二日	二八八
外蕃通路略叙 三月八日 (別出)	
奉書の後に書いて妻木士保に贈る 三月八日	二八九
松浦生を贈る序 三月十二日	二九〇
朱竹垞文粹を讀む 三月十三日	二九三
周布君の太孺人某氏八十壽の序 家兄に代りて 四月五日	二九五
秀實、字は無逸の説 五月二十日	二九七
外蕃通路略跋 五月二十八日 (別出)	

諸生に示す 閏五月三日 二九八

兩秀録に跋す 閏五月 三〇〇

周布生の文を評す 閏五月六日 三〇一

鹽谷の文を読む 閏五月十八日 三〇二

雨森芳洲先生の國王稱號論跋 閏五月十九日 三〇三

富永彌兵衛の免獄を乞ふ狀 代作 閏五月 三〇五

女誠譯述敍 閏五月二十九日 三〇七

戯れに對策に擬す 清太に附與す 六月六日 三〇八

國相益田君に上る書 代作 六月七日 三一〇

冤枉由來記の後に書す 六月 三一二

討賊始末敍 六月二十五日(別出) 三一四

福原清介に復す 六月二十七日 三一四

齋藤生に示す 六月 三一六

富永有隣に與ふ 七月四日 三一八

蘇明允の高帝を読む 三二〇

松浦松洞大津に之き烈婦を貌するを送る敍 三二三

烈婦登波の碑 代作(別出)

魏批孟子牽牛章を読む 七月十八日 三二四

德、字は有隣の説の後に記す 八月三日 三二六

足代權太夫の書に跋す 八月 三二七

木原慎齋に與ふる書 八月十七日 三二八

晋三郎に贈る 八月十八日 三三〇

市之進に贈る 八月十九日 三三二

溝三郎の説 八月 三三四

乾、字は無咎の説 八月 三三五

煙管を折るの記 九月三日 三三八

吉田無逸を送る序 九月五日 三四〇

下 卷

秩祭論に跋す 九月九日 三四三

三生に示す 九月十三日 三四四

孫子評註に跋す 九月十五日(別出) 三四五
 富永有隣の歸省を送る敍 九月十五日 三四七
 烈婦登波の書に跋す 九月十六日 三四七
 御園に復す 九月二十六日 三四九
 實之、字は賓卿の説 十月三日 三四九
 小田村士毅に與ふ 三五〇
 來原良藏に與ふ 三五三
 尾寺新之允に與ふ 三五五
 中村牛莊先生に與ふ 十月十八日 三五六
 御園に與ふ 十月二十四日 三五七
 萩の地たる 人の爲めに作る 三五九
 九數乗除圖跋 十月二十七日(圖は後出) 三六〇
 口羽徳祐に復する書 十月二十八日 三六一
 桂小五郎に與ふる書 十月二十九日 三六四
 烈婦登波の書に跋す三首 十一月七日 三六八

蝸室筆記漫評九則 十一月八日 三六九
 小國剛藏に與ふ 十一月九日 三七二
 口羽徳祐に與ふる書 十一月十二日 三七五
 馬島甫仙に贈る 十一月十三日 三七七
 蘭夷密報を讀む 安政四年二月三日、崎鎮より報ぜしもの 十一月十三日 三七八
 口羽徳祐に與ふ 十一月 三七九
 有隣に與ふ 十一月十八日 三八〇
 賓卿の佐世八十を送る敍に跋す 十一月二十日 三八一
 冷泉生に與ふ 三八一
 久坂玄瑞の詩稿に書して江幡吾樓に與ふ 三八二
 伊娑菩薩言に跋す 十一月二十日 三八二
 無逸の間に答ふ 十一月二十一日 三八三
 駒井生に贈る 十一月二十一日 三八四
 治心氣齋先生の詩に跋す 十一月 三八五
 松浦無窮に與ふ 十一月二十四日 三八五

讀書の友に示す 十二月三日……………三八七
 文妹久坂氏に適くに贈る言 十二月五日……………三八九
 小國剛藏に復す 十二月十七日……………三九〇
 馬島生に與ふ 十二月二十日……………三九二
 三子に贈る 十二月……………三九三
 清太に與ふ 十二月二十四日……………三九四
 筆記一則 十二月二十六日……………三九八
 友善塾記 代作 十二月……………三九九
 常榮公傳……………四〇一
 魏叔子文鈔を讀む 十二月二十八日……………四〇七
 九數乗除圖……………四一〇

上卷

吉田氏略敘

吉田氏は松野平介より出づ。平介の遠祖は蓋し一條朝の納言藤原行成にして、世次かんがふべからず。平介、右大臣平信長に仕へ、美濃の船木・呂久を領す。信長既に賊臣明智光秀の弑する所となり、平介陰に討賊の志を抱きしも、事の遂げられざるを料り、京師の摠見院大徳寺に隸すに自盡す。

按ずるに、(一)頼襄の外史に云ふ、安藤範俊(二)の(三)家臣松野平介(三)の材名あり。摠見記には、伊賀伊賀守と爲す。然れども外史には是れより前皆伊賀に作る、而もここに獨り安藤と爲せるは訛なり。諸書皆助に作るも、家系には介に作れり。摠見記には、勇名長記には文武に達し清範俊敗れ、信長の流す。信長記には領地千貫を與ふと謂ふ。ここに於て逆の時(三)白の稱ありと謂ふ。八幡の祠男山八幡宮、山城國綴喜郡に在りに宿し、難に及ばず。以上信長記に取る。齋藤利三助内藏之れと善く、書を

(一) 頼山陽の日本外史卷十四に出づ
 (二) 一名、織田軍記、二十三卷、遠山信春著
 (三) 十五卷、小瀬道喜著

摺見記は本書を挿訂せるものといふ

以て之れを招く。平介伴^{いっは}り應じ、是れ摺見記に従ふ。但し記には應ぜずして自殺すと爲す。伴り應ずとは未だ何に據れるか詳かにせず。隙を窺ひて光秀を刺さんと欲す。光秀其の意を覺り親近せず。平介乃ち自殺す。是れ信長記に従ふ。但し記には書を以て招くの事なし。蓋し摺見記を參取せるならん。按ずるに、光秀弑逆より十有三日にして乃ち謀に伏しければ、謂ふ所の隙を窺ひて刺さんと欲するもの。恐らくはその間なからん。摺見記に應ぜずして自殺すとせるは、従ふべきに似たり。

(二) 毛利吉廣

平介の子玄蕃重基、始めて氏を吉田に改む、慶長中、大坂城に在りて戰歿す。重基の子を十郎左衛門重賢と爲す、重賢亦星野氏と稱す。和漢流文書に手澤あり、微すべし。重賢の著書、又和漢軍林古授校訂兵法許可稿に概見す、清水宗徳の弟子星野賢重と云へり。其の子友之允諱^{いひな}は重矩、初名は重次、家藏の文書に手澤あり、微すべし。實は出雲藩士三島通種の第三子なり。父に従ひて吾が藩に來り、和漢の兵法を以て教授す。其の傳ふる所、和漢軍林等數種あり、後、大西重一に傳ふ。雲公召して之れを祿し、元祿十三年十二月廿五日、命あり、その年賜ふ所の俸給、今定にて米五十石、銀六百錢と爲す、且つ遠近附に班す。兵法師員と爲す、後大番組に班す。寶永七年八月七日の官命に據るに、是れより先き、御廊下番となり、御手廻組に班す。享保三年六月十六日、大番組に班す、定祿八十石たり。是れ始祖たり。始祖江戸に往き、山鹿藤介高基に従ひて其の家學を受け、山鹿素行師、弟高恒を養ひて嗣と爲す、高基は乃ち高恒の子なり。遂に其の法を以て人に教ふ。按ずるに、始祖の山鹿に従ひしは、蓋し其の御廊下番となり、江戸に役せし時の事ならん。始祖山鹿に從ひ、寶永三年、大星傳を受け、正徳四年、三重傳を受く。藤介の手書、今尙ほ現存せり。而未だ其の何年に在りしかを的知せず、當に博く考ふべし。始祖に四男あり。長は十郎左衛門矩行、嗣たり。次は政之、杉政常の養子となる。次は孝方、長谷川信政の養子となる。次は美

(二) 高基は通稱藤介、素行の後嗣。こは松陰の錯誤ならん

(三) 本文稿、「奉書」の後に書して妻木士保に贈る」文参照

次、榑崎政良の養子となる。矩行性忠直なり。會て大番處^{とのみ}に直す、公特旨もて家書を講ぜしめんとす。矩行辭して曰く、「人臣の進講は、宜しく宿齋戒して言はんとする所を擇びて、然る後可なり。臨時の命は敢へて受けず」と。侍臣公命を以て之れを強ひしも、矩行遂に聽かず。矩行に二男あり。長は木工兵衛矩清にして早く歿し、次、莊介は、狂疾ありて流に處せられ、終る所を知らず、寶曆八年六月、概島を脱去すと云ふ。或は傳ふ、後江戸に在り、其の徒に従ひて路を過ぐるを見しと孫二十郎矩之を以て、直ちに其の後を承く。(三) 矩之は矩行の養子半平の生む所なり。半平は妻木孫七の弟なり。後、半平家學^かに精ならず。故に之れを去り、矩之獨り留まりて嗣となる。矩之病革^{あたま}るや、河野主信の第四子市佑諱は矩直を養ひて子と爲す。未だ幾^{いくばく}ならざるに矩之歿し、繼嗣定律を以て祿を減ぜらる、原祿八十石、二十石四斗を減す家を繼ぐ。是れを高祖と爲す。高祖狂疾あり、廢して流に處せられ、杳屋某の第二子又五郎諱は矩定を養ひて嗣と爲す。是れを曾祖と爲す。寛政の初め、唐船漂ひて雲・石・長・筑の海濱に至る。幕府、要衝の諸藩に令して武

(一) 毛利治
(二) 毛利齊

備を繕めしめ、將に目附をして巡視せしめんとす。三年、容徳公逝かれ、靖恭公新たに立ちたまひ、曾祖を起たして軍政の議に預らしむ。曾祖、機に乗じて士氣を振ひ國聲を揚げんと欲す。上書の殘稿尙ほ家に存す。然れども無事日久しく、俗吏因循にして、其の説行はるるを果さず。著に御陣制度あり。杉徳卿の女を娶る、女は即ち政之の孫なり、歿す。繼いで高橋氏山口三の宮大宮司を娶り、二子を生む。長は他三郎諱は矩建、嗣ぐ。是れを祖と爲す。次は春平、名は虎、出でて香取氏を繼ぐ。

(三) 今の萩市米屋町に在る多越神社

祖は幼より豪宕不羈にして、郷曲之れを畏憚す、而も強記精敏人に過ぐ。甫めて五歳にして父を喪ひ、榑崎某に倚りて長ず。某は美政の養子にして、家學に精通せり。時に藩の文學小田村某、(三) 某を埒天神祠の碑銘を作り石に勒して建つ。矩建一見して輒ち之れを諳じ、歸りて榑崎の爲めに之れを誦す、一も躓く所なし。榑崎大いに之れを異とせり。虎は文才秀逸、議論英發にして敢へて人に屈せず。其の養父の喪を執るや、偶々齒を露はすことあり、祖、色を正して曰く、「喪を執るに何ぞ威まざる」と。虎、慙懼叩頭す。虎、常に人に謂つて曰く、「吾れ生平未だ嘗て畏るる所あらざるも、獨り

阿兄の昔時の語を思ふ毎に、未だ嘗て汗背を浹さずんばならず」と。其の嚴重なること亦かくの如し。虎、酒失を以て廢せられ、後藩を去つて上國に遊び終る所を知らず。或は傳ふ、攝津の伊丹に溺死すと。祖は文化九年を以て歿す、歳僅かに廿一なり。祖、杉常徳の第二子大助諱は賢良を養ふ、實に徳卿の孫にして、矩方の先人たり。

(四) 物茂卿即ち萩生祖徠の學をいふ
(五) 宋の周濂溪・張橫渠・程明道・程伊川・朱熹等に依り研究せられし儒教の哲學をいふ

先人は性剛正にして、夙に大志あり、常に世の兵家、學術に勤めずして、陋を以て陋に傳ふるを憤り、務めて經史を精研し文章を作爲す。時に本藩の學士、専ら物學を株守せり。而るに先人獨り諸家を兼修し、最も宋學を喜ぶ。大いに家學を興さんと欲せしも、歳二十九にして瘍を病みて歿す、實に天保六年四月三日なり。先人病に臥して、自ら起たざるを知るや、後事を囑し孫謀を貽す所以甚だ備はれり。病重きとき、家に戒めて嚴に祈禳符章を禁ず。異藥を以て進む者あらば、先人之れを卻けて曰く、「死は命なり、何ぞ之れを服するに至らん」と。歿するに臨み特だ從容として、平生に異ることなし。經說詩文の家に傳ふるあり。配は久保氏にして、久忠の養女、實は森田(六)頼久の女なり、子なけれども節を守る。矩方、先人の姪なるを以て、杉氏より來り嗣

(六) 正しくは久保久成
(七) 正しくは森田頼寛、この二者松陰の錯誤に基く

(二) 公文書によれば九日である。松陰の記憶違ひならん

(二) 安政五年正月の作なれば戊午幽室文稿の巻首にあつて然るべきに、却つて安政四年の巻頭に置いてあるは何か理由があつたに相違あるまいが、今はこれを證すべき資料が見當らぬ

ぎしも、嘉永四年十二月八日^(二)、罪ありて籍を削らる。嗚呼、吉田氏は世々不幸にして、或は國亡びて節に殉じ、或は短命にして子なし。獨り矩方身づから邦典を犯して、以て覆敗を致す、不幸には非ざれども、不孝の罪、これより大なるはなし。然れども始祖の胤、杉氏に因りて存せり。杉氏は世々福多し。常徳の三子、伯は名は常道、實に矩方^{ほんせい}本生の父たり、仲は即ち矩方の先人なり、季は名は韞、^{初名は正一}玉木氏を嗣ぐ。矩方の兄、名は修道、杉氏の嫡嗣たり、弟敏は尙ほ幼なり、從弟弘は玉木氏の嫡嗣なり。本生の父と季父・阿兄と、今皆蹇然^{けんぜん}として官に當り、力を國事に宣ぶ。是れに由りて之れを觀れば、始祖の福未だ艾^つきざるなり。

右一篇は矩方削籍の後、深く後來家系の散逸せんことを慮り、百方搜索して、謹んで遺文を茸^{きさ}め、^(三)戊午正月元旦を以て草を起し、月中にして乃ち能く此れを成す。明年四月三日、先人の二十五回忌辰に遇ひしも、矩方繫がれて野山の獄に在り、墳墓を掃ひ、家寢^{かど}を祭る能はず。愴然として此れを録し、これを杉氏に寄せ、大人膝下に呈して、永くこれを神室に藏せんことを請ふ、實に久遠を謀ればなり。

(三) 唐鑑を讀む一則

(三) 宋の范祖禹撰す、十二卷。宋の呂祖謙これを註して二十四卷とす

唐の太宗既に弓矢を以て四方を定めしも、戰を忘るるの危きを致さんことを懼れ、諸衛の將卒を引ききて、射を殿庭に習はしむ。因つて諭して曰く、「今朕汝^{ともがら}が曹^{そう}をして専ら弓矢を習はしむ、居閑ならば則ち汝が師となり、突厥入寇せば則ち汝が將とならん。庶^{こひねがは}幾くは中國の民、以て少しく安んずべきか」と。是れに由りて人自ら勵まんことを思ひ、數年の間にして、悉く精銳となる。噫、是れ唐三百年の基なり。而して後嗣の諸帝、克く之れを繼ぐものなし。ここを以て衛兵弱くして京師^{みやこ}虚しく、中葉^{このかた}以還^{いでん}、節鎮^{せつちん}偏強にして、尾大掉^{びだいふる}はず。玄宗^{げんそう}開元の治をして、思或はここに及ばしめば、則ち唐の盛なること、其れ極りあらんや。而るに范氏^(四)論じて陋と爲し、貴ぶに足らずと爲す。彼れは北宋既に衰へ、金虜^{きんりょ}方に張るの時に生れ、君が爲めに進説することかくの如し。其の唐を論ずるは尙ほ可なれども、將に其の國を如何せんとする。終に^(五)二帝北狩し、^(六)京師南渡して、而も之れを克く救ふものなし、蓋し其れ自ら取れるなり。近世清國、

(四) 范祖禹
(五) 徽宗、欽宗の二帝、虜にされて金の國に送らる
(六) 高宗の時、臨安に南遷す

北韃きたつたより起り、盛強廣大なること前古比なし。而して其の祖訓亦狩獵騎射を以て、眷眷として言を爲す。近時乃ち稍外夷の困くるしむ所となる、安んぞ其の祖訓を遺なするに非ざるを得んや。吾が神州は武を以て國を建つ。而して諸侯の藩幹はんかんに在るや、乃ち偏裨へんひ諸將しよしやうの任なり。迂濶の儒、動ぶもすれば漢唐天子の事を以て、偏裨諸將の前に進説す。漢唐天子の事、取るべきもの多くはあらず。偶、之れあるとも、又儒生の亂る所となる、亦安んぞ其の國を弱くせざるを得んや。吾れ唐鑑を讀み、獨り自ら感あり。

經濟要録を讀む

(一) 農學者、出羽の人、名は信淵、百祐は通稱、嘉永二年歿、年七十二。農學七部書、化育論、西洋列國史、字内混同秘策等の著あり。(二) 吾が國物産の原因及びその採取を説明す。文政十年に成る

(一) 佐藤百祐の經濟要録七卷、開物篇は土石草木活物を論じ、臚列ろれつして遺あますなし。而して其の創業・富國の諸編は、尤も能く大體に通じ、實事に切なり。誠に民事の寶籍にして、本邦の農家未だ之れに先んずるものあらず。余幼時、百祐の西洋列國史略に論ずる所の、四海を混同する策を讀み、其の雄偉を喜びしも、其の夸誕こたんを嫌ひ、未だ深くは其の人となりて服せざりき。

(三) 津藩儒、名は正謙、徳藏と稱し、拙堂と號す、藩の學政を督し、文を能くす。慶應元年歿、年六十九

其の後伊勢に往き、齋藤拙堂翁まに見え、談偶、佐藤氏の事に及ぶ。翁因つて謂へらく、「吾が侯嘗て深く其の人を信じ、問ふに國務を以てす。百祐乃ち對へて曰く、『勢國は草綿に宜し、若し稻田を廢して草綿を植ゑなば、則ち利を收むること自ら倍ばい徒しせんと。公以て余に謀る。余謂はく、『利は則ち然らんも、獨り其の人力を費すこと、晉に倍徒するのみならず、而して一たび數年けんねんに遇はば、滿野空となるを如何せん』と。侯憚よろこばずと雖も、事亦止みたり。佐藤の經濟、往々かくの如し。然れども農學に於ては、則ち綽乎として裕あり」と。余之れを聞きて謂へらく、本を捨てて末に趨り、穀を輕んじて金を重んず、是れ經濟に非ず。經濟にしてかくの如くんば、何ぞ農學に取るあらんやと。江戸に往くに及び、佐藤氏の書大いに時好に投ぜるも、而も余は竟に一覽せざりき。

近日人あり、此の編及び農政本論を以て借示す。囚中事こなし、卷を發ひらいて細觀し、大いに實得あり。而して此の編尤も能く簡括痛快、民事に在りて最も闕くべからずと爲す。蓋し佐藤氏、農學は其の長ずる所なるも、而も施しいて他事に及ぼせるものには失

なき能はず。然らば則ち、一を觀て百を疑ひしは、吾れの過なり、一を執りて百を論ぜしは、亦百祐の過なり。

(二) 四庫全書簡明目錄を讀む

(一) 四庫全書總目の浩濼にして不便なるを以て清の乾隆年間、于敏中等勅を奉じてこれを簡明にす、二十卷あり
(二) 山縣太華、木卷七五頁参照

(三) 楊子墨子

余向に講孟餘話を著はし、教を(一)先生に請ふ。一先生余に誨ふること極めて詳かなり。然れども余の執る所と、一も合ふ所なく、悒々として樂しまず、復た一書を作りて之れを辯せんと欲す。偶々此の書を得たり。之れを讀むこと數日にして益々喜ぶ。大抵此の書の旨、古今の人物圖書に於て、短を捨て長を取り、功を録し過を略し、門戸を設けず、朋比を立てず、排撃を尙へず、嫌忌を憚らず、其れ殆ど事理の平を得たるものに似たり。其の、徒を聚めて講習し、聲氣相通するを以て、朋黨の漸、禍亂の源と爲すに至りては、余惕然として内に懼るるあり。謂へらく、吾が徒の事、其の是れに類せざるもの、其れ幾何ぞやと。然れども自ら疑ふことあり、正道衛らざるべからず、則ち邪說黜けざるを得ず。孟子、辯を好まざれども、善く言ひて楊墨を距ぐも

(四) 山縣太華の思想を反駁する説

のは勢なり、庸詎ぞ傷まんやと。已にして之れを得たり。天下の事、舌辯辭巧の能く克つ所に非ず、正道を衛るの功、誠に若くはなし。これを心に誠にして、而る後邪說思に萌さず、これを身に誠にして、而る後邪說行に雜はらず、これを口に誠にして、而る後邪說辭に發せずば、先正を祖述して可なり、後進を訓誨して可なり。此れを外にするは、勝を好むなり、名を求むるなり、誠に非ざるなり。吾れ斯の書を讀み、斯の説を得たり、復た書を作りて説を爲さざるのみ。四庫の書目、部を爲すこと三千三百二十一、卷を爲すこと七萬七千二百七十。震旦の書、讀むべきものかくの如く其れ夥し。而して神州には自ら神州の書あり。已れの田を捨てて人の田を芸るは不可なり。内を治めて外に及ぼし、源を浚へて流を達するは、亦唯だ誠なるのみ、以て舌辯辭巧に資るに非ざるなり。

(五) 妻木彌次郎、兵衛門下生「關傳」
(六) 本稿首の「吉田氏略叙」参照

奉書の後に書して妻木士保に贈る

右奉書四通、合して之れを觀れば、半平君の來去略ぼ見ゆ。貴家の譜録に載する所の

孫七の弟判平なる者は、即ち是の人たるや疑なし。但だ其の半を以て判と爲すもの、
 攷ふべからざるのみ。攷ふるに、半平君去らると雖も、其の子二十郎、留まりて吾が
 家を繼ぎ、業を荷ふこと三年なれば、則ち兩家の交通、百世と雖も絶つべからざるな
 り。而して寶曆・明和より今に至るまで僅かに九十年、兩家久しく相識らず。予、士
 保と交はること十餘年なるも、未だ嘗て與に故事を推究せず、其の慢や甚だし。然れ
 ば今に及んで考覈して實を得、重ねて通家の盟を尋めしも、猶ほ以て祖先に地下に謝
 すべし。因つて其の奉書四通を手録して士保に寄せ、以て其の家譜録を補ひ、これを
 後の子孫に始さしむ。奉書に稱する所の十郎左衛門なる者は、名は矩行、吾が家の始
 祖重矩の嗣なり。半平君の子仁十郎、孫を以て直ちに矩行の後を繼ぎ、明和六年八月
 四日に歿す、子なし、養子市佑嗣ぐ。市佑は余に於て高祖なり。併せ書して攷據に資
 すと云ふ。安政四年丁巳三月八日、吉田矩方謹んで書す。

松浦生に贈る序

(一) 松浦龜太郎、號は松洞、松陰の門下「關傳」
 (二) 長門の人、一に羽様に作る。畫家
 (三) 長門の人、王海艦ともいふ、百谷と號す。四條派の畫家、松村月溪の門人、文久二年歿、年七十一
 (四) 蘇東坡名は維、唐の太原の人、畫書を善くし、所謂南畫の祖、又詩人、上元の初め歿す

吾が邑の松浦生は魚鹽の家に生れ、幼より繪事を喜む。年甫めて十四、礪西涯に従ひ
 て畫法を學び、今に七八年一日の如し。曾て兩たび京師に入り、小田海仙翁に見ゆ。
 已にして嘆じて曰く、「東坡謂へらく、「摩詰は詩中に畫あり、畫中に詩あり」と。則
 ち畫と詩と本二致なし。今已れは則ち能く畫中の詩を吟ずれども、而も未だ詩中の畫
 を繪く能はず。是れ畫と并せて未だ其の致を盡さざるなり」と。ここに於て發奮して
 書を読み、余に踵りて詩法を問ふ。余、性狂麤にして、風流文雅、一も心に入る所な
 し、獨り古今を上下し、成敗を縦論するを喜むのみ。安んぞ能く詩畫の致を融して、
 以て生の心を慊らせんや。然れども生の心自ら止む能はずんば、則ち羅列肆陳して、
 以て其の自ら取るに任せば、斯ち可なり。蓋し聞く、時に各々風あり、人に各々情あ
 り。調に正變あるは、風、時に隨つて移ればなり、詞に剛柔あるは、情、人毎に殊な
 ればなり。已れの情を言ひて、而して時の風を振はすものは豪傑の詩なり。時風に溺
 れて、而して已れの情を亡ふものは流俗の詩なりと。生先づ是れを知らば、則ち詩
 以て學ぶべきなり。夫れ詩は漢人の詠する所、故に材必ず之れを漢土に取る。之れ

(一) 詩經
 (二) 楚辭のことであらう、楚辭は漢の劉向、楚の屈平の辭賦及びその門下、後人の追弔、思慕の辭賦を輯めて命名せるもので一に離騷經といふ。
 (三) 梁の蕭統(昭明)太子撰す、三十卷、唐の李善これが註を作り六十卷とす。
 (四) 清の沈德潛撰「五朝詩別裁集」

を始むるには周詩を以てし、章句訓詁、諷詠涵濡、必ず古人の傳ふる所の如くす、又楚詞・文選を以て之れに次ぐ。三書既に熟して、沈氏の別裁を通誦せば、則ち彼の上下二十餘代、時風の正變、人情の剛柔、已に胸臆に具はる。其の中必ず吾が情に適して、而して今風を振ふものと否ざるものとあらん。或は専ら一家を主とし、或は諸體を折衷し、或は古にして簡奥なる、或は近にして流暢なる、其の擇びて之れを取るは生に存し、吾れは與らず。凡そ此の三四の書は、吾れ夙に考覈誦習するに志ありしも、未だ及ぶに暇あらず。生詢に之れを爲さば、吾れ驚なりと雖も、幸に輿を操りて之れを同じうせん。是れ生、吾れを助けて以て夙志を償はしむるなり。吾れ頃ろ又生に叩くに畫法を以てす。十餘年の外、吾れ生の導に因らば、或は少しく畫法に通ずるを得ん。生も亦吾れの言に資りて、遂に大いに詩法を究むるを得ば、則ち所謂詩中の畫、畫中の詩なるもの、兩人兼ねて之れを有せん。果して能くかくの如くならば、則ち其の得る所、獨り詩畫に止まらざるものあらん。序を爲りて生に贈り、併せて以て自ら勵ます。

朱竹垞文粹を讀む

(五) 清の秀水の人、名は錫鬚、字は錫鬚、竹垞と號す。康熙の時博學宏詞を以て召試さる。藏書八萬卷といふ。
 (六) 清朝の王士禎、汪闓、閻若璩、毛奇齡。
 (七) 明、毅宗の崇禎十七年三月、李自成京師を攻略す、帝自經して歿す。
 (八) 官名、修史編纂に従ふ。
 (九) 清の常熟の人、字は受之、牧齋と號す。明末に禮部尙書たり、清となり又仕へて禮部右侍郎となる、後郷に歸り文章を以て著はる。

論者謂へらく、清初の諸儒にして、學問文藝の造詣、並びに深き者は、朱彝尊に若くはなし。同時の王・汪・閻・毛の諸家、各一體要ありと雖も、其の體を具ふるは、遂に能くこれに及ぶなしと。余頃ろ村瀨氏の朱竹垞文粹を讀むに、村瀨氏、今は田邊新二郎と改む、幕府の與力たり文僅かに若干節にして、未だ竹垞を盡すに足らずと雖も、亦以て其の大要を觀るべし。蓋し其の家居すること二十年、書を擁すること八萬卷。且つ鈔し且つ著はし、老に至るも輟めず、能く諸家を壓する所以なり。人是れより大なる者あるも、國に背き虜に臣となる、他の美ありと雖も、尙ほ何ぞ道ふに足らんや。

按ずるに、明の崇禎甲申、北京城陷る。竹垞時に年十六、乃ち能く田野に屏居し、自ら當世に見はるるを求めず、亦初めありと謂ふべし。何如ぞ年已に五十にして、顧つて一検討を博し、自ら其の異數を詡るや。吾れを以て之れを觀れば、錢謙益の輩と一間のみ。吾れ其の「譚先生・張處士・殷先生の墓表誌」を讀むに、渠れ蓋し忸怩とし

(一) 「北山移文」は南齊孔稚圭の著、その中に「是に於て南嶽は嚙笑し、北隴は騰笑し、北隴は争議す」とある

(二) 帆足萬里、豐後日出の儒者
(三) 明季の人、徐枋の著、二十卷、侯齋はその號、明朝の爲めに節を守り遂に變らず。本卷八六頁參照

て、自ら其の詞を盡す能はず。李陵を弔ふ文は、自ら其の不遇にして職を失へるを悲しめり。又其の「通籍」以後の集に名づけて、「騰笑」と曰ふ、これを「北山移文」に取れるなり、人をして憫笑勝へざらしむ。蓋し其の初め名心甚だ躁なりしなり。謂へらく、東南の隱居幽憂志を失へるの士、時を憤り俗を嫉むと。其の辭工なりと雖も、世或は傳ふることなけん。ここを以て終に其の大節を失ひて、以てここに至る。

噫、夫の所謂隱居なる者は、皆明季の完人、俯仰愧づるなき者にして、亦古の逸民の遺なり。人孰れか天良なからんに、顧つて是れを捨てて彼れを取らば、其の内寧んぞ能く自ら安んぜんや。先輩帆足翁、清儒の文を喜まず、卓なるかな此の見や。余向に居易堂集なるものを讀む。徐侯齋先生節義の堅き、屏居して出でざること四十年、其の學未だ必ずしも竹垞に及ばざれども、而も其の文は字淚句血、人をして卷に對して敬慕し、卷を掩うて長嘆せしむ。而して滿清方に盛にして世に甚だしくは稱道せられず、余爲めに深く之れを惜しむ。然れども竹垞をして一たび侯齋に泉路に見えしめば、則ち愧怍退縮して、前日八萬卷の富も忽然として自ら其の小なるを知らんこと必せり。

且つ滿清をして千萬年當日の如くならしめば則ち已まんも、一旦命革まらば、異代の人必ず竹垞を捨てて、侯齋を取らん。此れを書して以て世に阿り名に急なる者の炯戒と爲す。

(四) 周布君の太孺人某氏八十壽の序 家兄に代りて

(四) 周布政之助「關傳」太孺人は母堂のこと
(五) 十千の丁の異名
(六) 十二支巳の異名
(七) 四月六日
(八) 壽聖明倫館

(五) 強圉太荒落の歲、中呂の初六、大津郡代官周布君、酒を醋み肉を炙り、一時の名流を會して、壽を太孺人膝下に獻ず。余も亦預かる。余未だ孺人を知らざれども、獨り君を知ること最も深し、因つて余に序言を命ぜり。昔君年少にして學に在り、俊秀を以て稱せらる、特に經義に精し。在學の諸士、曾て學問詞藻を以て前後褒賞を蒙る、而るに君は顧つて孝行を以て賞せらる。凡そ貧民賤徒は衣食足らず、奉養多く闕く、乃ち能く拮据經營して略ぼ飽煖を得ば、則ち以て孝と爲すべし。士は祿食あり、固より以て親を養ふに足れば、則ち其の所謂孝なるもの、唯に衣食の視のみには非ず、則ち君の孝推して知るべきなり。君年二十四にして乃ち官途に就くや、累りに當路の識る

(一) 右筆役、唐船の防備その他に關すること司る
 (二) 手當とは準備の義、防寇準備の任務を司る
 (三) 江戸方右筆役、政務方とも稱す。江戸にあつて重要政務に與る
 (四) 江戸詰諸役の總帥、行相ともいふ、家老中の有能者これに任ず
 (五) 嘉永六年
 (六) 神奈川

所となり、唐船方に拔擢せられ、手當方に轉じ、數年ならずして政務座に入る。政務座は典故の匯まる所、當役の咨る所、班次甚だしくは貴からざれども、而も輓近樞要第一と爲し、人皆以て榮と爲す。而して君隱然として國家を以て己が憂と爲し、肯へて奉養の富を以て悦びと爲さざるなり。

(五) 癸丑六月、米夷の使船浦賀に來り、其の明年正月、再び來つて金川に入る。羽檄奔馳して幕藩交、騷ぐ。君時に公駕に従ひて江邸に留まり、一身事を荷ふ、練將老吏も率ね君に就いて事を決すと。又命を銜みて國に歸るや、大臣の議を請うて即ち往けり。君固より痔を病むこと特に篤く、起居太だ難めり、而も紛を理め結を解き、未だ曾て少しも擾れず。是の時に當り、太孺人白を垂れて堂に在り、晨夕門に倚る。君寧んぞ夢寐にも之れを忘るるを得んや。而して幾微も言面に著はすなし。其の忠孝の際に於ける、蓋し之れを講ずること固より審かなり。其の明年、君、事に坐して官を禡はる。君欣然として曰く、「君恩身に賜ふ、吾れ以て吾が奉養の志を遂ぐべし」と。將に郷に回つて室を築かんとせしも、未だ幾ばくならずして今の官を得たり。郡職は事簡なること、夙かに前日の比に非ず。君のここに處る、乃ち忠乃ち孝、以て兩全すべし。ここに於て、孺人年方に八十、宴を開いて壽を獻ず。其れ誰れか宜ならずと曰はんや。余、孺人を知らずして、獨り君を知るのみなれども、君の事を稱道せば、以て孺人教訓の素あるを觀るべし。賢母あらば必ず賢子あり。賢子あることかくの如く、而も一時の名流又従つて壽を獻ず。太孺人其れ亦欣然として以て一觴を進むべきなり。是れを序と爲す。

秀實、字は無逸の説

(七) 榮太郎年甫めて十三、始めて江戸に役す。會、墨夷の變あり、深く自ら奮勵し、武技を學びて以て效す所あらんと欲す。其の後、家を辭して遠く遊ばんことを謀りしも、事諧はず。丙辰の冬、余に囚室に謁し教を受けんことを請ふ。余試みるに韓退之の「符、書を城南に讀む」の詩を以てす。榮太層しとせずして曰く、「吾れの學を爲す、寧んぞ是れが爲めならんや」と。又孟子の百里奚諫めざるを以て智賢と爲すを論ずる

(七) 吉田榮太郎、名は秀實、後に稔磨といふ、松下村塾の逸材
 (八) 安政三年十一月二十五日
 (九) 古文眞寶前集にある。符は韓退之の子の名、城南は退之の別墅のありし所
 (一〇) 萬章上篇、第九章 參照

を讀ましむ。悦ばずして曰く、「諫めず死せず、何を以て智賢と爲さん」と。余頗る之れを奇とし、語るに學の方を以てす。榮太蓋し内に契るあり、悉く武技を廢して、余に従ひて日夕書を讀む。一日名字を以て余に問ふ。余、秀實字は無逸を以て之れに應へ、且つ曰へらく、「汝の苗たる、稂に匪ず、莠に匪ず、吾れ已に之れを試みたり。怠らずんば、則ち秀で則ち實らんこと許すべし。然れども秀や實や、誠に易からず。載ち転り載ち塵る、維れ積り維れ積む、其れ無逸に在るかな。抑、吾れ聞けり、李唐に段大尉秀實と名のる者あり、近時又蒲生君藏先生あり、亦秀實と名のる。二子は皆豪傑なり。汝退いて二子の傳を讀まば、其れ必ず無逸の然る所以を知らん」と。

諸生に示す

(一) 段秀實、唐の汧の人、字は成公、德宗の時、司農卿となる。朱泚反せしとき、これを面罵し、笏にて撃つ、爲めに遂に害に遇ふ。
(二) 蒲生君平の別稱。
(三) 烈婦登波の傳「討賊始末」をさす

士別れて三日なれば、刮目して相待つ、一日見ずんば、三歳の如し。朋友相與の情、學問日新の機、誠にかくの如きものあり、況や一月に於てをや。余頃る心に一文を構ふれども、事、考據に待つあり、遽率に能く辨ずる所に非ず。因つて嚴に一月を課し、

(四) 太平御覽、太平興國二年、李昉等勅を奉じて撰す、一千卷。
(五) 對馬藩儒、名は俊良、字は伯陽、木下順庵に學ぶ。寶永五年歿、年八十八

諸君を謝絶し他業を廢棄し、以て之れを成就せんと欲す。牀に對し燈を分つ、平日の情、裁割すること易きに匪ず。ここを以て文を作つて諸君に辭す。諸君願ふに亦時に乘じて精苦し、以て吾が目を刮して、三歳の情を慰むるあれ。昔、宋の太宗、一年を以て御覽千卷を讀完す。これを一月に率せば殆ど九十卷なり。御覽は每卷十數張に過ぎず、多きも僅かに二十許張のみ、然れども政を聽くの暇、之れを爲せるは則ち勤なり。諸生に在りては言ふに足らず。先輩雨森芳洲先生、門人と漢書を讀み一月にして終る。謂へらく、「晝夜併せ讀まば、十五日にして乃ち可なり」と。是れ以て書生の規と爲すべし。諸君は精銳なり、意ふに必ず古人に輸けざらんも、獨り余の昏惰なる、志の如くなる能はざるを恐る。然れども一月にして能くせずんば、則ち兩月にして之れを爲さん。兩月にして能くせずんば、則ち百日にして之れを爲さん。之れを爲して成らずんば輟めざるなり。諸君願はくは併せて此れを知れ。閏月初三、二十一回生書す。

(六) 閏五月三日

兩秀錄に跋す

(二) 本卷二
九七頁参照

(二) 矢頭右
衛門七、四十
七士の一人

(三) 名は吉
右衛門、復仇
後、事の經緯
を安藝淺野侯
に報じ、死を
果さず、後山
内主膳に扶持
せらる

余向に榮太の爲めに秀實無逸の説を作る、事、成公・君平二公に及ぶものあり。榮太乃ち二公の事跡を裒録して來り復す。余之れを嘉し、名づくるに兩秀錄を以てす。時に余偶々、赤穂の事を檢す、因つて諗げて曰く、「義人矢頭教兼、年甫めて十七、父と同じく盟に與す。大石良雄、其の幼にして父子命を并うするを憐み、之れを揮して去らしむ。教兼憤然として自殺せんとす、衆遽かに之れを止め、遂に之れと盟ふ。寺坂信行、歩卒を以て崎嶇相隨ふ、然れども後獨り死に與せず、世或は以て貶を爲す。今榮太の班と齒は二人と正に同じ、明鑑の存する所、伐柯遠からず。夫れ成公は大節の人なり、君平は大忠の人なり。今天下無事にして、成公の大節、未だ必ずしも用あらず。而して信行の終らざりしも、亦榮太に慮る所に非ず。然れども矢頭の憤を蓄へ、而して君平の忠を希はば、寧んぞ成す所なくして死せんや。若し乃年少にして身軽く、以て自ら菲薄にせば、則ち兩秀の錄、將た何の用ふる所あらんや。是れを跋と爲す。丁巳閏月、二十一回猛士書す。

周布生の文を評す

某大夫に奉る書

(四) 薄校明
倫館

余、館中諸君の此の題を做るものを見、兄の作を併せて四と爲す。余を以て之れを觀れば、其の立言措辭、並びに未だ其の肯綮を得ず。兄の作は苦心具さに見はる。然れども前の三篇と、遂に其の甚だしき軒輊を見ず。是れ諸君の罪に非ざるなり。願ふに題原と假説なれば、文何ぞ獨り眞なるを得んや。岩國の事、誠に言ひ難きものあり。事體あり、流弊あり、古格あり、近例あり、公議あり、私論あり。凡そ此の數者は、必ず洞察通視して、之れを斷ずるに大義を以てし、之れを通ずるに至誠を以てして、方に始めて言ふべきのみ。然れども未だしなり。其の徳あり、其の才あるとも、而も其の位なくんば、則ち君子は敢へて言はざるなり。但だ前の數者は深思精究して、用を他日に待つ、是れ固より志士の爲なり。而して其の確然として定見ありて、これを同志に謀り、これを管事に納るるは、亦或は忠臣の事ならん。是れ

(五) 毛利の
支藩岩國の吉
川氏と本藩と
情意通ぜざる
をいふ

を外にしては、吾れ其の謂ふ所を知らざるなり。今先生已に題に名づけて人に課す、是れ必ず定見あらん、宜しく叩きて之れを質すべし。然りと雖も、大夫の稱、已に其の甚だ當れるを覺えざれば、則ち所謂定見なるものも、吾れ知る能はざるなり。閏月初六、松陰妄りに評す。

鹽谷の文を讀む

(一) 幕府の儒官、名は世弘、松崎樓堂に學び昌平費に入る。著述多し。高山彦九郎、名は正之、字は仲繩と蒲生君平、名は秀實

(二) 鹽谷宕陰は、當今の文宗にして、學者の矜式する所なり。而して吾れ其の大統歌を讀みしに、言へるあり、「謂ふなかれ霸興つて、靈圖蠱を生ずと。幕府開かれてより、鼎鑿倍々固し。中材保ち易く、昏暴助くべし。睿聖の作る、時あり數あり」と。又高山・蒲生の傳に、言へるあり、「霸府の立ちてより、天子威福を關東に譲り、南面して已れを恭しみたまふ。而して幕府も亦能く臣節を竭し、帝澤愈々光やく」と。果して此の説の如くならば、則ち在昔皇室の全盛は反つて今日の衰頹に如かず、今日衰頹の皇室は、乃ち劍鹽久遠の盛事なり。而るに志士仁人書を讀み時を憂ふるは、果して

(一) 幕府の儒官、名は世弘、松崎樓堂に學び昌平費に入る。著述多し。高山彦九郎、名は正之、字は仲繩と蒲生君平、名は秀實

(三) 柳下惠春秋時代、魯の人、柳下といふ地に居る。孟子稱して聖の和なる者と

(四) 伯夷、周の武王殷の紂王を討つや諫めて聽かれず、弟叔齊と共に西山に上りて餓死す。孟子稱して聖の清なる者と

何の爲めぞや、況や其の指斥する所の、中材と云ひ昏暴と云ふは、果して何の謂ぞや。古の聖人、和なること柳下の如き者あり、清なること西山の如き者あり、事固より概論すべからず。今日江戸の勢焰なる、凡そ臣子たる者或は憤懣罵詈訾し、或は號泣諫争す、皆正士仁人たるを失はず。諛を進め媚を獻じて、愈々光やくと爲し、倍々固しと爲すに至りては、天下の正義を如何せん、後世の驕臣を如何せん。文宗たり、矜式たる者、寧んぞかくの如くなるべけんや。傳中に又曰く、「豈に五畿内の山河、王氣銷盡して、而して地氣西よりして東せるか」と。又曰く、「辛を嘗め苦を食ひ、徒らに髀肉なく、以て強死に至る、亦怜れむべきのみ」と。是れ神州の爲めに言を立つる者に非ざるなり、亦高山仲繩其の人を知る者に非ざるなり。宕陰は當今の文宗にして、學者の矜式する所なり、而も其の言かくの如し。余其の重ねて人を誤まらしめんことを恐る、故に特に之れを拈出せり。閏月十八日、藤寅書す。

(五) 將軍が

雨森芳洲先生の國王稱號論跋

朝鮮王への復讐に國王の稱を芳洲が不可とし、新井白石と論争せし書簡を松陰が寫録せしものである。舊全集には第八卷外蕃通略附録として載す

(一) 新井白石

(二) 外蕃通略、安政四年三月の編述、近藤守重編輯の幕府外交文書なる外蕃通書を批判せしもの、第十二卷所載

(三) 外蕃通略の原本に芳洲の書簡を附録とせるをいふ

(四) 平將門

國王の稱、固より大いに不可なり。大君の名、亦穩かならざるに似たれば、則ち其の一は一非は何ぞ深く論ずるに足らん。而も芳洲先生諄々侃々として、疏論して已まざるものは、何ぞや。先生皇を尊び覇を抑ふるの志、其の由來する所蓋し久し、固より一朝奮激の故に非ざるなり。而して豈に特だ國王の一事、朝鮮一國の爲めに然らんや。是の時に當り、新井勘解由幕籠を受けて私見を逞しうし、方且に惡を逢へ過を長じて、其の禍未だ底止する所を知らず。故に先生、國王の一事に因りて朝鮮一國を論じ、上は既往の失を矯め、下は將來の鑑を垂る、其の旨深し。余向に未だ此の書を讀まずして、通略を作る。通略徧く諸蕃を論ず、然れども特だ此の書の義疏のみ。況や先生の萬死事を論ずる、余の隱居して放言するの比すべきに非ざるをや。然れども通略は此の書を得て、以て吾れ一人の言に非ざるを知るべし。故に吾れ妄りに取りて後に附す。嗚呼、芳洲先生にして知るあらば、其れ或は余を以て身後の一門生と爲さんか。皇制には、皇子皇孫のみ獨り親王・諸王の名ありて、人臣には王號あることなし。然らば則ち假令武藏王・關東王と稱すとも、人臣の義に非ず、亦平親王の續のみ。本書

(五) 岸彌平次、三田尻の哥徒、國學に造詣深く、經書多し〔關傳〕

(六) この書は松陰幽囚の身なるを以て憚りあり、外弟久保清太郎を表面の噴顯者とし、そのために作り與へたものである。従つて文中の「僕」は久保である

(七) 富永有隣をいふ

未だここに及ばず、吾れ故に言ふなり。此の書寶永八年辛卯三月に係り、其の四月二十五日改元す。故に通略は之れを正徳元年に係く。此の書、原藏者は岸御園、今寫す者は富永有隣、皆有志の士なり。閏五月十九日、藤原矩方書す。

富永彌兵衛の免獄を乞ふ狀 代作

右其の人は僕素より半面の識なし。僕の外兄に吉田生なる者あり、曾て野山の獄に繋がれ、時に相得て交はり善し。生、常に僕の爲めに其の人となりを説き、又其の詩を誦す。其の詩聲牙にして口に上らずと雖も、氣炎焰々として前に古人なし。其の人蓋し亦かくの如きのみ。生云へらく、「彌兵衛、生稟蠱豪にして、惡を惡むこと仇の如く、氣を使ひて人を罵る、蓋し宿過なき能はず。然り、是れ皆郷曲の忌む所、凡俗の猜む所にして、其の繫囚を致せし所以なれども、而も決して不忠不孝と不義との人に非ざるなり。締交以來、稍誘ふに經學を以てす。ここに於てか、蠱豪なるもの化して直方となり、惡を惡むもの變じて善を善みするものとなる、前と蓋し二人の如し。其の書

(一) 論語述而篇、第二十八章に出づ

(二) ともに古の聖人、周の始祖、后伊尹は商の賢相

(三) 班固の著述漢書をいふ

(四) 義鳥の人、字は汝霖、文武の材略あり、建炎の始に大いに金の兵を破る。屢屢上疏して正義を維持し黃若善等の阻む所となり憂憤して死す

を讀むや敏捷、文を作るや勁拔、筆札又素より佳なり。駸々として進修し、日夜處まらず、久しからずして將に家を成さんとす」と。僕謹んで令條を按ずるに、賢を議し能を議するの目あり。孔聖も「進むを興し潔を興す」の訓あり。其の人罪惡ありと雖も、猶ほ或は議を蒙ることを得んか。況や其の少小の宿過、安んぞ其れをして幽愁鬱積して、終に野山の鬼たらしむべけんや。匹夫も之れ澤を被らずんば、禹・稷・伊尹之れを恥づ。況や其の人隠然として家を成せるをや、寧んぞ匹夫を以て之れを待つを得ん。盛世に材を遺るの譏、切に執事の爲めに之れを憂ふ。漢の顯宗、班固を獄より抜いて、而して史書朽ちず。宋の宗澤、岳飛を刑より脱して、而して將略匹なし。文武の才學、班・岳其の人のごときは、今世輒くある所に非ず、拔脱の事も、又古と負かに異なり。然れども執事の國を治むる、賢を擧げ才を用ひ、至らざる所なし、民を仁し物を愛し、具さに其の心を盡す、而して其の餘澤又曾て囚徒に流及す。僕固より聞いて之れを躡とす。今執事幸に憐みて其の人を救はば、其の人必ず能く奮發振勵して、自らを無匹と不朽とに致さん。是れ國家の福なり。僕切に執事の爲めに之れを望

む。僕の言狂にして計愚なるも、亦唯だ執事の愛を知るを恃むのみ。伏して惟んみるに探察せられば、幸甚なり。某謹んで狀す。

(五) 女誠譯述敍

(五) 吉田康三編「松陰先生女訓」中に採録してある

(六) 山鹿素行著武教小學

(七) 源氏物語と伊勢物語

余嘗て山鹿先師の遺書を讀みしに、言、女教に及ぶものあり。謂へらく、「女は柔順を以て用と爲し、果斷を以て制と爲す」と。又深く源語・勢語の、風を敗り俗を壞るを嘆ずと云ふ。竊かに其の言を尊信し、其の成書なきを惜しみ、妄りに之れに擬せんと欲せしも、而も文拙く學薄く、他業又繁くして未だ爲すことある能はず。謂へらく、是の事、必ず學和漢古今に通じ、文辭流暢健雅なる者を待ちて、而る後屬すべきなりと。余已に家に囚せらるるや、これを外叔久保翁に語る。翁廢せられて後、詩書筆札を以て、邑中の子弟を教育し、最も意を女教に留む。女大小學・女式目の諸書より、次を以て女徒に授けて之れを讀ましめ、尙ほ未だ足らずと爲し、余を促して之れを成さしむ。余已に不敏、乃ち在獄生富永有隣を擧げて之れに代らしめんとす。因つて翁

(八) 久保五郎左衛門

(九) 貝原益軒著の女大學、文海堂主人校正の女小學、高井伴寬著の女式目

(一) 東漢の才女班昭、班固の妹、女誡はその著、木卷二五八頁頭註参照

(二) 楠正成の妻・菊池武時の妻・結城親光の妻・瓜生保の母
(三) この年閏五月がありしを以ていふ

(四) 久保清太郎

(五) 嘉永六年・安政元年
(六) 攝津の地名

と謀り、有隣に請うて先づ曹大家の女誡七篇を譯述せしむ。有隣幸に外にせられず、疾速に功を竣へて贈らる。謂ふ所の柔順果斷、具さに大家の言に見ゆ。而して有隣の學と文とは、向の大小學・式目の比のごときに非ず。是れ以て源・勢二語の習を洗ふに足るならんか。大家言へるあり、「男は能く自ら謀る、女は當に人に適すべし、而も漸んで訓誨せられず」と。是れ女誡の作られし所以なり。余は則ち言はん、「節母烈婦ありて、然る後孝子忠臣あり、楠・菊池・結城・瓜生の諸氏に於て、吾れ之れを見る」と。是れ女誡の述べられし所以なり。併せ敘して以て讀者に諒ぐ。丁巳後の五月、二十一回猛士藤寅書す。

戯れに對策に擬す 清太に附與す

節とは節族なり、制とは制度なり。二者皆主將の方寸に出で、他事に關することあるに非ざるなり。軍の節なく制なきこと、癸丑・甲寅に至りて極まれり。是の時に當り、義經の如き者征夷大將軍とならば、必ず能く嶋嶺を驚えて大物を絶り、精銳數百、艤

舸數十もて彼理・博嬉の首、麾下に致すべし。若し然る能はずして頼朝猶ほ大將軍となるとも、二百六十大小名に、佐々木四郎・梶原源太、其の人乏しからざらん。長崎の港、横濱の灣、布列多模の艦、波底に歿すべし。其れ然る後天下の旗幟、一朝にして觀を改めん、節や制や、ここに於てか在り。然りと雖も本あり。頼朝・義經は道ふに足らざるなり。忠孝を知らず、仁義を知らず、上天子を畏れず、下萬民を愛せず、前先祖に法らず、後大名を率ゐずんば、一時の節のみ、一時の制のみ。況や一時の節制すら、且つ辨ぜざるをや。唯だ然り、今日滿天下の人、皆婦人好女のみ、殊に未だ一丈夫をも見ざるなり。或は十人中、猶ほ二三の勇者ありと謂はんも、吾れこれを信ぜず。天下苟も一の勇者あらば、節制已に定まらんも、唯だ其れ之れなし。ここを以て節なく制なし、癸丑・甲寅の如くして而る後已まんのみ。丈夫節制の義を説きて、億兆婦女の聽を聳てしむとも、未だ其の、事に益あるを見ざるなり。然りと雖も、明問には對へざるべからず。謹んで對ふ。

過刻命ぜられし所の擬對、草率に結撰すること右の如し。僕俯仰して自ら誓ひ、國

(一) 第二卷
野山雜著の中
に收載す

(二) 熊谷直
實・平山季重
の二人

の爲めに血涙す、千變萬化すとも、此れより外なる能はず。古人言へるあり、「其の非心を格す」と。味ひあるかな、味ひあるかな。勇者なきなりの説に至りては、僕會て具さに獄舎問答の中に論ぜり。或は以て然らずと爲さんも、其の人必ず勇者ならば、僕一首顧を獻すと雖も、誠に甘心する所なり。抑、節制あらば、兵、先登することなしと云ふ者は、無稽の贅談にして、何ぞ深く尤むるに足らん。宇治河の二魁は、頼朝坐して天下を運らすの妙用なり。豊臣一たび倣ひてこれを朝鮮に用ひ、因つて以て敗を致せしは則ち笑ふべきのみ。一の谷の事に至りては、義經先登して、二子之れに従ひしのみ。是れ機を以て言ふなり、跡に泥まば則ち非なり。若し二子に坐するに、拔驅の律を以てせば、將た何を以てか義經を處せんや。然れども陳跡虚談するは、僕萬勝ふる能はず、神機活眼は唯だ識者に存す。幸に之れを諸君に報じて、其の開示を求めよ。六月六日夜、藤寅白す。

國相益田君に上る書 代作

(三) 久保清太郎、名は久清
清「關傳」
(四) 益田正、家老にして國表藩政府の總理役、即ち當職。國相はその雅稱である「關傳」
(五) 木卷三〇五頁参照
(六) 孟子、離婁下篇、第二十九章に出づ。同室の人間ふ者あるを救ふに被髮纓冠取るものも取りあへず救ふは可なるも、郷隣の間に同じく急ぎ救ふは惑なりと。時と場合によつて救ふに緩急あるをいふ

六月七日、久保久清謹んで再拜し、益相君の執事に白す。前に妄りに狀を上り、富永彌兵衛の免獄を乞ふ。言極めて卒爾にして、深く自ら恐悚す。退いて之れを或る人に語りしに、或る人輒ち云へらく、「彌兵衛已に親戚の棄つる所となる、復た親戚の拯ふ所となるは則ち可なれども、今外人代つて拯ふは、乃ち郷隣の被纓に類するなからんか。且つ權勢の餘光を假りて親戚の私事を發くは、道に於て甚だしくは順と爲さず、これ宜しく已むべきなり」と。世人の議論を好み、人事を阻撓すること、往々かくの如し。顧ふに執事の仁明なる、其れ斯の言を爲さざること、亦審かなり。僕因つて執事に進言せんと欲するものあり、伏して願はくは垂察せられんことを。夫れ彌兵衛の獄に下りしは定めて其の罪あらん。但し拘囚五年、學に勤め行に勵む、亦以て少しく購ふべし、況や親戚皆之れを憐むをや。而るに羽仁彦兵衛何者ぞ、乃ち獨り仇視して、其の必ず囚死せんことを欲す。其の倫に違ひ情に戻る、好人に非ざるを知るべきなり。且つ僕、執事の偏へに僕の言をのみ聞かんことを要むるに非ず。誠にこれを由る所に下して、博議旁搜し以て其の情偽を竭し、然る後執事徐ろに之れ

を斷ぜんことを願ふのみ。僕前の狀に已に彌兵衛の學を好むを道ひ、又其の詩を併せてこれを執事に納る。執事蓋し已に之れを見られしならん。而して僕の言未だ盡さざるものあり。彌兵衛、平生義を好みて慷慨し、其の學を爲すや専ら世道名教を以て憂と爲す。其の志往々其の著作に見ゆ。近ごろ又曹大家さうたいこの女誡を譯述す、僅々たる小著言ふに足らずと雖も、大意亦見るべし。今謹んで其の手書稿本を以て、復たこれを執事に納る。執事退食の間、幸に披閱を賜ひ、遂に僕の言の當否を教へられれば、何の幸かこれに尙へん。僕數々進言す、誠に、違へば則ち疏んぜらるの戒あり。然れども知りて言はず、言ひて盡さざるは、皆賢者に仕ふるの道に非ざるなり。ここを以て冒瀆してここに至る。願はくは罪と爲すことなくして採納せられれば、幸甚なり。

冤枉由來記の後に書す

富永彌兵衛、剛勁果毅にして、含蓄深からず、遂に親戚の誣陷する所となり、流に處せられ獄に繋がる。而も罪其の罪に非ざるなり。寅、彌兵衛と始めて野山の獄に相知

(一) 國相府
と行相府、萩
と江戸との藩
政府

り、一朝にして知己となる。因つて國家の大計を以て、慨然として相與す。而るに彌兵衛或る時其の冤枉を陳べ、憤懣して涕を流すに至る。余輒ち耳を掩うて聽かず、唯だ國家艱難にして身家に暇あらざることを以て、之れに應ふ。其の後、彌兵衛遂に復た言はず、今已に四年なり。頃る側このそばかに聞くに、兩政府彌兵衛の才を憐み、其れをして獄を脱して家に還らしめんと欲す。而るに奸魁羽仁彦兵衛、誣陷ふかんの覺さとらるるあらんことを懼れ、稍復た彌縫し、其の冤をして益々冤に、枉をして益々枉ならしめんと欲すと。寅、其のかくの如きを坐視するに忍びず、乃ち彌兵衛をして其の冤枉を陳べしむ。彌兵衛曰く、「吾れの冤枉は、天知り神知る、且つ子已に知れり。吾れ之れを言ふを恥づ」と。之れを強ふること再三にして、方まさに始めて其の略を言ふ。此の記是れなり。

噫、彌兵衛、身已に國家を憂ふ、何ぞ身家を圖らんや。然れども冤枉白さずんば、家還るべからず、獄脱すべからず、國家の事復た策すべからず。是れ寅の彌兵衛の爲めに悲しみ、亦國家の爲めに惜しむ所以なり。且つ聖人の治、下しもに冤枉なし。今冤枉か

(一) 領内の島に流すをいふ
 (二) 羽林は禁衛の名、領軍は武官の名。北魏の時代かくの如く綱紀盡れ遂に高歡虚に乗じて國を築ひ北齊を建つ

くの如くなるは、豈に明時(一)の一怪事に非ずや。況や獄を脱し家に還すこと、大命已に下れるに、遷延すること十日、反つてこれを海外(二)に流さんと欲するをや。或し政令振はざるを以て之れを議せば、廟堂の諸公將た何を以て之れを解かんや。昔宿衛の羽林(三)相率ゐて領軍の宅を焚けども、北魏放つて問はず。高歡ここに於てか雄志あり。然らば則ち因循塗餽するは、奸雄の資と爲す所以なり。彌兵衛・彦兵衛は言ふに足らざれども、寅、國家の爲めに深く憂ふるものあり。ここを以て謹んで彌兵衛の記する所を以てこれを政府に獻じ、以て公裁を仰ぐ。政府若し寅が幽囚の放言を以て罪と爲すとも、寅、上は國家の爲め、下は知己の爲めに、區々の一身は顧みる所に非ざるなり。丁巳六月日、二十一回藤寅謹んで書す。

(三) 福原清介に復す

(三) 名は公亮、周峰と號す、兵機門下生「關傳」

高論鑿々として窾(四)に申る、僕將た何をか言はん。僕前に幽囚録に於て、略ぼ其の要を擧げたりしも、高作の雜詩十首を讀むに及んで、一二妄言し、又竊かに同志(五)に標す。

(四) 舊全集

第九卷「七册ノ外二十一回叢書」中の萩城語子詩に收む
 (五) ドイツの博物學者、醫師、オランダの東印度會社に勤め、元祿三年(一六九〇)長崎の出島商館附となつて來り、兩度江戸に來る。日本に關する著述あり但しここは或はこの人名を借りて和蘭甲比丹の意に用ひしか
 (六) 文化元年(一八〇四)の使節に來り交易を求む。翌年三月幕府諭して去らしむ
 (七) 祈年祭の祝詞にある
 (八) 宋の太祖は姓は趙氏

今遽かに其の説を變ぜるに非ず、但だ僕戲言すること彼の如きものは、抑、由あるなり。輓近天下の事、一も僕の意に當るものなし。其の馭戎の策に於て、偏(五)に檢夫兒の詐謀を信じて以て鐵案と爲し、復た宇内の公論を容れず。文化に魯狄を諭せしが如きは、是れ其の明證なり。其の後一張一弛、言ふに足るものなし。乃ち癸丑・甲寅の際に至りては、已むを得ざるに逼られて之れを爲す、固より變通の略あるに非ざるなり。礮(六)を畏れ艦を畏るの心を以て、通信通市の計に出で、顧(七)つて之れを神聖峻きを平らけく狭きを廣く遠きを懐(八)くるの大典に附す。是れ僕の扼腕切齒する所以なり。善く戦ひて而して後和すべく、善く攻めて而して後守るべし。今戦ふ能はずして和を言ひ、攻むる能はずして守を言ふ。章程嚴なりと雖も、約束謹なりと雖も、吾れ其の趙宋・滿清と一轍に歸して、而る後已まんを見るのみ。何ぞ和蘭の恭順を望まんや。嗚呼、神功皇后は吾れ間然(九)するなし。豊臣太閤も猶ほ告げ語るべし。足利・徳川は誠に言ふに忍びず、況や其の末造をや。ここを以て當世の事、僕口を緘すること已に久し、其の懣極まり腹結ぼるるに及んで、聊か復た戲言爾々するのみ。然れども幽囚の

清の太祖は滿洲より起るを以ていふ。

(一) 齊藤榮藏「關傳」

この文史記の「袁盎錯列傳」參照

(二) 漢の人

景帝の時大いに諸侯の封地を削つて中央政府の強化をはかり、遂に吳楚七國の亂起つて袁盎等に卻けられて殺さる

(三) 蘇洵の長子、軾。字は子瞻、東坡と號す。宋代の文豪。その鼂錯論は唐宋八家文に收む

(四) 明の昆山人、字は照甫、明代の碩學。學者呼んで震川先生といふ

(五) 太史公の作者

(六) 吳國の反くは錯の策によることを述べて「獨り急に錯を斬り以て吳に謝せよ、吳の兵乃ち罷むべし」と云ふ

(七) 禮式を司る官名。漢初には奉常といふ

(八) 史記の太史公曰はく

の文中に出づ

(九) 子瞻の父蘇洵、その審敵策・權書は唐宋八家文に收む

(一〇) 宋室、姓は趙氏

(一一) 宋の忠臣寇準、契

人は則ち可なり、軒然として職に任ずる人、寧んぞかくの如くなるべけんや。鞠躬力を盡し、死して後已むのみ、是れ其の宜なり。老兄の爲す所學ぶ所、事々皆實なり、但だ輕用妄擧して以て小成に安んずることなかれ。天下の事、勇者出づるに非ずんば、誠に未だ定まらざるなり。言はんと欲すること猶ほ多きも、統べて不言に在り。萬々炳亮あらんことを。六月廿七日、寅復す。

齋藤生に示す

鼂錯天子を尊び、宗廟を安んずること、自ら以て任と爲す。其の危きに至りては、鼂氏則ち曰はく、「固よりなり」と。是れ其の人、國に忠にして、身家を顧みざるなり。而るに子瞻は、其の身居守して人主をして自ら將をしめ、名を求めて患を逃れんと欲す、錯の禍は其れ自ら取れるなりと論ず。足下子瞻の説を取らず。是れ自ら義人烈士の冤を洗ふ、其の志は則ち美なり。況や子瞻の論ずる所は、漢書其の事を載すれども、史記は則ち載せざるをや。歸震川因つて或は是れ傳致の詞なるかと疑ふ。是れ亦以て

山の人、字は照甫、明代の碩學。學者呼んで震川先生といふ

(五) 太史公の作者

(六) 吳國の反くは錯の策によることを述べて「獨り急に錯を斬り以て吳に謝せよ、吳の兵乃ち罷むべし」と云ふ

(七) 禮式を司る官名。漢初には奉常といふ

(八) 史記の太史公曰はく

の文中に出づ

(九) 子瞻の父蘇洵、その審敵策・權書は唐宋八家文に收む

(一〇) 宋室、姓は趙氏

(一一) 宋の忠臣寇準、契

足下の説を證すべきなり。然れども子瞻は鼂錯を知らざるに非ず。史公の錯の傳を作るや、袁盎と合す。夫れ盎は大言して以て帝を安んじて錯を折き、遂に能く太常を以て吳に使す。而して錯は則ち兵を調へ食を奪へ、其の策、盎の上に出づる能はず。故に曰く、「諸侯難を發すれども、急に匡救せず」と。子瞻の論、實にここに原づくなり、而して子瞻の意は則ち在るあり。蓋し家父の審敵及び權書の六國と、並に同じく皆契丹の爲めにして之れを發す。審敵策は、言ふを待たず、六國及び此の篇も、末幅に於て正意を發露す、隱然として見るべし。而して此の篇は則ち趙氏をして更に一寇萊公を生ぜしめんと欲するのみ、足下の徒らに往古を論ずると大いに異なり。三蘇・陳同甫の史論を讀むには、此の意を知らざるべからざるなり。明季の魏叔子に至りては、別に自ら一法あり。其の錯を論ずる如き、堂々たる大策にして、後世必ず其の用に資するものあらん。僕乃ち其の遺法を師とせんと欲す。史公の「權を擅にして變更する所多し」の一語に原づき、以て世の寵を恃み快に乗じ、暴を先にし畏を後にするの一流の人を誡むるも、亦以て一説を成すべきか。凡そ史論は或は以て時務を濟ひ、或

は以て陳跡を繹たづぬ。陳跡を繹たづねて、而も空理虚構なるものあり、實事精覈せいかくなるものあり。而して有用無用、迭たがひに其の間に出づ。其の人の高下深淺に随つて、其の效何ぞ啻ばいしに倍蓰ばいしのみならんや。是れ學識志氣の何如に在るのみ。唯だ足下これを細察せよ。

附白

魏子の論に云ふ、「七國起つ、而して錯は徐僮(二)の旁を以て吳あに予へんと欲す」と。史記の景紀・鼂吳兩傳を閲するに、此の事載せず。豈に僕の検査精を缺くか、或は他傳に見ゆるあるか、抑、亦漢書・他書に載する所に係るか。足下幸に檢出して示されよ。

某氏の洋學の一事は、足下の論ずる所甚だ當れり。是れ好文料なり、急に一書を作りて某氏に贈られよ。有用の文字、須らく此の種より手を下すべし。

富永有隣に與ふ

昨きのふの午夜、權介(三)・榮太(三)・德民(三)・龜太の四人至り、具さに老兄脫獄の狀を説く。四人僉みな

(一) 徐僮は地名ならんも未だ詳かならず
(二) 宋の陳亮、字は同甫、龍川と號す。實學を貴び、時務經世の策論多し
(三) 魏禧、清の寧都の人、字は冰叔、時人魏叔子と稱す
(四) 徐僮は地名ならんも未だ詳かならず

(二) 獄卒權

介、以下の三人は吉田榮太郎・増野德民・松浦龜太郎、何れも塾生
(三) 史記の作者、司馬遷
(四) 漢の謀相、張良、字は子房、留侯に封ぜらる。史記「留侯世家」參照
(五) 有隣を仇視せる親戚、羽仁彦兵衛をさす
(六) 中村道太郎「關傳」
(七) 有隣の親戚、大野、羽仁の名に於て、有隣を島に隔離せんことを乞ふ上書
(八) 國相府に屬せる右筆、文化文政に至り、艦船防禦の事務を兼任せしによりこの名起る
(九) 寛永十

老兄の言談舉止、激せず撓たがまず、閑雅雄健にして、曲まさに其の宜しきに當りしことを言ふ。至慰至慰。榮太謂はく、「富先生は眇眼痘面、狀貌魁梧、音吐濁重にして、之れを望めば偉丈夫なれども、既に之れに接するに及んでは、氣象溫厚にして、則ち婦人好女なり。史遷の子房を謂へる、蓋し亦かくの如きのみ」と。因つて與ともに一笑せり。四人僉みな曰く、「賊(五)の謀は則ち密なり、有隣將に何を以てか自ら解かんとする」と。僕曰く、「然り、天地苟も日月あらば、有隣の道未だ否ひせざるなり。有隣の道否すれば、天地に日月なきなり」と。道太(六)昨家兄の爲めに道ふ、「大野(七)・羽仁の借島の上書、議して羽仁の名を削らしめ、代ふるに他人を以てす。命を矯むるの事も、亦由る所に下げて、其の本末を詰たる。二事既に已に行下す、此の外更に寸籌なし。有隣若し吾が苦心を察せば、絶海窮山なりとも、志を堅くし精を勵まし、道太をして奸人俗吏の重ねて非笑する所と爲さしむることなくんば、何の幸かこれに尙なへん。書を寄せて意を言はんと欲すれども、事體妨げあり。願はくは舍弟に託し、具さに此の意を致されんことを」と。僕側わがはたかに聞く、道太の二事を主張するや、唐船方之れを沮はみ、遠近方之れ

九年設置當時は「役目遠近差引方」ともいひ江戸出役公務出張等のことを調査分賦する役に過ぎざりしが後年漸く權を得諸令すべてこれを經由し諸士以上の犯罪を裁決して藩主に具申する等國相府の重職となる

(一) 國相、益田彈正(關傳)

(二) 前田孫右衛門、名は利濟、字は致遠、陸山と號す。國相府の手元役にして藩政の樞機に參す

(三) 松陰詩稿「丁巳詩稿」にも出づ

(四) 松下村塾をさす、松木村には松多

を拒む、左右支吾して、身すら且つ保ち難し。獨り同僚中村文右衛門、奮然身を挺して以て之れを援く、加之、益當職老兄の才を憐み、前手元老兄の窮を憐む、事ここを以て始めて諧へりと。嗚呼、奸人は則ち密なり、俗吏は則ち苟なり。則ち苟なるの俗吏を以て、則ち密なるの奸人を制す、將來の患、實に測るべからず。然りと雖も、天地豈に日月あらざらんや。昨夜僕四人の老兄の狀を説くを聞き、詩を作りて云はく、

「荆棘五年初得脱。脱來艱險苦尤殷。平生學問至斯見。譚笑坐當羆虎群」と。

老兄の事大いに諧はば、則ち長松の陰、譚笑歌呼、當に日あるべし。事或は諧はずんば、扁舟孤島、兄此れより去れ。僕遂に是れを以て贈と爲す。讀み畢らば之れを火にせよ、復書を以て爲すことなかれ。七月四日、藤寅。

蘇明允の高帝を讀む

(五) 蘇明允の權書十篇、余未だ盡くは讀まざれども、且つ六國・高帝二篇の如きは、世を

し。事類調に運ばば賓客として迎へるの近きにあるをいふ。この事遂に實現す

(五) 宋の文豪蘇洵、字は明允、老泉と號す、權書はその著書名

(六) 漢の高祖の後、惠帝の母、惠帝崩後凡そ八年政を執る

(七) 陳平と周勃、呂氏の死後、一族諸呂を誅す

(八) 漢の高祖、劉邦

(九) 漢の高祖の名將

(一〇) 字は坦夫、宋の仁宗の始め、太后朝に臨みし時に乘じ威權を弄す

(一一) 宋の名臣、韓琦・范仲淹の二人

憂ふるの言と謂ふべし。而して六國篇に審敵策ありて、之れを述言せるは、人皆其の意を知れり。高帝篇の如きは、謂へらく、惠帝弱なり、故に呂氏を以て之れを輔く。呂氏強なり、故に樊噲を除きて之れを殺し、平・勃を貽して之れを制すと。是れ其の當世の感何如ぞや。後儒其の意を察せず、或は異議するものあり。因つて權書の出を考ふるに、宋の仁宗の末年に在り。是の時人材勃興し、上三國の時に比するに至る。而して君子小人、混淆して別なく、之れに加ふるに、仁宗方且に優柔包容にして、君權暗に移る。世を憂ふる者、安んぞ漢高を思はざるを得んや。漢高は無能自ら處り、以て英雄桀鷲を顛倒駕馭す、古今一人のみ。韓信、將に將たるを以て之れを稱せるは、誠に千秋の鐵案なり。明允特に其の意を敷衍し、一篇の文字を成す、別に異説あるに非ざるなり。蘇家の父子、動もすれば輒ち高帝を稱むる、皆是れが爲めなり。而して此の篇、最も明白なること見るべし。

噫、此の篇をして前に用ひしめば、呂夷簡未だ必ずしも韓・范を逐はざりしならん。此の篇をして後に行はしめば、王安石未だ必ずしも制度を擾さざりしならん。且つ今

(一) 宋の神宗の時の相所謂新法を制定して改革政治を謀り、遂に徒勞に歸す
 (二) 宰相の屬官、手元役
 (三) 世子番頭、即ち御小姓頭
 (四) 陳平と王陵

(四) 魏叔子
 (五) 辨姦論、唐宋八家文に收む
 (六) 清の長洲の人、乾隆の進士、時に七十餘、名士老大家

の時を以て之れを言はば、主を尊び國を強うすること、最大の急務なり。假使若し某才能未だ相掾を離れざるに、某忠直已に侍憲に進み、某大臣庸懦なれば、代ふるに某を以てし、若し某々大臣、年少氣鋭ならば、數々召對して、其の言はんと欲する所を盡さしむ。かくの如くにして主尊からず、國強からざるものは、未だ之れあらざるなり。夫れ才能の士は専ら任じ難ければ、忠直を以て之れを制す、是れ漢高の陳・王を用ひし故事なり。相掾侍憲は皆中士の職なり。權、中士に歸せば、則ち大臣職を失ひて、主尊からず、國強からず。庸懦を罷め、鋭氣を獎む、是れ漢高の呂氏を存する遺意なり。故に高帝の一篇、其の意を推して其の實を用ひば、亦百世の龜鑑なるかな。明・清の諸儒、樊噲冤を蒙るを憤り、矢を明允に集むれども、明允の本意は殊て茲には在らず。魏禧、辨姦を以て、明允の智に服す、而れども此の篇に至りて、反つて其の私智を譏るは、倒なり。此の篇の切實なる、決して辨姦の億中の比に非ざるなり。沈德潛曰く、「此れ獄吏鍛鍊の法を得たり、論を作る者、知らざるべからず」と。又曰く、「權書に列するは、作者も亦以て持平と爲さず」と。殆ど其の意を得て、而も

遂に隔靴を免かれざるなり。噫、古今、世を憂ふるの言極めて多きも、世を憂へざる者は、漠然と讀み去つて省みざるなり。何ぞ獨り高帝一篇のみならんや。因つて書す。

松浦松洞大津に之き烈婦を貌するを送る伎

(七) 長門國萩の西方十數里の郡名
 (八) 木卷二九一頁頭註參照
 (九) 殷の高宗、夢に賢人傳説を見、これを書かしめて天下に察むる遂に探し獲て重用す
 (一〇) 漢の宣帝功臣十一人の肖像を麒麟閣に畫かし、同様に畫し、同じく顯宗は二十八將の像を南宮雲臺に畫かしむ
 (一一) 木卷二九一頁頭註參照

吾が邑の松浦松洞、幼より礪西涯に従ひて畫法を學び、夙に神童の稱あり。西涯嘗て畫斷を著はす。其の言に曰く、「日月星辰の冕服に於ける、龍虎鳥龜の旂旒に於ける、畫に無用のものなし。殷高の説を獲るや、物色に於てし、畫用益々著はる。其の後麟閣雲臺、累々として繼出し、以て功德を頌すべく、以て規箴に備ふべし。畫の用たる、ここに於てか書と並べり。唐の王維出づるに及び、山水樹石、風流の畫となり、畫始めて山人野客の玩物となる。歳變り月遷り、古意蕩然として復た存するものなし。甚だしきは則ち文人もて自ら處り、有用なるものを黜けて俗工と爲す、而して畫終に無用の長物となりて止む」と。松洞其の説を服膺し、因つて之れを廣めて曰く、「山水

を捨てて人物を貌せば、晝始めて用あり、他人を捨てて邦人を貌せば、其の用益、近し」と。ここに於て遍く國史を読み、忠孝義烈の事に遇はば、輒ち一圖を作りて之れを表はさんと欲し、又天下を跋涉して古祠名刹の祕密を搜り、英雄の遺像を索め、寫してこれを後世に傳へんと欲す。事皆未だ緒に就かず。

(一) 烈婦登波、本卷討賊始末参照

(二) 周防・長門

今茲七月、余、大津の烈婦の事を紀して成る。松洞蹶起して曰く、「古人を捨てて今人を貌す、是れ有用の尤なるものなり」と。因つて筆を提げ紙を持ちて、將に直ちに大津に走らんとす、曰く、「當今二國、貌すべきの人亦尠からず、況や天下の大をや。吾れ乃ち隗より始めん」と。偶々清狂和尚、破衲弊笠、禿髮數寸にして、新たに京師より還る。余松洞の袂を引いて之れを留め、狂僧西錫の圖を爲らしむ。圖成る。酒を酬して序を作り、餞して其の行を送る。且つ曰く、「他日有用の圖卷成らば、其れ清狂を以て首と爲せ」と。因つて此の序を以て遂に之れに冠す。

(三) 清の魏

魏批孟子牽牛章を讀む

蕭、字は冰叔(叔子)の撰

君子の言を立つる、明白を主とし、簡切を尙ぶ、強辭もて理を奪ふことなかれ、巧言もて仁に違ふことなかれ、最も冗蔓にして辭を費すことなかれ。是れ吾が家の大戒なり。苟も此の戒に違はば、將に禍を國家に貽さんとす、慎まざるべけんや。蓋し正理は強辭を假らず、至仁は巧言を待たず、況や大人己れを正しうして而して物正しきは、言辭の間に在らざるをや。齊宣は執袴の子弟にして、氣輕く力薄し、梁惠の、外強敵に逼られ、内國都を遷し、困阨奮激するの比すべきに非ず。牽牛の辯は孟子已むを得ざるの言のみ。盡心の對に比すれば、眞假自ら見はる。冰叔、齊宣を以て資高しと爲すは、倒も亦甚だし。冰叔の論、文は尙ほ可なれども、技のみ、道に非ざるなり。況や文も亦未だ必ずしもかくのごとく爲るべからざるをや。

(四) 齊の宣王
(五) 梁の惠王
(六) 孟子梁惠王上篇、第七章
(七) 孟子盡心上篇、第三十九章
(八) 戰國時代に合從連衡を唱道せる蘇秦・張儀等縱橫家をいふ
(九) 官吏登庸試験の作文
(一〇) 孟子離婁下篇、第二十九章参照
(一一) 孟子滕文公上篇、第四章参照

漢土の文、前に縱横に敗れ、後に擧業に敗る。吾れ未だ人の爲めに被纒するに違あらず、而も反つて更に喬木を下らんと欲す。是れ爲すべからざるなり。夫れ牽牛の辯は、これを暴君昏主の前、婦人小子の間に矢口す、世の所謂道話先生、法談和尚の流には、或は少しく裨益なしとせざるも、有爲の君、有志の士、一たび其の言を聽かば、必ず

(一) 言擧げ
せぬ國の意
萬葉集人麿の
歌に出づ

潤にして切ならず、辯にして要少なしと爲さん。況や累々仍々として、これを文に著はし、これを書に筆する、孰れか敢へて省みんや。
嗚呼、我が神聖の道は、實事炳然として、言論に在らず。故に古不言の國と稱す。言はず論ぜず、是れ言の極致なるかな。偶々魏批孟子牽牛章を讀む、故にこれを同志の士に告ぐと云ふ。

徳、字は有隣の説の後に記す

(二) 野山獄
文稿にある、
本卷五三頁參
照

甲寅十月、余野山の獄に囚はれ、始めて富永有隣を知る。有隣書を讀み義を好む、有志の士なり。余時に已に慨然として相與すの意あり。明年七月、遂に此の説を作りて以て之れを贈る。今茲丁巳七月三日、有隣獄を脱し、其の二十五日、これを我が松下邑に延き、立てて塾の師と爲す。吾が説に謂ふ所の、獄に死する者に非ざること、ここに於てか始めて驗あり。有隣の獄に下るや、讒謗四起し衆口雷同して、獄吏囚徒相率ゐて怪しみ怒るに至る。其の獄を出づるに及んでは、同囚蓋し其の去るを惜しむ者あり。

り。而して司獄福川氏、獄胥權介、其の親戚櫻井生、及び吾が邑二三の鰥生、並各身奮つて之れを助く。事政府に達し、政府の諸位、或は憐みて之れを救ふ。謂ふ所の、徳を修め隣を得るもの、ここに於てか亦驗あり。有隣徳を修め隣を得て、幸に獄に死せざりしも、志士の事、寧んぞ茲に止まらんや。松下千戸の邑、小なりと雖も、亦由つて以て興るべし。而して吾れの慨然として相與すは、苟めに然するに非ざるなり。有隣紙筆を出して、余に前説を改め書せんことを請ふ。余因つて既往を道ひ、以て將來を勉めしむ。是れを記と爲す。八月三日。

足代權太夫の書に跋す

(三) 名は弘
訓、通稱權太
夫、伊勢外宮
の神官にして
國學者
(四) 癸丑即
ち嘉永六年暮
の記憶違ひで
ある。長崎に
露艦乗組に失
敗し歸途肥後
藩士宮部・野
口等を伴ひ萩
に立寄つて江
戸に来る
(五) 井口忠
三郎の母その

右自警五條は足代翁の書して以て長井治經に贈りし所のものなり。記す甲寅の冬、余肥後藩士と同じく伊勢に過り、翁を山田に訪ふ。談、肥藩井口氏の母其の子の東役を送る歌に及ぶ。翁激賞すること之れを久しうし、筆を把りて自ら二通を録し、其の一を同志に寄贈して曰く、「是の歌、古意躍然として眞に古歌なり。吾が黨善く古言を修

子を送る歌
「名を四方に
揚げつつ歸れ
歸らずば、お
くれざりしと
母にきかせ
よ」

(一) この所
皇國の學と柳
營の學即ち幕
府の學、邦國
の學即ち各藩
の學と三様あ
ることを論ず

めて、古詞を措けども、而も其の意は則ち狡猾鄙近にして、安んぞ古歌たるを得ん」と。夫れ翁の古學を以てして、一婦人の片言を視れば、宜しく輕蔑して齒牙の間にも措かざるべきなり、而も今かくの如し、自警五條は蓋し虚しからざらん。抑、普天率土、孰れか朝廷の徳を蒙らざる者あらん、則ち其の學を學ぶは、正に其の徳に報いる所なり。是れに次いでは、即ち柳營(二)の學、是れのみ。然れども邦國には自ら邦國の學あり、而も學者或はこれを忽せ(ゆるが)にす。是れ察せざるべからざるなり。有隣余の爲めに此の書を示す、因つて跋す。

(二) 木原慎齋に與ふる書

(二) 名は籍
之、字は君茅、
慎齋又は桑宅
と號す、安藝
の人。阪井虎
山に學び、儒
を以て藩に仕
ふ(一)關傳

寅白す。向に書教を賜ふを辱うす、理として宜しく疾速に奉復すべし。而れども縷々千言、期待過重にして、反復自ら安んぜず、復書を爲らんと欲して、起草再三すれども、稍復た破り去る。而して許されし所の賤著の高敍も未だ至らず、乃ち其の至るを待ちて、併せ謝する所あらんと欲し、ここを以て竟(つひ)に爾(しか)く因循して今日に迄(いた)る。

(三) 慎齋の
父松桂、藝藩
世家、至孝を
以て聞ゆ

友人松浦松洞、尊大人に見えて一たび高容を貌せんと欲し、僕の書を請うて先容と爲さんとす。松洞幼より繪事を好む、然れども山水花鳥は風流の畫と爲し、固より其の志に非ず。其の志蓋し忠孝奇偉の人を求めて之れを貌し、因つて以て自ら託するところあらんと欲す。僕の尊大人至孝の事跡を説くを稔聞し、謂へらく、「斯の人にして貌せずんば、天下孰れか宜しく貌すべき者あらん」と。然れども突爾として謁を納れ、従つて高容を貌するは、其の禮に非ざるを疑ふ。是れ僕の書を請ふ所以なり。願はくは足下幸に僕の爲めに事由を膝下に白し、松洞をして望む所を遂げしめられんことを、亦僕の願なり。僕小少より漫遊を好み、甚だしくは思を讀書に致さず。幽囚以來、始めて讀書に従事せしも、而も識見未だ定まらず、議論時に移る。加之、天下の事未だ輒(たやす)く言ふべからず、區々の身、用あると否と、亦未だ遽(たじ)かに料るべからざるなり。私(ひそ)かに謂へらく、數十年の後、讀書漸く足り、識見議論確然として一定し、此の身の果して世に用なきことを待ちて、然る後これを著述に託せんと欲するも、亦晚(おそ)からざるなり。三宅尙齋・林子平の徒は皆一時の烈士にして、淺人の窺ひ易き所に非ず、況

(四) 名は重
固、山崎門下
三傑の一、京
都に塾を開く、
元文六年歿、
年八十

(一) 史記の作者、漢の司馬遷

(二) 本卷一 二七頁参照

や史遷の業をや。然れども士此の世に生れては、才の高下と學の深淺とに隨ひて、各志す所なくんばならず、但だ事變に遭逢して、自ら暴棄に安んずるは、是れ悲しむべきのみ。僕、獄に在りては則ち獄政を論じ、邑に在りては則ち邑學を議す、特だ自ら暴棄に終るを欲せざるのみ、本志の在る所に非ざるなり。僕向に「七生説」を作り、竊かに志す所を言ふ、而も未だ諸友の甚だしくは取る所とならざるに、足下幸に許す所あり。僕の足下に傾倒する、實に茲に在り。ここを以て敢へて妄りに志す所を以て、重ねて左右に陳ぶ。唯だ足下棄てず、更に之れを教へられよ。松洞の發軔明日に在り、書を需むること甚だ迫り、飄縷する能はず、萬宥容を垂れられたし。許されし所の高敍は、松洞に託して贈られんことを。僕の願これより大なるはなし。寅再拜。

音三郎に贈る

(三) 吉田榮太郎「關傳」
(四) 大野禎介

(三) 無逸吾が爲めに爾の向學の狀を説く。吾れ之れを問へば、則ち故禎介の遺孤なりとか。禎介は吾れ半面なし、然れども吾れ幼にして其の書を好むを聞き、人に從ひて其の藏

(五) 墨子、所染篇に出づ
(六) 詩經小雅、小弁の詩に出づ
(七) 詩經大雅、文王之什、文王章の詩に出づ
(八) 長沼宗敬、字は外記、澹齋と號す、長沼流兵學の祖、元祿三年歿、年五十六、兵要録二十二卷、握奇經集解一卷の著あり
(九) 山田亦介、名は公章、含章齋と號す
(一〇) 吉田大助、名は賢良、天保六年四月三日歿、年二十九
(一一) 毛利齊廣の天保二年防長の諸職員及び吏人に示せる書二篇

する所の碎玉話・常山紀談・玉石雜誌等の數部を借讀し、今猶ほ懷に忘れず。昨無逸爾を拉して至る、容止溫詳、一見して心與せり。爾年已に十七なれども、未だ成立する所あらず、以て南すべく、以て北すべく、以て黄にすべく、以て黒にすべき、正に今日に在り、他人をして悲泣を絲岐に發せしむることなかれ。爾夙に父を喪へども、幸に遺書の在るあり。退いて家藏を發いて之れを讀まば、乃父の聲音容貌儼然として尙ほ存せん。「維れ桑と梓と、必ず恭敬す」、「爾の祖を念ふことなからんや、厥の徳を聿べ修めよ」。八月十八日。

文成り、これを音三に附す。音三云はく、「家考の六周忌日、正に明日に在り。今乃ち此の贈を蒙り、心私かに惕然たるあり」と。余曰く、「天數なり、然りと雖も、至誠の感、或は偶然に非ざるものあるか。昔吾れ長沼の兵法を父執山田氏に學びしが、業訖りしは、正に先考の忌日に屬せり。而して有隣も亦曰く、「念九の日、曾て世子誥文譯本を野山に得たり」と。三事期せずして相肖たり、亦皆奇なるかな。誠に此の奇をして偶然たらざらしむるものは、是れ其の人に在り」と。併せ書して

この年百姓一
揆起りその窮
乏を恤みて諸
士を警めたる
のである。齊
廣は天保七年
十二月二十九
日卒、年二十九

音三に贈る。

市之進に贈る

一日市之進余の側に在り、凡に凭りて書を學ぶ。余命ずるに帚掃の事を以てす。市已に諾すれども、書を學びて止めず。余再び之れを言ふ、市云はく、「心に十葉を寫し完らんと期すれども、二葉未だ完らず。完り盡して然る後事に従はん」と。余之れを言ふこと三・四たび、市猶ほ止めず。余、默然として蹶起し、其の紙筆を奪ひて之れを地に投ず。市收め取り、復た二字を寫して、然る後起ちて余が命に趨く。事卒る、余市を進めて謂ひて曰く、「爾余と抗せんと欲せしか」。市曰く、「敢へてせず」。「敢へてせざれば何ぞ吾が命に趨くことの緩かりしや」。市曰く、「死罪、市實に先生と抗せんと欲せり」。余曰く、「爾能く我れと抗せば、天下抗すべからざるの人なけん、能く天下の人と抗せば、吾れ爾に與せん。然らずんば吾れ爾を假さざるなり」と。市首を俛ること之れを久しうす。吾れ徐るに曰く、「爾妙年にして穎脫す、與に道に入

るべきなり。屈せず退かざるは、爾の眞心是れのみ」。市曰く、「然り」。余曰く、「聞く、汝父を喪ひ、母に事へて恭ならず、居處敬ならず、親戚隣里規責すれども従はずと。爾、子弟の事すら且つ爲す能はず、安んぞ能く天下の人と抗せんや。苟も天下の人と抗せんと欲せば、吾れに一説あり。今より志を立て、天に升り地に入り、水を踏み火に投じ、人言の使むる所、死なりと雖も屈せず、艱なりと雖も退かざれ。是れ不屈不退にして、爾の眞心を行ふに足る、而して何ぞ天下の人、抗するに足らんや」と。市奮然として曰く、「願はくは先生の命、是れ聽かん」と。

市年十四、頑兇無頼にして、頗る親戚の患ふる所たり。無逸諄々として誘導し、書を授けて之れを讀ましめ、遂に以て余に託す。余一見して之れを異とす、今果して凡兒に非ざるなり。ここに於て、余市と約して曰く、「今後三十日、前言を以て踐と爲せ。三十日の後、吾れ將に更に語る所あらんとす」と。因つて書して贈と爲す。八月十九日。

(一) 吉田榮太郎

溝三郎の説

(一) 陸機の猛虎行及び説苑に出づ
(二) 孟子滕文公下篇、第一章に出づ。節操固きをいふ
(三) 中庸に出づ。木卷六四頁頭註参照

無逸三生を拉し、余に造りて託を爲す。曰く音、曰く市。音は温詳にして、市は穎脱、其の人皆愛すべし。而して末座の一生は商家の遊倅にして、年甫めて十四、頗る市井の氣あり。余心に之れを厭ひしも、特に無逸の託を重んじて、敢へて拒絶せざりき。而るに無逸は盛に生を稱揚して措かず、余益々悦ばず。一夜讀訖るや、末座生進みて曰く、「僕商を罷めて醫とならんと欲す、何如」。余曰く、「醫となつて何をか爲す」。曰く、「商たるを樂ばず」。曰く、「商たる、何すれぞ樂ばざる」。曰く、「富貴の人に詔屈する能はざればなり」。余曰く、「詔せず屈せずんば、商も不可なり、醫も不可なり。今の醫の詔屈すること更に商よりも甚だし。然れども君子は渴すとも盜泉を飲まず、志士は窮すとも溝壑を忘れずと。飲まず忘れずんば醫も爲すべく、商も爲すべし。人各々位あり、位を去りて外を願ふは、素行の道に非ざるなり。且つ當今天下の商、詔屈日に甚だし、爾詔せず屈せずんば、以て天下を更ふと雖も可なり、何ぞ必ずしも醫とならん」と。ここに於てか大いに悟り、乃ち請うて曰く、「僕願はくは學ばん、敢

へて其の方を請ふ」。余曰く、「爾の家は所謂骨董舖なるものとか、爾其れ多く古書を蓄聚し、其の間に坐臥して、且つ商ひ且つ學ばば、渴と窮と一も患ふる所なく、富以て人を恵むべく、學以て人を教ふべし。若し乃ち折閱困迫すとも、盜泉を飲まずして、以て溝壑を充たさば、亦以て商たるに背かざるべし。果して能くかくの如くんば、爾の立つ所、或は以て二生を壓するに足り、吾れの託を受くる、以て無逸に答ふるに足らん。生其れ旃れを勉めよ」と。遂に生に名づけて溝三郎と曰ふ。

乾、字は無咎の説

(四) 安政二年十二月十五日野山獄を出でて松本の幽室に歸る
(五) 周防國岩國の奥地、半紙の産を以て名あり
(六) 吉田榮太郎「關傳」
(七) 松浦松洞「通稱龜太郎」
(八) 吉田無逸・松浦無窮
(九) 易の乾の卦、九三の辭

吾れ松下に幽居せし明年、山代の醫生増野徳民來りて吾が居に寓す。已にして一生を介す、至れば則ち榮太なり。榮太に繼ぎて至りし者を、松洞と爲す。ここに於て、余松洞に號するに無窮を以てし、榮太に字するに無逸を以てす。二無交、謂ひて曰く、「徳民も一名字の相倫ぶものなかるべからず」と。余曰く、「其の名は乾、字は無咎か。乾の九三に曰く、『君子終日乾々として、夕に惕若たり、厲ふけれども咎なし』

と。是れ其の取れる所以なり。周易に無咎と曰へるもの且ど百あり、然れども囊(一)を括り、郊(二)に需(三)つの無咎は已に其の志に非ず、師貞・噬嗑(四)の無咎も又其の事に非ず。唯だ其れ乾々として夕惕(五)し、徳に進み業に居る、是れ誠に徳民に望むあるなり」と。

初め三生の余に従ひて書を讀むや、各々長とする所あり。榮太は才氣鋭敏にして善く大事を論ずれども、而も學を修むることは則ち懶(六)る。吾れ故に之れを責むるに無逸を以てす。松洞は畫を善くし詩に工(七)にして、別に志操を存すれども、而も書を讀むこと博からず。吾れ故に無窮を以て之れを勉めしむ。獨り徳民は縝密(八)にして書を讀み、精苦人に絶す、一歳の間、其の鈔し且つ録する所、裒然(九)として數大冊を成す。而も其の務むる所、家業を離れず、末技に癩せず。衆方に喧騰(一〇)叫囂して、天下の大計を論ずれども、徳民は則ち退坐して燈を剔り屹々として讀抄し、衆倦み且つ臥すと雖も、而も廢せざるなり。而して其の事に臨むに當りては則ち劇論抗議し、未だ嘗て少しも屈せず。其の書を政府に上り富永有隣の脱獄を論ずる事の如き、以て見るべきなり。吾れ故に乾無咎を以て之れを勵ます。然れども乾は天なり、以て神聖に象どる。其の九三は陽

(一) 易の坤の卦、六四の爻辭
(二) 易の需の卦、初九の爻辭
(三) 易の師の卦の卦辭
(四) 易の噬嗑の卦、初九、六二、六三、六五の爻辭
(五) 易の乾の九三、文言傳

爻(一)にして陽位、以て下體の上に居る、君徳已に著はれ、天下將に歸せんとす、乃ち危地なり。是れ其の乾々夕惕する所以なり。今徳民は山代の一醫生なり、何ぞここに取るあらん。吾れ之れを遂論(二)せん。今世醫師の弊は、僕(三)を更(四)ふとも竭くるなし、是れ必ずしも論ぜず。山代の地たる、窮山の間に在り、風教未だ甚だしくは洽(五)ねからず、學術未だ甚だしくは隆(六)ならず。徳民學を成して歸り、將に其の間に首唱せんとす。其の意管に醫藥の間に止まらず。而して其の事をして盡く謀る所の如くならしめば、則ち之れが阻碍を爲す者、群然として起らんこと知るべきなり。是の時に當り、力を致して而も效を求めず、己れを責めて而も人を咎めず、以て大成を期せんには、其の乾々夕惕を去りて、安(七)くに適(八)かんや。而して易の象を取るや、各々其の物と事とに従ふ。乾の天たる、往くとして然らざるなし」と。二無、聲を同じうして善しと稱す。會(九)無咎歸省し、無逸東行し、而して無窮は二無に先(一〇)つて策を決して南遊せんとす。吾れ三無を會し置酒して饒と爲し、因つて無逸と謀り、無窮をして廬山杏園(一一)の圖を製して以て無咎に贈らしむ。無咎點頭之れを久しうす。吾れ乃ち此れを書し、乾無咎名字の

(六) 三國の時、廬山に靈奉といふ神仙あり、よく人

の病を治し、
癒えたる者を
して杏を植ゑ
しむ。杏遂に
十萬株に達
して大杏林と
なるといふ

(一) 富永有隣當時松下村塾の賓師
(二) 岸田多門、松下村塾生〔關係〕

(三) 無咎・無逸、即ち増野徳民・吉田榮太郎の二人

丁巳幽室文稿
三三八

煙管を折るの記

一日有隣(一)と士風を論ず、無咎・無逸・市(之進)・溝(三郎)皆これに在り。夜深うして燈もえのこ燃(二)る。談岸田生の事に及ぶや、余の憂ひ色に見あらはれ、一坐默然たること之れを久しうす。無逸慨然として煙管を把つて之れを折る、曰く、「吾れ其れ此れより始めん」と。無咎と市・溝と聲應じて、管已に分かたる。有隣曰く、「爾なんぢが輩はた審して能くかくの如し、吾れ安んぞ折らざるを得んや」と。因つて余をして之れを折らしむ。余曰く、「煙たばこは飲食の餘事と雖も、慣れては性となる。吾が性煙を憎むこと甚だし、然れども諸君一時の忼慨、終身の無聊を致さんことを憂ふるなり」と。有隣(三)・二無憤然として、悦ばずして曰く、「子吾が言を疑ひたまふか。今岸田生と市・溝と、年皆十四にして公然煙を嚙むこと、長老先生に異なるなし、而して當今學世皆然り。吾が輩寧んぞ一岸田生の爲めにして然らんや。子尙ほ吾が言を疑ひたまふか」と。余再拜して罪を謝し

て曰く、「諸君果して然らば、松下の邑、其れ此れより起らん。吾れの憂ひ以て解くべきなり。吾れ其れ筆を提げて之れを記せん」と。丁巳九月三日夜、二十一回猛士謹んで記す。

明早此の文を把り、岸田生の爲めに講解一番す。言未だ終らざるに、生俯伏して涕泣し、時を過ぎて乃ち止む。生遂に一語なし、而して余も亦敢へて之れを責めず。後數日、生盡く煙具を以て其の親家に送致し、敢へて復た吸はず。其の書を讀み事を執るを觀るに、精苦すること往日に過ぐ。蓋し諸君の意に感ぜしならん。高杉春風余の爲めに道ふ、「吾れ年十六にして、便すなはち嚙煙を好む、長者之れを規まむる者ありしも、而も従はざることに三年なり。誤つて再び煙具を路に遺すつ。吾れここに於て感ずる所あり、斷然割去せり。是れ小事なりと雖も、願おもへば亦難かりき。諸君の苦心は吾れ則ち之れを付はかると。春風行年十九、銳意激昂、學問最も勤む、其の前途、余固より料り易からざるなり。因つて併せて其の事を書し、以て諸君に示す。諸君其れ遼豕れうしの咲わらひとなるなかれ。

(四) 高杉春作〔關係〕

(一) 松浦龜太郎九州豊筑の間に遊びて歸る

丁巳幽室文稿

三四〇

無窮の西(一)より歸るや、勢風雨の如く、吾が黨を壓して之れを上しがんと欲す。直ちに吾が戸を排して入り、余に向ひて曰く、「大丈夫當に大事を立つべし、書を読みて何をか爲す」。余曰く、「幽囚事なし、書を読まずんば以て消遣せうけんするなし」と。無窮言屈す。乃ち轉じて有隣を攻めて曰く、「聞く、公煙管きんぱんを折ると、煙管何ぞ公の事に害ありて乃ち然るや」。有隣曰く、「亦一時の客氣のみ」と。無窮以て難ずるなし、則ち亦管を折りて曰く、「吾れも且まに書を読まん」と。已に數日、無咎至る。因つて共に語りて大笑し、吾れ之れを書して無逸(二)に贈る。臘月(三)念夜。

吉田無逸を送る序(四)

吾が邑は萩府の近郊に在り、人最も學を好むと稱せらる。何如せん、近來乃ち古に如かざるを。吾れ歸囚三年、嚴に世と謝す、ここを以て邑中の風教、一切これを度外に措けり。獨り三無生なる者あり、竊かに來り吾れに従ひて遊ぶ。無逸は其の一なり。三無余のかくの如きを惜しみ、余の在獄の知己富永有隣を囚中より脱し、以て邑事を

(二) 吉田榮太郎、九月五日萩を發し、當時江戸に滞在す
(三) 十二月二十日の夜に最後の一段を追記したのである
(四) 第八卷安政四年八月二十八日吉田榮太郎宛書簡参照

(五) 今の吉敷郡小郡町附近をいふ。有隣は同郡陶村の出身
(六) 「身體髮膚之れを父母に受く敢へて毀傷せざるは孝の始なり、身を立て道を行ひ名を後世に揚げて以て父母を顯はすは孝の終なり」の二句をいふ

(七) 本卷二九七頁参照榮太郎の東行は九月五日萩を出發す

(八) 程頤、宋の洛陽の人、宋學の大家、世稱して明道先生といふ

商議す。ここに於てか、有隣は三無(五)の興に爲すあるべきを知り、其の母を南郡(五)に省するや、無逸を携ふ。無逸蓋し言論の外に得ることありしならん、歸るや先づ邑中の行なき者を掄えらび、三生を得たり。曰く晉、曰く市、曰く溝。無逸示すに君父の大恩を以てし、以て之れを感動せしむ。三生深く自ら克責こくせきし、遂に以て學に向ふ。無逸乃ち孝經の孝始孝終の二句を録して、以て之れを示す。三生皆泣き、指に針はりして血を取り、留めて以て信と爲す。無逸も亦慨然として、血を留めて以て之れを證し、因つて介して余に見えしめて託を爲す。余、文三篇を作りて以て三生に贈る。

已にして秀實(七)、記録所の胥徒を以て、將に駕に従ひて東行せんとし、贈言を請ふ。顧ふに余無逸と居りしこと一日に非ず、無逸に語る所以のもの、寧んぞ盡さざるあらんや。乃ち姑しばらくく前の三文を録し、其の由を言ひて贈と爲す。然れども吾れ是れに因つて感ずることあり。程明道(八)曰く、「一命の士、苟も心を愛物に存せば、人に於て必ず濟す所あり」と。誠の謂いなり。此の説や、吾れ能く之れを言へども、今は則ち無逸に愧づるあり。無逸亦以て往くべし。胥徒の事たる、繁雜瑣屑ざんせつ、日に以て俛焉べんえんたるも、而

丁巳幽室文稿

三四一

も爲すに足るものなし。間にして出でば、俗吏儼然として以て之れに面臨す。才氣ある者、一たび陥らんか、破れずんば則ち折くじけん。唯だ無逸は則ち誠を以て之れを遣らんのみ。胥徒の類たる、群然雜處し、其の營爲する所、酒色に非ずんば則ち財利にして、其の言未だ嘗て義に及ばず。才氣ある者、一たび投ぜんか、怒らずんば則ち沮はまん、唯だ無逸は則ち誠を以て之れを動かさんのみ。聖人の道、蓋し云へらく、「君子、道を學ばば則ち人を愛し、小人、道を學ばば則ち使ひ易し」と。三生(三)は吾れ已に之れに任ず。有隣あり、二無あり、吾が邑以て憂なかるべし。此の行更に三生に勝る者を得て來れ。然りと雖も、吾れ嘗て無逸と語りしこと、徒たにかくの如きのみには非ず。江戸も亦一大都會なり、無逸更に其の大なるものを觀よ。遂に以て贈と爲す。

(一) 論語陽貨篇 第四章
(二) 晋三郎市之進・溝三郎

下 卷

秩祭論に跋す

(一) 會澤恒藏、水戸學の耆宿「關傳」
(二) 周の幽王・厲王
(三) 杞は夏の國の後、宋は殷の國の後なるが共に夏殷の禮を見る材料なし。論語八佾篇 第九章參照
(四) 論語八佾篇 第十章
(五) 論語公冶長篇 第二十一章
(六) 論語述而篇 第五章

吾が友赤川あかがは淡水常陸あはに遊び、正志先生に従ひて學ぶこと已に三年、益々師説を信奉し、鑽仰して罷めず。頃このころろ秩祭論を著はし郵筒もて寄せり。其の書、大嘗・祈年・鎮魂・大被凡そ四篇、皆赫々たる正論にして、師説を述べて之れを成す、祭祀の義明かなりと謂ふべし。然れども其の所謂これを實務に施し、これを天下に敷ふ明するには、其の方法宜しく如何すべき。吾れ其の書を読めども、少しも概見せず。昔孔子嘗て周の道に志ありしも、幽・厲は敗れ、杞(三)・宋は徵するに足らず、而も魯の郊かう禘は禮に非ず。ここに於てか、狂(五)簡を思ひ、歸かへ興らんと嘆じ、春秋を作りて後世に傳ふ、周公の夢、蓋し復た見ずと。

(一) 各藩國をさす

(二) 姫は周の姓、ここは周の古制、其の禮尋ぬるに由なく、わが國と比すべからざるをいふ

(三) 野山獄文稿に收む。木卷二頁參照

(四) 音三郎

今夫の四祭は朝廷の事、人臣の宜しく私すべき所に非ず。幕府すらこれを私するは不可なり、況や邦國をや。然らば則ち四祭の義、之れを言ふは易きも、之れを施し之れを敷くは、是れ難しと爲すのみ。之れを施し之れを敷く、實に難しと爲すなり。然れども吾が國をして姫周たらしむれば、則ち論ずるなくして可なれども、今 寶祚無窮にして神勅鑑の如し、而も是の事これを難きに委す。是れ志士仁人の太息する所以なり、是れ淡水の此の論を作りし所以なり。而るに淡水獨だ其の易きを言ひて、未だ其の難きに及ばず。蓋し聞くことあらん。吾れ將に他日を待ちて之れを叩かんとす。抑、吾れ淡水の書を読むに、立言措辭、何ぞ其の師に似たることの甚だしき。昔淡水の國を出づるや、吾れ嘗て敍を贈りて曰く、「師道を慢るなかれ、私見を立つるなかれ」と。今乃ち之れを見、吾れ古道の往、興らんとするを喜ぶなり。此れを書して跋と爲す。丁巳重陽の日、二十一回猛士寅書す。

(四) 三生に示す

市之進・溝三郎

秀實の爾ら三生を託すること甚だ厚し。吾れ三生の氣を挫き、兼て秀實の志を傷らんことを恐る。ここを以て事々寛假し、未だ曾て呵責を加へざりき。何ぞ圖らん、寛反つて縦を致し、三生をして勤苦すること、初めと變らしめんとは。是れ吾が過なりき。吾れ今日より轍を改め、將に東濕もて相待たんとす。堪へられずば則ち去れ。吾れ秀實に報ゆること、かくの如くにして足らん。丁巳九月十三日、書して以て三生に與ふ。

富永有隣の歸省を送る敍

安政四年九月十六日、吾が客富永有隣將に母を南郡に歸省せんとす。同社の士十有一人、吾が松下塾に宿會して送別す。在學生中谷正亮・高杉暢夫・方外の師許道、之れが袖領たり。自餘の九人も下は秉燭の童子に至るまで、皆文武有志の士なり。是の日、塾徒東山に演銃す。童子皆これに従ひ、進退坐作甚だ困しめども、燭下猶ほ首を聚めて讀誦し、聲戶外に徹る。倦みしものは則ち仆臥すれども、而も三人は方且に深談密

(五) 今の山口縣吉敷郡陶村
(六) 藩學明倫館の在學生
(七) 高杉晉作

(一) 講主

語し、時に急にして身に切なるものを講究す。暢夫首を揺り聲を抗げて曰く、「天地と人と、皆氣のみ。人苟も氣を養はば、以て爲すあるべし」と。正亮曰く、「君を楠公に致し、身を赤穂に處す、是れ可なり」と。許道獨り默然として退坐し、一語をも出さず。之れを叩けば則ち曰く、「吾が師新たに我れを戒むるに、詩を廢して書を讀まんことを以てせらる、吾れ方に其の言を思ふなり」と。余時に諸友と孫子を講じ、業適々卒はる、亦『知る者は言はず』の言に感ずるあり。然りと雖も、默々たるを得ざるものは時なり。

(二) この前日孫子の講義を終る。第六卷孫子評註跋文参照
(三) 老子下篇に出づ。尙ほ史記の孫子、吳起列傳の論贊参照

南郡固より多士ありと稱せらる。今有隣の母を省みるや、將に遂に其の人を見んとす。有隣其れ其の盛なるを觀て、其の雋なるを獲ば、庶幾はくは以て吾が社を振ふあらんか。然れども人或は謂ふ、「南郡の士、才富みて學貧しく、口辯にして識暗し、基社簇りて文士沮み、酒徒群がりて武夫陷る」と。此の説果して然らば、吾れ望むことなし。秋深く月白し、露降り雁鳴く。慈母堂に在り、其の有隣を待つや久し。有隣其れ此れより去れ。

烈婦登波の書に跋す

是れ、烈婦登波自ら其の名を書せるものなり。登波賤徒にして、何ぞ曾て書を識らん。顧ふに其の貞烈奮激、これを心に發し、これを手に運ばせしのみ、乃ち爾觀るべきなり。登波復讐の事、固より已に烈なり。頃ろ又將に石見に往いて夫の墓を索めんとす。夫死して三十年、未だ其の死せし所を知らず、而も登波年且に六十なり、斯の行亦難し。歲丁巳九月十六日、登波吾が松下を過ぐ、余止めて之れを宿せしむ。登波寡言沈毅、狀貌猶ほ丈夫のごとく、利匕首を懷にし、起臥暫しも離さず。道太來り見て、其の事に感じ、其れをして自ら其の名を書せしめ、余をして之れに跋せしむ。

御園に復す

蕭海會て門下の一生にして文才ある者を稱し、鶴江臺に遊ぶの記の、「此の間忠臣義士幾人あらんや」の一語を擧げて證と爲す。僕已にこれを心に藏すれども、其の名

(四) 登波のこと本卷討賊始末に詳し

(五) 中村道太郎「關傳」

(六) 岸彌平次、三田尻の人、御園と號す「關傳」
(七) 土屋蕭海、通稱矢之助「關傳」
(八) 松木川の下流萩澤に面する小丘

(一) 有吉仙之允
 (二) 儒者、名は大雅、弘庵又は天山と號す、安政大獄に追放を受け、文久二年歿、年六十四。海防論・御言等の著あり。
 (三) 重野安禰、通稱厚之丞、號は成齋、昌平齋に學ぶ。明治政府に入り、修史家として名あり、四十年歿、年八十三。
 (四) 魏の文帝の典論に曰く、文章は經國の大業、不朽の盛事なり云々。
 (五) 通稱杉藏、字は子遠、胥徒にして志あり、後に松下塾に入りて四天王の一に數へらる。「關

字を遺る。昨仙之允の文を示され、一讀して目を刮せり。謂ふ所の鶴江臺に遊ぶの記も、亦これに在り。而も其の名言警語、特に是の篇のみならざるなり。蕭海の文眼炬の如く、大都の老宿と雖も、多くは畏るる所あらず。江戸の藤森恭助は老にして文を好くすと稱せらるれども、西方の青年にして文に深き者は、獨り蕭海及び薩摩の重野幸之允を取るのみ。幸之允昌平に在りて、才を一時に稱せらるれども、蕭海之れと相降らず、則ち當世の品題知るべきのみ。今仙之允は蕭海を得て之れが歸と爲す、顧ふに何の足らざる所ありてか、來りて僕に需めし。僕の文は文に非ざるなり、特だ自ら胸臆を行のみ。夫れ文は道に非ざるなり。然れども道を載するは、文に非ずんば不可なり。文の經國に於けるや、則ち末なり、而も不朽は則ち然り。然らば則ち道に不朽に載せんと欲するもの、文を捨てて其れ安くに求めんや。然りと雖も、當今天下の事未だ知るべからず、道に任じ國を經するもの、吾れ未だ其の人を得ざるなり。御園足下。老成にして才を愛するもの、足下に若くはなし。足下、仙の爲めに道へ、「往、懋めて文を學ばば、文必ず道に進まん」と。文中入江子遠・山縣有朋の二子あ

(傳) 江戸の毛利藩邸

(七) 羽倉簡堂・草場佩川二敍は未詳
 (八) 清の左監の撰、十六卷、經籍に關する諸事を考證録す

(九) 嘉永四年、この時の行第十卷東遊日記に詳し
 (一〇) 中谷忠兵衛「關傳」

り。子遠は吾が友中谷正亮數、其の志あるを言ふ。其の江邸に役せるを以て、無逸をして往きて交を縮せしむ。而して未だ有朋の何如なる人たるかを知らず。幸はくは遂に之れを教へよ。羽倉・草場の二敍は收手せり。三餘偶筆は全套併せ往れり、留覽するを可と爲す。寅白す。

實之、字は賓卿の説

(九) 辛亥の歲、余公駕に従ひて始めて江戸に如く。時に中谷松三郎、亦其の父靜心翁に従ひて、儀衛の中に在り。翁夙に余を眷顧す。余ここに於て松三郎を知るを得たり。一日手を拉し、款談して道に上り、岐を誤りしをも覺えず、以て人の笑を貽すに至る。儀衛の盛なる、其の人若しくは文若しくは武、あらざる所なし。而も余の松三郎に於ける、乃ち獨りかくの如くなるは、自ら其の從る所を知らず、其の或は枉徇苟同なるやを疑へり。而るに松三郎、世人に於て甚だしくは其の容を爲らず、則ち枉徇苟同は決して其の性に非ざるなり。吾れに於て何ぞ獨り爾せんや。吾れここに於て益、松三

(一) 加藤清
正
(二) 蜀漢の
忠臣、諸葛亮、
孔明

郎の眞に我れを知る者なるを信ず。後三年、故ありて、松三郎、正亮と改稱す。吾れ従つて其の説を叩けば、則ち曰く、「楠公は忠臣なり、加藤は武士なり、而して異邦の諸葛氏も亦忠にして且つ武なり。吾れ豈に景仰せざるを得んや。是れ吾れの自ら稱する所以なり」と。時に吾れ其の言過大にして誇に近きを怪しみ、黙して答へず。事、實に五年前に在り。其の後吾れ譴を蒙りて幽囚せられ、正亮も其の父を喪ふ。是れに因り、相見るを得ざること之れを久しうせしも、去年而來、稍々其の文辭を寄示し、又數々來顧す。來顧すれば談輒ち曉に徹すとも倦まず、猶ほ岐を誤りし時の如くして而もこれに加ふるあり。蓋し其の學大に進みたればなり。初め吾れ正亮と歡するや、特だ其の議論を喜びしのみ。其の已に其の怙を失ふに及び、凡事自ら謀り自ら處せざるを得ず、則ち其の行事歴々として指すべく、其の學の進みしこと、徒に空言を以てするに非ざるなり。但だ其の楠・藤・諸葛を以て自ら稱するは、則ち吾れ猶ほ怪しまざるを得ず。然りと雖も、大丈夫斯の世に生れては、志を立つること高大なるを貴ぶ。而して皇道振はず、夷狄遜ならざるは、正に今日の憂たり。士の楠・藤・諸

(三) 第十一
卷丁巳日乗參
照

葛を景仰する、庸詎ぞ過ぎたりと爲さんや。然らば則ち其の實を修め其の名を充たすは、是れ其の人に存するなり。

正亮の舊字は觸犯する所あり、余則ち之れを改め、名は實之、字は賓卿と曰ふ。遂に諒げて曰く、「名は是れ實の賓なり、賓在りて主なくんば、何を以て禮と爲さん、名在りて實なくんば、何を以て人と爲さん。其の名益、大ならば、其の實益、難し。正亮の稱は小と爲さず、吾れ正亮を責むるに其の難きを以てす。願はくは視て以て恆言と爲して、之れを忽せにすることなかれ、則ち吾れも亦以て尊考の眷顧に酬い、吾子の我れを知るに報ゆべきなり」と。日月は流るるが如く、逝くものは水の如し。今日の言、これを文に著はさずんば、將に復た異日の陳迹とならんのみ。吾れ故に之れが説を爲る。安政丁巳初冬朔後三日撰す。

小田村士毅に與ふ

前日、老兄と論語を論ず。「子、是の日に哭すれば則ち歌はず」に至り、徂徠は乃ち

(四) 述而篇
第十章、子は
孔子をさす
(五) 荻生徂
徠、古文辭派
の大家

(一) 蘇東坡名は賦
(二) 程頤、宋の洛陽の人、宋學の耆宿、學者呼んで伊川先生といふ

(三) 論語郷黨篇、第五章
(四) 漢の大儒にして孔子十二世の孫、曰くは「論語訓辭」中にある語
(五) 宋の陳亮、經世實學を主持す、陳龍川文集あり

(六) 梁の武帝

(一) 東坡に與して、伊川を排せり。夫れ伊川の意は則ち善し、而れども其の引く所、當を失す。是れ東坡の嘲を招きし所以なり。東坡は強辭もて理を奪ふ、或は以て勝を一場に制すべし、然れども復して之れを論ぜば、慶弔混淆し甚だしく人情に忤ふ。情の至る所、理も亦至る、禮何ぞ此れに外なるを得んや。夫れ伊川は辨を當時に失ふ、局に當りて迷ふは固より咎むるに足らざれども、獨り徂徠百歳の後に在りて尙ほ東坡に騙かるるは、是れ怪しむべきのみ。此の説や、老兄已に之れに右ふ。而して一經語の以て東坡を排するに足るものを求めしも、適々未だ得るあらざりき。昨郷黨を讀みしに、乃ち曰く、「羔裘玄冠、以て弔せず」と。孔安國曰く、「吉凶服を異にす」と。服すら且つ之れを異にす、慶日弔を行ふは、果して何如と爲す。則ち此の語固より伊川を助け、東坡を排し、以て徂徠を服せしむるに足らん。陳同甫曰く、「天下の事、未だ嘗て奇策なくんばあらず」と。僕經義に於ても亦云はん。知らず老兄以て何如と爲すや。

再び按ずるに、梁武、二廟に春祠す。既に宮を出でし時、有司、馮道根の計を以て

(七) 官名、中書省に置きし重役

(八) 漢の叔孫通、高祖のために朝儀を隆にし皇帝の尊嚴を文飾す
(九) 論語八佾篇、第四章
(一〇) 安政六年、野山獄中に於ける追記である

(一一) 論語郷黨篇、第二章
(一二) 宋の朱子の論語集註をいふ。説文は説文解字の略、三十卷漢の許慎撰す

聞す。梁主、中書舍人朱異に問ひて曰く、「吉凶日を同じうするも可ならんか」と。對へて曰く、「昔衛の獻公、柳莊の死を聞き、祭服を釋かずして往いて之れを哭せり。道根は王室に勞あり、之れに臨するは禮なり」と。梁主即ち其の宅に幸し、之れを哭して慟せり。嗚呼、凡そ事には禮あり。然れども禮は文なり、誠は實なり。實なくして徒らに文を是れ講ずるは、是れ叔孫生の爲のみ。「喪は其の易めんよりは、寧ろ戚めよ」と。聖人固より苛數を以て人を責めざるなり。偶々朱異の論に遇ひ、禮に違ひて權(宜)に通ずるを覺れり。故にこれを餘楮に録す。己未四月七日。

來原良藏に與ふ

老兄嘗て謂へらく、「郷黨に『下大夫と言へば、侃々如たり、上大夫と言へば、聞々如たり』と。朱註に説文を引いて曰く、『侃々は剛直なり、聞々は和悅にして諍ふなり』と。果して此の説の如くならば、孔子上に於ては則ち諂ひ、下に於ては則ち厲し。今の俗吏の態と甚だしくは相遠からず。是れ何ぞ以て聖人と爲すを得ん、聖人は

(一) 松平類
寛撰、二十卷
(二) 論語徵
十卷の著者荻
生祖徠

必ず然らず」と。僕心に之れを興ししも、猶ほ朱註に阿り、易ふることある能はざりき。昨親友輩と論語徵集覽を讀みしに、孔安國曰く、「侃々は和樂の貌、間々は中正の貌」と。是れ上に於けると下に於けると、敬和咸宜し。祖徠は孔に右ひて朱に右はず、其の説又老兄の嘗て謂ひし所のもの如し。老兄は剛斷自ら信じ、肯へて人の轍跡を踐まず、聖人の事果して朱註の如しと雖も、決して上に詔ひ下に厲しく、俗吏の態を爲すには至らざらん。然れども古註固より已にかくの如きを知る、寧んぞ自ら悦ばざるを得んや。ここを以て特に報ず。幽閉の身、世事渾べて忘れ、唯だ書を読み以て命と爲す、稍古註の往々中れることあるを覺れり。知らず高明以て如何と爲す。書成りて未だ封ぜず、偶々童子の爲めに家語を讀むに、六本篇に云へるあり、「子夏琴を絃し、侃々として樂しむ」と。太宰氏の註に、「侃々は、毛萇詩傳に衍々に作る、説苑も同じ」と。然らば則ち侃と衍と、古字通用す、何ぞ其の解して和樂と爲すを怪しまんや。

(三) 孔子家語、諸書に見ゆる孔子の逸事を録す、編者未詳
(四) 太宰純(春慶)撰、増注孔子家語十卷
(五) 詩經毛傳
(六) 漢の劉向撰、二十卷

(七) 尾寺新之允に與ふ

(七) 名は信、兵學門下、松下村塾生(關傳)
(八) 論語先進篇 第二十章

往夕論ぜし所の「何ぞ必ずしも書を讀みて然る後學と爲さん」とは、子路の言にして、夫子已に惡みて之れを斥く、則ち其の非固より論を待たず。但だ足下稱する所は今世の俗論にして、或は子路に類するものあり。而して僕亦謂へらく、儒生を坑罵し、詩書を燒毀するは、古已に之れあり、「粗ぼ其の意を知る」、「何ぞ古を學ぶに至らん」、「甚解を求めず」、「一心に存す」と云へるもの、古亦之れあり。章を尋ね句を摘むときは、毎に英雄に咲はれ、性を見、理を窮むるときは、或は奇傑に嘲けらる。而るに唐・虞の盛なる、既に書の讀むべきものあることなく、劉・項の興るや、書の宜しく讀むべきを知らず、則ち書を讀みて學と爲すの説、驟く。然れども僕の如きは固より書を讀みて學と爲す者にして、其の説往に略陳せる所の如し、而れども鄙意猶ほ未だ盡さざるものあり。老兄果して能く興せられれば、則ち誠に善し。若し猶ほ未だしとならば、願はくは姑く俗論を爲す者に代り、書を讀むの以て學と爲すに足らざる所ものを歷陳して、辱く投示せられよ。僕乃ち逐條奉答し以て其の餘を盡さん。谷・藤・

(九) 堯・舜の姓、ここは聖治の時代をさす
(一〇) 漢の高祖劉邦、西楚の霸王項羽

(一一) 中谷

正亮・齋藤榮
藏・高杉傳作
か、洲は未詳

丁巳幽室文稿

三五六

洲・杉の諸君、意ふに皆僕に與せんか。足下同じくば則ち已まん。若し或は異なるあらば、豈に斯學の由りて岐るる所に非ずや。願はくは諸君と與に課し、「何ぞ必ずしも書を読みて然る後學と爲さんの論」を作りて、合せ示されよ。僕將に因つて批評し、見る所を質さんとす。是れ僕と諸君と、必ず一の得る所あらん。茲に回答を待つ。

(一) 中村牛莊先生に與ふ

(一) 藩儒、
明倫館學頭た
りしことあり。
中村百合藏の
父〔關傳〕

幽囚以來、復た先生長者に従ひて其の餘論を與り聞くを得ず、鄙吝日に生じ、趣向日に汗る。曠昔の責臨は實に望外に出で、稍以て自ら強うするに足れり。僕常に當世の諸先を歴選するに、其の齒德並びに隆くして、而も挾む所あらず、人を待つに城府を設けず、後進の少年を視るに親子弟の如き者、必ず先づ指を吾が牛莊先生に屈す。居りては輒ち是れを以て同友に語るに、同友翕然として以て然りと爲し、異辭あるなし。前年先生と江戸に奉別してより、瞬息の間、七年已に過ぐ。心に謂へらく、吾れ方に困圍に苦しみ、而して先生亦老いたり、復た相見るに由縁なけん。豈に圖らんや、

(二) 秋良敦
之助〔關傳〕
(三) 松陰の
幽室をいふ

(三) 秋良生夙に鄙意を悟り、時に先生大醉するや強ひて之れを荆棘の下に要へんとは。僕の喜び而る後知るべきなり。但だ恨むらくは不虞に備へざれば、以て師とすべからず、唐突狼狽、以て責臨の辱きに酬ゆるなかりしことを。枉留一宿、徒らに忸怩を増せしのみ。然れども先生愈々老にして愈々壯、顔朱漸く復し黒髮舊に倍す。爾時玉山未だ頹れず、肩峯峻聳、僕の手を握り、慇懃相慰勞せらるること平生の如く、之れに繼ぐに嘘唏流涕を以てしたまふ。僕方に嘔喘して未だ對ふるあらず、秋良生慨然として衣を解き、僕と先生とに衣す。先生時に誤つて其の裡を表にし、衆皆駭笑すれども顧みず、既に罷む。今に迄るまで事猶ほ目中より離れず、幽囚の快、何を以てか之れに尙へん、茲に牘を削りて謝を言す。伏して惟んみるに眠食自重、以て眉壽を保たれなば、道の爲め幸甚、國の爲め幸甚、何ぞ獨り僕の快のみならんや。十月十八日、矩方再拜。

御園に與ふ

(四) 和氣清
麻呂

向に和氣公の墨本一紙を贈らる。足下尙ほ郡に在るを以て、其の歸るを待ちて鳴謝せ

丁巳幽室文稿

三五七

んと欲す、遅慢を致せし所以なり。

恭しく惟おもんみるに、神護景雲(二)の際、妖僧觀鯨きゆうし 神器將に墜ちんとす。華胄帝師、敢へて支吾しごするものなきに、而も公獨り五位の賤を以て使を宇佐に奉じ、神勅を奉じて奸謀を破る。其の大節侃々かんかんとして、天地に塞がり日月を貫くといふとも可なり。而して其の自ら書するや乃ち曰く、「我れ獨り天地に慙はづ」と云ふ、則ち公當日の風、其れ何如ぞや。千歲の下、之れを讀めば感慨に勝かふるものなし。

抑、今世の士は、因循依違いんじゆんいゐゐ、自ら以て計を得たりと爲し、偶、一小事を爲すあらば、誇詡こくして自ら以て世吾れに如くものなしと爲す、其れ公の風と何ぞ其の遠きや。但だ此の書歲月の款題なければ、則ち公何れの時に書せしや、吾れ得て知らざるなり。然れども吾れ私かに論じて謂いわへらく、公は唯だ天地に曩日なうじつに慙はづ、故に宇佐の役は能く天地に慙はぢず。能く天地に慙はぢずして、而も猶ほ天地に慙はづ、故に遠謫えんたくせらるること三年、召還して登庸せらるること三十年所、出處本末、毫毛も憾みなく、能く千歲に傳ふ。天子を軫念し、神號を寵崇す、其の因る所のものは慙はなりと。

(二) 稱徳天皇の御代の年號、紀元一四二九

(二) 一卷、紀維貞の著。和漢の書につきて木邦國體の事を論述し、儒道も亦國體に背戾せざるをのべ、暗に木居宣長、谷川士清等の論に當つといふ。(三) 白川侯松平定信の隨筆、六卷。(四) 徂徠先生答問書、三卷、徂徠の尺牘を輯む。(五) 尾張藩儒塚田大峯の講主及び白川樂翁公に奉りし意見書。(六) 別啓は原本になきも、御園宛遺蹟書簡にあるを以てここに附加す。(七) 花月草紙をさす。(八) 萩生徂

吾が家素より多くは書畫を置かず、謂いわへらく物を玩ぶは益なしと。今足下の贈、僕獨り珍襲寶重し自ら比する所を知らず、僕竊ひそかに自ら慙はづるものあるを以てなり。國基(三)は僕未だ全書を見ず、然れども抄贈せられし所の數條、以て其の大意を窺ふに亦已に足れり。花月草紙(三)・徂徠問答書(四)・冢田上疏は壁(五)上す。不乙。

別啓(六)

白川侯の御論(七)何もかんしん。しかし老莊の、彼れも亦一是非、此れも亦一是非と申す様の事もあり。作り庭の一條など是れに近し。尤も是れにて其の君子長者たるは知るべし。學問の事の一條は學弊と云ふべし、徂翁(八)の宋學を大戒とせらるるも爰こゝな知り。此の事は愚論あり、他日申すべく候。

萩の地たる 人の爲めに作る

萩の地たる、上は殺ころ、下は豊にして、形、扇を張れるが如し。而して二川これを環る、東南を玉江川たまえがわと曰ひ、東北を松本まつもと操觚そうこ者は或は修ししゆ川と曰ふ。二川漸く下りて漸く距はなたり、

距たること里許にして、然る後海に注ぐ。指月山、其の間に蟠居し以て北海の衝に當る。是れ吾が君侯居らるる所の城なり。二川より溯ること里許にして、乃ち合して一大川となる。大川より溯らば、左右の澗水注ぎて入るもの枚擧すべからず。而して其の大にして且つ遠きもの四あり、曰く明木、曰く佐佐並、曰く生雲、曰く徳佐。徳佐最も遠し。蓋し海を距ること十餘里にして、野坂沼となる。是れ二川の源なり。其の山は則ち海岸に陡起し、川と相沿ふ。東北は唐人山獨り著はれ、東南は則ち白水・靈棒・風景（一）或は修して（二）螢火の諸山、鋸齒列立し、愈々上り愈々出で、勢愈々迫狭にして、川を隔てて相抗す。是れ其の概なり。山川の内、廣さ方一里なる能はず、五十八街縦横に布列し、其の戸五千、其の口若干、是れ所謂萩の地たるなり。萩の地たるかくの如し、而して所謂水哉の亭なるものは、玉江川の北岸に在り、川を隔てて白水・靈棒の諸峯と對すと云ふ。

九數乗除圖跋（三）

（一） 坪井水哉、通稱九右衛門、顔山と號す。木卷一三四頁参照
（二） 圖表は木稿の終尾に附す

（三） 六書、即ち象形、指事、會意、形聲、轉注、假借をいふ。漢字の構造及び使用に基いて區別す
（四） 簡略にして實用を旨とせる一種の百科辭典。足利の中期に林宗二作るといふもその後數種の類本行はる

（五） 把山と號す、藩の老臣の家、安政五年寺社奉行となる、又詩文を善くす
〔關傳〕

聖人の六藝、書・數蓋し其の二に居る。二者は最も人用に切なり。而して書（三）の六法は通じて知り難しと雖も、閭里の民すら猶ほ能く姓名を識る。何如せん近日讀書の士にして、九數乗除も或は茫乎として知るなき者あるを。吾れ書と數と、皆精究する所なし、但だ兒たりし時好んで（四）節用集を觀たりしのみ。今因つて此の圖を作り、人をして九數の體は極方にして、而も用は極圓、以て經（五）と爲すべく、以て緯と爲すべきを觀せしむ、亦入門の媒なり。有隣は書法を知れり、塾子皆就いて正を取れ。今此の圖に因りて乗除を發明す、亦六藝の始なるかな。丁巳十月念七跋す。

口羽徳祐に復する書（五）

十月二十八日、囚奴吉田矩方再拜して、口羽君足下に復す。向に書を辱うし、併せて高文數通を示さる。議論激昂、以て頑情を立たしむるに足る。理、宜しく疾速に奉答し、重ねて教命を請ふべきなり。而るに書旨高遠、待たるること重きに過ぐるは、敢へて當る所に非ず。ここを以て僅かに高文中に就き、妄りに一二の鄙見を獻じ以て貴

(一) 長門國伊佐、今は美濃郡に屬す
 (二) 詩經に「爾の音を金玉にして、避心あること勿れ」とあり、晉信の疎遠なるをいふ

意を候はんのみ、而して未だ貴書に復するに及ばざるなり。已にして足下采邑(一)に徙處し、汝が音を金玉にす。僕乃ち謂へらく、禮は往來を貴ぶ、足下書ありて、而も僕答へざるは、是れ僕の罪なりと。恐悚すること之れを久しうせり。頃ろ中谷賓卿・久保清太南遊して、將に貴地を經んとす、因つて此の書を裁し以て足下に復す。實に前罪を謝し、且つ鄙見を質さんと欲するなり。

僕向に憂頌を以て教を足下に請ふ。鄙意謂へらく、當今天步艱難にして國事困蹶し、有志の士、蓋し憂へざるはなし。然れども悲愁嗟嘆、徒然以て憂へ、事に益なき者、滔々として皆是れなり。是れ眞に憂ふる者に非ず。眞に憂ふる者は必ず爲す所あり、爲す所あらば必ず樂しむ所あり。然らば則ち當今の世、悠然として以て樂しむ者は、眞に我れと憂を同じうする者なり。然らざるは、皆我が徒に非ざるなり。僕幽囚の狀、碌々として道ふに足るものなし。然れども富永有隣なる者を得て、一邑を鼓舞す。一邑の人、貴賤となく長少となく、駸々として學に向ふ、倦むなきこと之れを久しうせば、則ち邑中或は一二の解事(二)の人を生ぜん、其の樂しみ如何と爲す。是の事、賓卿・

清太將に僕に代つて之れを陳べんとす、今多くは及ばざるなり。

抑、足下の才と學とは、當世希に覩る所、身を卑くして行を厲まし、挾む所あらず。僕半面なしと雖も、心嚮往すること一日に非ざるなり。夫れ天下國家を憂ふるは特り足下のみには非ざれども、足下の才學行義にして而も天下國家の爲めにする所なからんには、天下國家將た復た誰れをか望まん。抑、天下の本は國と家とに在り。足下、左右の臣僚と邑中の民庶と、教ふるに文武を以てし、示すに勇方を以てせば、皆以て徳を成し才を達し、以て天下の用に供すべけん。天の才を生ずるや貴賤を擇ぶなく、士の志を發するや少長に拘はるなし。苟に才あり志あらば、其れ寂莫として已まんや。古の道、蓋し云へらく、「君子は思ふこと其の位を出でず」と。故に位卑くして而も言高きは罪なり。當今當路の計、未だ其の甚だしく得たるを見ず。然れども足下をして采邑に傲睨して一世を可否せしめば、則ち君子の思ひ、其れ其の位を出でん。僕をして囚室に俯仰し、咄々怪を稱せしめば、則ち位卑くして而も言高し、是れ其の罪なり。二者皆道に非ず。然らば則ち何如。其の子弟之れに従ひて孝悌忠信なるは、是れ

(三) 論語憲問篇、第二十六章

孟子の所謂素餐^{そさん}せざるなり。變じて之れを通ずるは足下に在るのみ。僕の言妄突特に甚だし、然れども平日賓卿・清太と言へることかくの如し。今にしてこれを足下に語らずんば、足下其れ僕を何とか謂はん。唯だ足下棄てられず、更に僕を教ふるあらんことを。勿々不宣。

桂小五郎に與ふる書

(二) 吉田榮太郎

(一) 佐久間修理、姓は平に出で象山と號す
(三) 坪井水哉、通稱九右衛門
(四) 丙辰幽室文稿、木卷一三四頁参照
(五) 五十をいふ

無逸^(一)の書至り、足下眠食佳勝にして、報國の志益、殷^{きん}なるの状を審かにす、欣慰欣慰。僕罪を獲て以來、首を圖書に埋め、以爲^{おも}へらく天下の至樂、以てこれに尙^{なほ}ふるなしと。復た念を世事に挂^かけざれども、獨り吾が師平象山先生を顧念する毎に、心輒ち悶々として措く能はざることを久しうす。向に坪水哉^(三)の廳に在るや、僕曾て書^(四)を與へて曰く、「佐久間修理は天下の士なり、一たび僕の事に坐して、永く世の棄物となる。僕天下の爲めに之れを恥ぢ、又天下の爲めに之れを惜しむ。修理今年知命^(五)に近し、學富み力足り、其の天下の用を爲すや、正に其の秋^{とき}なり。今にして顧みずんば、老死將

(六) 眞田幸教
(七) 堀田正睦

に至らんとす、二十年の後は復た今日に非ざるなり」と。已にして水哉擯斥せられ、是の事素然たり。頃^{ころ}ろ聞く、上田侯再び入つて政を執り、佐倉侯^(七)と心を協^{あは}せて事を謀る、二侯閔然^{びんぜん}として吾が師を憐むの色ありと。當今疆場^{きやうば}故多く幕政更張す。其の吾が師を憐むは、徒^{ただ}に其の窮を憐むのみに非ず、將た以^もあるならん。僕の如きは、草茅窮居、幽囚多年、安んぞ仰いで幕中の大議を測るを得んや。然れども憂國の心は貴賤に分かたれることなければ、則ち二侯の之れを憐むと、僕の之れを惜しむと、初めより二致あることなし。ここを以て僕竊かに軒然として、二侯の爲めに告訴せんと欲するものあり。而れども之れが先容を爲すものなければ、則ち未だ敢へてせざるなり。上田藩臣に櫻井純藏・恒川才八郎なる者あり、皆吾が師を知り、因つて遂に僕を知れる者なり。二子曾て其の君賢明の状を以て、告げ語ること甚だ悉^{つく}せり。是れ或は僕の言を以て通ずべし。而れども僕二子と通ぜざること已に久しく、其の今果して何如なるかを知らず。

吾が師の都に在りて徒に授くるや、聲名隆々、肯へて自ら屈降せず、時輩^{ときばい}の嫉忌する

所となる。其の吏に對するに及んでは、議論侃々、肯へて自ら引懸せず。謂へらく、「間諜細作は御夷の要務にして、蓋し幕議の欲して而も未だ及ばざりし所のものなり。命に先んじ意を迎へて之れを爲せるは、是れ志士の苦心なり、何を以て罪と爲さんや」と。ここを以て獄吏怒罵し、以て幕府を輕蔑すと爲すに至れり。其のこれを獄に投ずるや、一に狂を以て相待つ。是れ象山の象山たる所以なり。而して其の重譴を蒙ると雖も、之れを憐む者絶えて少なく、而も其の之れを憐む者、特り憂國の人に止まるは、皆是れが爲めなり。而して僕の吾が師を惜しみて、二侯に眷々たらざるを得ざるも、亦是れが爲めなり。

夫れ象山先生は天下の士にして、當に天下の用を爲すべし。今にして用ひずんば、天下其れ之れを何とか謂はん、後世其れ之れを何とか謂はん。但し其の人誠に罪あらば、幕府の典、一人の爲めに枉ぐべからざること固よりなり。然れども禁錮すること四年、或は宥すべきの名あらん。材を議し賢を議す、或は辭なきにあらざらん。況や僕の願ふ所、必ずしも盡く其の罪を除き其の身を顯庸せしめんと欲するには非ざるを

や。彼の其の言行はれば、則ち利益天下に施き、功名後世に流さんとは、是れ君子の設心なり。僕の吾が師に願ひ、吾が師の自ら其の身に期す、何ぞ獨り然らざらんや。

唯だ四方有志の士の吾が師を欽慕する者をして、進んでは以て業を請ひ益を請ふを得、退いては以て書問を交通するを得しめんとなり。囚はれて信野窮山の間^(二)に在りと雖も、吾が師隱然として天下の重きを爲す、其れ必ず錙銖に非ざるなり。僕竊かに當世を歴

(二) 信州の
山奥、即ち松
代をいふ

観するに、此の説や、二侯に非ずんば其れ孰れか聽きて之れを納容せん。而して僕獨り上田侯に眷々たるものは、櫻井・恒川二子の言猶ほ耳に在るを以てなり。足下固より報國の志を抱く者にして、又吾が師の平生を知る。況や吾が師の爲めに其の罪を陳謝するは、正に吾が藩の責なるをや。故に向に坪水哉を責めしものを以て、更に足下を責む。足下何ぞ天下國家の爲めに一たび此の意を上田侯の下執事に呈鳴せざるや。侯已に吾が師を憐む者、必ず足下の妄發を以て罪と爲さずして、其の言を納容せん。僕區々の鄙願茲に止まる。僕の一身に至りては遇に安んじて命を待つ、將た復た何をか説かん。知らざる者、僕を詬りて以て自ら計ると爲すも、亦顧みざるなり。時方^{まさ}に

寒^{かんご}返、自重を要と爲す。未だ既^{すで}くさず。十月念九日、吉田矩方再拜して白す。

烈婦登波の書に跋す三首

是れ烈婦登波の手書なり。登波の事は余これを討賊始末に著はせり。丁巳十一月五日、登波重ねて吾が松下村に来る。權介婦を拉して其の家に宿せしめ、因つて其れをして之れを書かしめしなり。初め吾れの檻輿江戸より還るや、權介、衛卒の中に在り。有隣と吾れと同じく野山の獄に在るや、權介偶々來つて獄胥となれり。獄胥衛卒の習、囚を待つこと土芥^{どがい}寇讐^{かうしう}の如し。而して其の吾れを待つに士の禮を以てせる者は、權介のみ。其の獄胥となるや、常に有隣に従ひて讀を受く。有隣獄を脱するに及び、小人比周して必ずこれを海外に投ぜんと欲す。松下の諸生政府に交章し、有隣を村塾に迎へ、立てて以て師と爲さんことを請ふに方^まり、權介奮然として曰く、「吾れ鈍なりと雖も亦師恩を蒙る者なり、寧^{いづく}んぞ力を出さざるべけんや」と。一室を掃ひて以て有隣を待つに至る。有隣既に村塾に来るや、權介乃ち獄胥を罷^あめ、首として隣保^{あつ}を糾^あめ、

其の孝經を講ぜんことを請ふ。權介の孝義を重んずることかくの如し、吾れと有隣と、固より胥卒を以て權介を待たず。權介の烈婦を宿せしめ、又其の書を寶とす、皆徒然に非ざるなり。月の七日、二十一回猛士書す。

烈婦の上野に宿するや、上野の邑人皆往いてこれを觀る。吾が友冷泉清稚の母、烈婦の事に感じ煙草一團を贈り、又其の名を書かしむ、此の二字是れなり。清稚は新左衛門の遺子にして、我が父執林百非翁^(四)の從子なり。我れに従ひて書を読むこと甚だ勤む。今其の母亦かくの如し。是れ其の家訓知るべきなり。故に跋す。是れ大津郡の烈婦登波の手書なり。余嘗て烈婦の行事を紀す。故に藏する者、余に跋を求め、これを久遠に傳ふ、權介の志なり。

(一) 松木村内の一部落
(二) 冷泉雅二郎、後の天野御民〔關傳〕
(三) 冷泉古風、長壽土にして歌人
(四) 林眞人〔關傳〕

(五) 著者未詳

蝸室筆記漫評九則

論七篇皆妙にして大いに鄙意に合せり。但し二百年來の事、大いに吾が意に満たず、而して邇^{ちか}年尤も甚だし。鑄砲造艦は急務の如しと雖も、退いて威力を養ふは、最も是

れ時務を知れる俊傑なり。是の事千萬、筆の記する能はざるものあり。詩八篇は則ち篇々點頭せり。

豊臣氏は雄志ありて雄略なし、且つ其の事多く虚喝に出づ。是れ其の末路振はざりし所以なり。徳川氏は務めて其の爲に反し、多く實事を用ふるは、似たり。然れども徒に雄略なきのみならず、乃ち雄志を併せて之れなし。其の初め二十餘國と交通せるは、亦徒だ海外を探聽し遠禍を豫防し、及び奇貨を求めて太平を飾りしのみ、萬國を撻伐するの志ありしに非ず。後來陵夷退縮の弊、已にここに見はる、何ぞ遽かに規模の宏遠を以て之れを稱せんや。余向に外蕃通略を作る、繼いで當に正を請ふべきのみ。

明の馬世奇、北虜を論じて曰く、「彼れの形状、我れに在つては濃霧の如し、而して我れの形状、彼れに在つては烈炬の如し」と。○吾れの言はんと欲する所、大抵前人皆已に之れを言へり。

武備を壯にして國威を張り、以て之れを待たざるべからずと。○此の句尙ほ少しく俗

(一) 第十二卷に收む

(二) 無錫の人、字は君常、崇禎の進士。文名あり、都城陥るや自ら縊死す

(三) 町奉行、勘定奉行、寺社奉行

(四) 明の國主姓は朱氏なるを以ていふ

(五) 孟子離婁上篇、第七章に出づ。齊の景公泣いてその女を當時野蠻國と稱せられたる吳に與へて侵略を免かる

見あり。

御勘定をして其の事を幹せしめ、三奉行に就いて之れを議せしむ。又吏を諸州に遣し、貨物の多寡を検し、都下の富商に命じて其の事を司らしむと。○幕府大事は塗餽し、小事は塗餽せず。

物産の議、余亦以て時務に適すと爲す、但だ其の措置、或は當否あるは固よりなり。苟し公正の君子を得て、心を協せ力を戮せ斟酌損益し、以て其の局を成さば、亦以て國を利すべし。奈何ぞ江南の諸賢、門戸甚だ嚴にして、而も事の是非を問はず、一概に之れを排す、謂ふ所の譁者紛興、實に高論の如し。昔朱明は門戸に亡べり、吾れ常に長大息す。

幕府更に諸蕃と交通す、皇道を明かにし國威を張る所以の大計、ここに於てか在りと。○泣出でて吳に女すのみ、何の明張か之れあらん。

確然自守する者は、餘ありて而る後能く遠略を務むと。○此れ亦未だ必ずしも然らず。苟も其の人あらば守者未だ餘あらずとも、而も能く其の遠きを攻む。乃ち遠者已に服

- (一) 神功皇
- (二) 二十一
- (三) 名は武
- (四) 藩家老益田家
- (五) 須佐の學館
- (六) 育英館の教授
- (七) 舊全集
- (八) 第五卷第三七
- (九) 三號書簡參照
- (一〇) 昌平費
- (一一) 教官、安井息
- (一二) 軒の著、一卷
- (一三) 山縣大
- (一四) 貳の著、一卷
- (一五) 大義名分を論
- (一六) 水戸學
- (一七) 者會澤恒藏の
- (一八) 僧默霖
- (一九) 山縣大
- (二〇) 山縣
- (二一) 大貳に對する
- (二二) 幕府の罪案文
- (二三) 大野
- (二四) 廣城の著、四

して、守りも亦自ら餘あり。吾れ神后(一)に於て竊かに之れを窺ふ。幽囚以來、絶えて意を海外の事に留めず。今此の一篇を讀むに、茫として夢中の事(二)の如し。而して夢中の事は醒人と語り難し、醒人にして意あらば幸に夢遊を爲せ。十一月初八、回漫評す。

(三) 小國剛藏に與ふ

- 英名を歎む(一)こと年あり、曩日方に寛晤を獲、至慰無量なり。理宜しく一書して謝を言ふべきも、奈んともするなし環堵幽囚、亦經營あり、遂に爾く稽綏して今に迄る。
- 昨華翰至り悚然たること之れを久しうせり。讀書餘適二本、柳子新論一本、謹んで收む。
- 新論は僕向に王民より假り、寫して之れを寶とす、因つて爰に壁(二)上す。山縣(三)の事は僕これを王民に聞きしに、亦足下の説の如し。幕府の罪案は太平年表を見しも、他は未だ見る所あらず、足下別に見聞あらば、幸はくは垂示せられよ。餘適は岸御園なる者に附して寫藏す。御園は通稱彌平次、見(四)に防府の胥徒たり。乃ち胥徒たりと雖

も、其の學に耽り書を好み最も抄寫に勤むるは、吾人の及ぶ所に非ざるなり。僕示すに足下の書を以てせしに、渠れ欣然として藏書數部を出し、これを足下に借さんと欲す。僕乃ち其の中に就き、燕居偶筆・善菴隨筆・敏錄(一)・如不及齋叢書を取り、僕藏する所の歲寒窓放言・東潛夫論を併せて、共に六本、是れを足下に致す。是れ皆今人の雜著にして鄙俚猥雜なりと雖も、或は取るべきものあらん、足下間に乘じて瀏覽せられては何如。別に東北遊日記一本を附往す。是れ僕が行旅に草せし所、草々特に甚だしく、未だ攷覈を加へず、これを餘適に視(二)ぶれば晉(三)に鑑銖(四)のみならざるなり。但し安井の行は仙臺に止まり、僕は乃ち津輕・南部に及ぶ、或は以て餘適を補ふべし。故に妄りに之れを致すのみ。餘に御園及び僕藏する所、一二別録す、需めあらば報ぜられよ、急ぎ郵便に附せん。凡そ典籍圖書は古今に通じ宇宙に達す、況や同時同國をや、況や有無相通ずるは、又友義の當に然るべきなるをや。願はくは僕が煩を憚ることを慮(五)るなかれ。靜齋去月念三の書至る、曰く、「愛兒疾に罹り、舐犢已むなし」と。人をして係念せしむ。足下靜齋の爲めに謀ること甚だ忠なり。松島云へらく、「議已

- 卷、家康より
- 突齊に至る迄
- 十一代三百年
- 間のこと年
- 序順に載録す
- (一) 一卷
- 著者不明
- (二) 朝川
- 鼎の見物隨筆
- 二卷
- (三) 中島
- 廣足の著、神
- 道書、一卷
- (四) 藤森
- 弘菴の著、四
- 卷
- (五) 僧處
- 淵の著、六卷
- (六) 帆足
- 萬里の著
- (七) 第十
- 卷所載、東北
- 旅行は嘉永四
- 年十二月より
- 翌年四月まで
- (八) 伊藤
- 靜齋、通稱木
- 工助、馬關の
- 人。當時は故
- ありて薩謫を
- 蒙り屏居中で
- ある(關傳)
- 十月二十三日

も、其の學に耽り書を好み最も抄寫に勤むるは、吾人の及ぶ所に非ざるなり。僕示すに足下の書を以てせしに、渠れ欣然として藏書數部を出し、これを足下に借さんと欲す。僕乃ち其の中に就き、燕居偶筆・善菴隨筆・敏錄(一)・如不及齋叢書を取り、僕藏する所の歲寒窓放言・東潛夫論を併せて、共に六本、是れを足下に致す。是れ皆今人の雜著にして鄙俚猥雜なりと雖も、或は取るべきものあらん、足下間に乘じて瀏覽せられては何如。別に東北遊日記一本を附往す。是れ僕が行旅に草せし所、草々特に甚だしく、未だ攷覈を加へず、これを餘適に視(二)ぶれば晉(三)に鑑銖(四)のみならざるなり。但し安井の行は仙臺に止まり、僕は乃ち津輕・南部に及ぶ、或は以て餘適を補ふべし。故に妄りに之れを致すのみ。餘に御園及び僕藏する所、一二別録す、需めあらば報ぜられよ、急ぎ郵便に附せん。凡そ典籍圖書は古今に通じ宇宙に達す、況や同時同國をや、況や有無相通ずるは、又友義の當に然るべきなるをや。願はくは僕が煩を憚ることを慮(五)るなかれ。靜齋去月念三の書至る、曰く、「愛兒疾に罹り、舐犢已むなし」と。人をして係念せしむ。足下靜齋の爲めに謀ること甚だ忠なり。松島云へらく、「議已

の書は舊全集
第五卷に收む
(一〇) 松島
剛藏「關傳」
(一) 鳥山新
三郎、安政三
年八月二十九
日歿、年三十
八「關傳」
(二) 江幡五
郎、後の那珂
通高「關傳」
鳥山の碑銘は
舊全集第九卷
「七册ノ外二
十一回叢書」
中に收む
(三) 以下の
附記は原本に
なく小國宛眞
蹟書簡により
補ふ
(四) 板倉勝
秋の編、近世
諸名家の著書
で寫本にて傳
はるもの五十
四種を編纂す
四十八卷
(五) 齋藤正
謙編、清書、經
世文編「八十
卷中より我國

に政府に在り、今私料すべきこと難し、姑く安んじて其の成否を視ん」と。鳥山義所
の碑銘、置いて封内に在り。作者南部の人江幡通高は僕の舊交なり、見けんに帷を江戸に
下す、恐らくは足下知らざらん、故に言之れに及ぶ。書類る多緒にして、猶ほ百の一
なる能はず、渾べて後鯉に附す。時下寒甚だし、自愛せられんことを。寅白す。十一
月九日。

附記

(四) 甘雨亭叢書初集四集、外蕃通書

(五) 經世文編抄甲集

(六) 清流紀談

直養漫筆 小倉人、西田某

右は御園の藏する所に係る。

原城紀事 嶋原、河北温山

右は同社の藏する所に係る。

に切要なるもの
を抄出し評
を附す、二十
卷
(六) 僧龍護
の著、眞宗本
願寺派に屬せ
る學僧の行狀、
閱歴、著書、
逸話等を蒐録
す、二卷
(七) 會澤恒
藏の著
(八) 中村百
合藏「關傳」

南山史 江戸、成島某

右は坪井竹槌の藏する所に係る。頃る同社と之れを合寫せんと欲す。

歲寒窓放言、尙ほ二冊あり。燕居偶筆・善菴隨筆、尙ほ各一冊あり、需められれば、
之れを致さんのみ。

(七) 下學邇言五冊、原本は百合藏藏す。僕寫して之れを藏すれども、内第四冊を闕く、
足下藏せられれば、願はくは借觀せしめよ。

此の書、甚だ草々にて失禮に御座候へども、萬御海恕下さるべく候。
柳子新論は御園借用仕り度く申し候故、兩三日遅延に相成り候也。

口羽徳祐に與ふる書

向に清太(九)に託して雜論一篇を示され、又榮藏(一〇)に託して讀史餘詠を示さる。皆僕に責
むるに評騰ひやうしつの任を以てす、何ぞ待たるの厚きこと甚だしきや。僕至愚なりと雖も亦
性靈あり、何ぞ一言以て眷顧に酬いんと欲せざらんや。願ふに生平淺薄、詩に於て最

(一) 久坂玄瑞〔關傳〕

も拙なく、史に於て最も暗し。(一) 玄瑞或は詠詩を寄す、愛して之れを助くるなきに至る、只だ撃節して妙と稱するを得るのみ。玄瑞すら且つ然り、況や老臺をや。僕何を以てか能く高詠を評せん。若し乃ち勉強して一二の談語を獻じ、以て其の責を塞ぐとも、則ち又樂しむ所に非ず。是れ區々が知らざる所に於て、蓋し闕如するの意、老臺幸はくは能はざる所を以て強ひらるることなかれ。但だ僕高詠を評する能はずと雖も、猶ほ讀みて之れを樂しむを知る。幸に數日を緩うするを得ば、寫して之れを藏し、同友と其の樂しみを同じうせんと欲す。

(二) 賈・陳は不明、彦章は後梁の王彦章のことか

雜論中の、四德二氣、氣質染習とは、是れ皆宋儒の遺説なり。而して剛強を必ず君子と謂ひ、柔弱を必ず小人と謂ふも、亦恐らくは未だ允ならじ。然れども是れ有爲の文、論ずるなくして可なり。況や賈・陳・彦章を論ずる、自らは是れ卓識にして、古を論ずるの力を見るに足るのみ。但し其の一富商の事は、蓋し此の論の爲めにする所ならんも、未だ其の指す所を詳かにせず。然れども付うて之れを度るに、豈に其れ遠からんや。抑、僕の付ふ所を以てするに、其の人此れを得るも、未だ必ずしも覺悟せざれば、

(三) 荻生徂徠

則ち其の言を失ふと爲す、啻に言を失ふのみならず、或は奇禍を語言に取らん。抑、君子の尙ぶ所に非ざるなり。然れども僕の付ふ所未だ必ずしも當らず、故に略して之れを言ふのみ。大抵老臺已に力を史に得、之れを文詩に發す、彬々として觀るべし、惜しむらくは宋後理學の癩、胸中に鬱結すること、或は未だ之れなしとせず。僕頃る清太・榮藏諸友と、物翁(三)の書を讀む、往々にして心折れ意契ふものあり、芹を食ひて美し、故に以て獻と爲す。然れども物書未だ之れを徧涉する能はず、況や周漢の古書、未だ百の一をも通習する能はざるをや。今の識見、豈に其れ定まれりと云はんや。聞く、老臺の發程近きに在りと。書詳かにする能はず、當に明春を待ちて再び明教を請ふべきのみ。寅二再拜。

馬島甫仙に贈る

村塾の一生に馬島甫仙なる者あり。家世、醫師なり、年甫めて十四、書を讀むこと極めて敏く、余深く之れを愛す。但だ其の童心多きを以て、未だ甚だしくは人の知る所

(一) 論語學而篇第八章
 (二) ここは朱子學のこと
 (三) 家康の子にして紀伊藩祖となる、後南龍公といふ
 (四) 賀屋恭安、名は敬・待隣となりて多く江戸にあり、婿保し一、安積長齋等と交る、好生緒言は天保九年著、天保十三年歿、年六十三
 (五) 安政四年二月和蘭の領事より長崎奉行への報知書三通、附するに同年六月下田奉行と亞米利加使節との約定書を以てす。紅毛密報ともいふ
 (六) 長崎

とならず。孔子曰はずや、「重(一)からざれば威あらず、學べば則ち固ならず」と。朱子之れを解けり。其の説余將に甫仙の爲めに之れを道はんとせしも、主一無適は心學(三)の常套にして、少年銳邁の氣を挫折せんことを恐れ、未だ以て語らず。偶々外史を讀むに、源頼宣曰く、「吾れ復た十四歳あらんや」と。余蹶起して曰く、「學人の志を爲すやかくの如し、童にして童に非ず、古英雄畏るるに足らざるなり」と。乃ち甫仙を召して之れを語り、因つて賀屋(四)氏の好生緒言を取り、其の一語を摘み之れを示して曰く、「醫にして道理を辨ずるもの、吾れ指多くは屈せず、恭安は本藩近世の名醫にして、世の醫流に非ず」と。蓋し待つことありて之れを言へるなり。今甫仙の才と齒(五)にして、而も志あり、其の自ら待つ、寧んぞ今日の如きのみなるを得んや。之れを書して甫仙に與ふ。時に丁巳十一月十三日なり。

(五) 蘭夷密報を讀む

安政四年二月三日、崎鎮より報ぜしもの

右蘭夷密報は無逸寫して江戸より贈りしものなり。丁巳十一月十三夜、有隣・賓卿・

(七) 富永有隣・中谷賓卿、佐世八十郎(後の前原一誠)〔開傳〕

八十と村塾に對讀す。時に人去り燈(六)燃る、寒風戸を撃ち、人をして髀(七)を拊ち慨然として、復た功名の念あらしむ。筆を提げて之れを書す。

(附、松陰の抄録「二十一回叢書拾遺」には紅毛密報を寫して、右の跋語の他に次の詩を附す)

- 半窓霜氣紙婆娑 半窓の霜氣紙婆娑たり、
- 竹外寒聲吹月多 竹外の寒聲月を吹いて多し。
- 洋虜日刊時讀去 洋虜の日刊時に讀み去り、
- 四人微笑一燈華 四人微笑して一燈華(八)く。

口羽徳祐に與ふ

寅白す。向に人に因りて書を呈す、而して未だ回報を獲ざれば、足下定めて邑に歸りしや否やを審かにせざれども、君子、想ふに應に樂(九)只なるべし。至慰至慰。頃ろ佐世八十郎來り、留遊すること十日、與に頼(八)氏の政記の一部を讀む、渠れ反復して甚だ悦ぶ。之の子志あり氣あり、春秋又富む、其の才學の如きは今道(十)ふべきものあるを見ず

(八) 頼山陽の日本政記

(一) 長門國の地名、今は厚狹郡船木町

と雖も、其の前途必ず成すあらん。但だ其の居、船木の目出に在り、其の地僻陋にして書に乏しく、師友なし、以て至忠と爲す。僕乃ち足下の息僣して邑に在るを語りしに、渠れ固より足下の才學行義を稔聞したれば、則ち蹶然として起ちて曰く、「堀越と目出と五里のみ、何ぞ其の聞知の遅かりしや」と。歸るの日、急に足下に見えて益を請はんと欲す。足下幸はくは其の蘊ふる所を傳へ、其の藏する所を借し、八十をして其の才學を成すことを得しめよ。方今の世、人材を唯だ急と爲す、故に特に之れを言ふのみ。讀史餘詠は壁上す、別に一本を録してこれを篋笥に藏す、尺璧を享くるが如きあり。鄙況碌々、八十應に面陳すべし。不宣。

有隣に與ふ

(三) 佐世八十郎

(三) 佐世八十郎に歸らんとす。十日案を連ぬ、其れ情なきを得んや。僕因つて一言あらんと欲す、知らず兄に於ては何如。亦思ふに塾童輩をして各、一篇の詠を成さしむるも、亦佐世の行を壯にし、併せて松下の盛を鳴らすの一端なるか。兄幸に之れを謀れ。寅

白す。十八日。

賓卿の佐世八十を送る敘に跋す

(三) 中谷正亮
(四) 舊全集第十卷、補遺中に收む

八十將に歸らんとす。諸友會送し、並篇詠あり、而して賓卿之れが敘を作る。其の言皆吾が言はんと欲する所にして、吾れ復た言ふべきものなし。因つて賓卿に代つて之れを書す、實に吾が意を致さんと欲すればなり。藤寅書す。

冷泉生に與ふ

(五) 冷泉雅二郎、本卷三六九頁頭註參照「關傳」
(六) 日本書紀、雄略紀、二十三年の條
(七) 同、十一年(十月)の條

(六) 雄略天皇本紀の遺詔に曰く、「國司郡司、隨時に朝集す」と。夫れ國郡に司あるは、孝徳朝より翔まるに非ずや。雄略朝、固より朝集あるを得ざるなり。又「天皇怒りて其の人を黥し、鳥養部と爲したまふ」と。黥は是れ漢土の刑に似たり、知らず此の時固より已に之れありしや、宜しく攷ふべし。此の類、蓋しこれを書紀に本づく。先輩本居氏書紀を喜ばずして、獨り古事記を重んず、此の類、亦其の一なるか。偶、冷泉

(八) 本居宣長

生の爲めに大日本史を読み、漫りに一隅を擧げて、以て其の思を廣むと云ふ。

久坂玄瑞の詩稿に書して江愔吾樓に與ふ

(一) 藩の醫生にして先覺者、詩文を善くし、蘭學に通ず。安政元年歿、年三十五

是れ老兄の知らるる故久坂玄機の遺弟玄瑞の詩なり。玄瑞行年十八、才あり氣あり、駸々として進取す、僕輩の能く裁成する所に非ず。願はくは老兄間に乗じて一讀し、痛く準繩を加へられんことを。渠は南山の竹なり、之れに羽し之れに鏃せば、其れ或は石を貫く者、之の子なり。至囑至囑。

伊娑菩喻言に跋す

(二) 當時の和蘭新聞の譯本
(三) 山縣半藏、後の子爵
突戸磯(關傳)

世の歐學を修むる者、僉曰く、「西洋人は仁なり、未だ曾て禍心あらざるなり」と。若し此の書を觀せしめば、豈に茫然自失せざらんや。吾れ曾て其の馬鹿同遊一則を選邇貫珍の中に獲て、「長崎近聞」の後に書せり。世術頌る其の全七十三則を示さる。把りて之れを閱するに、其の斧頭柄を求むるは、甚だしく下田・箱館を假すの事に似

(四) 亞米利加
(五) 英吉利
(六) 岡部富太郎(關傳)

ずや。獵戸兎を逐ふは、甚だしく手を米利に借りて以て諸佛を拒ぐの策に類せずや。鷓鴣狼犬、自ら人を騙かんと謀るや、一にして足らず。因つて岡部生をして寫藏せしむ、西洋人は仁なりと爾云ふ者の口を問執せんと欲すればなり。安政四年十一月二十日、二十一回生跋す。

無逸の間に答ふ

(七) 孟子梁惠王下篇、第八章に出づ
(八) 齊宣は齊の宣王、梁惠王下篇、第八章參照
(九) 靈公生存中、四度衛を訪ひしこと
(一〇) 魯の季氏の費邑の宰。東周云、は魯に周の政道を興すをいふ。論語陽貨篇、第五章
(一一) 大鹽平八郎(中齋)天保八年二月大阪に擧兵す

孟子の「一夫紂を誅するを聞けども、未だ君を殺すを聞かず」の立言の可否を問ふを承く。放伐は自ら是れ聖人の大權にして、所謂伊尹の志あらば則ち可なれども、書生の紙上に議すべき所に非ざるなり。孟子則ち齊宣に對へ、輒く放伐を言へども、齊宣其の人に非ざれば則ち人を知らずと爲す。然れども孔子嘗て四たび衛靈に見え、公山弗擾と東周を爲さんと欲す、聖賢の作用、又儒者庸常の論に非ざるなり。故に孔・孟・湯武の旨をして後世に荒れしめ、仁を賊ひ義を賊ふの人をして民の上に安然たらしむるものは、皆議論の弊なり。近時大鹽子起るや、頗るここに見るあり、而れども才な

く略なくして徒らに覆敗を致し、人をして懊恨^{あうこん}已まざらしむ。特だ之れを後來仁義の
人に望むのみ。吾れは則ち懦夫^{だふ}なり、尙ほ湯武を論ずるすら且つ爲さず、何ぞ況や孟
子の立言をや。論語の會講將に業を卒へんとす、大いに大聖孔子の作用を鑑ふあり、自ら以て樂しみと爲す。
有隣・賓卿頗る吾れと同じく、無逸をして預り聞かじめざるを恨むのみ。餘は未だ既くさす。

駒井生に贈る

(一) 頼山陽
の日本外史
(二) 史記の
項羽本紀
(三) 漢の高
祖劉邦
(四) 北條政
子
(五) 呂后の
崩するや、周
勃、陳平等と
謀り、諸呂を
抑へてこれを
誅し、代王を
迎へて帝とな
す、即ち文帝
なり
(六) 駒井政
五郎、兵學門
下、塾生(關
傳)

(一) 外史義仲の戦死を敘すること、酷だ項羽紀に似たり。因つて思へらく、義仲已に項羽
に似、巴亦虞姬^よに似たり。巴の尼となりて身を終へしと、虞姬の從死とは、少しく優
劣なしとせず。而して義仲既に京師を定めしも、旋つて頼朝の滅す所となる、是れ漢
高の項羽を滅ぼせしなり。頼朝の尼將軍は、是れ漢高の呂后なり、而して其の毒更に
これより甚だしきは、平・勃・代王なきに坐すと。
和漢の事跡相似たるもの甚だ多し。山陽翁最も彼れを取りて此れに比するに巧なり、
外史及び政記・新策・詩文集等に觀て見るべし。顧ふに亦事を識るの一捷徑にして、
宜しく思を留むべき所なり。駒井生の爲めに外史を讀み、因つて之れに及ぶ。

治心氣齋先生の詩に跋す

(七) 山田宇
右衛門(關傳)
(八) 周防國
佐波郡の奥地
(九) 舊全集
第九卷「七册
ノ外二十一回
叢書」中の「萩
城諸子詩」に
收む
(一〇) 漢代
の人、景帝の
末、蜀の郡主
となり學校を
建て教化を隆
んにし、蜀地
の學問齊魯に
比せらるるに
至る。張詠は
宋代の人、益
州に知たるこ
と二度、恩威
並び行はれ、
蜀の民畏敬す
(一一) 舊全
集第五卷第三
七五號書簡
(十月二十八
日附) 參照
(一二) 旅費
の求めに一般
の肖像を書き

是れ徳地の代官山田先生の詩なり。僅々七首なれども、樞^{はせ}を植^うる楮^{からせ}を殖^ふやし、犢^{うし}を養
ひ、及び郡を巡りて民を傷れむの槩^が、歴々として見るべし。徳地は僻陋なれども、吾
が藩の蜀郡なり。吾れ竊かに文翁・張詠を以て先生に望む。先生は吾が父執たり、少
小より吾れ從ひて學を受く、故に吾れ其の懿績^{いせき}を道^いふを樂しむと云ふ。丁巳仲冬の日、
矩方謹んで跋す。

松浦無窮に與ふ

小倉よりの貴書至る。會^{たま}く富永・中谷・久保・御園^{みその}の諸友座に在り、且つ讀み且つ評
し、藉々然として足下の壯遊を稱せざるはなし。讀みて「凡物を貌し光陰を費す」と
曰ふところに至る、杜叟^との曹將軍を嘆ぜし所以も其れ然らずや。然れども西田あり、
伊藤あり、皆名人奇士なり、則ち足下其れ愈れるか。久保氏の新塾は果して本月五日

しないふ 杜甫
 (一三) 杜甫の丹青の引、
 「曹將軍霸に贈る」と題する詩に云はく「即今千戈の塵に漂泊し、尋常行路の人を貌す」云々とある
 (一四) 小倉藩士、西田直義、國學者
 (一五) 馬關の人、伊藤靜齋、任侠の士
 (一六) 名儀は久保氏となつてゐるが、實は松陰の新設した八疊一室の松下村塾
 (一七) 冷泉雅次郎・岸田多門
 (一八) 久保清太郎
 (一九) 品川彌二郎・馬島甫仙・妻木壽之進・國司仙吉・飯田吉次郎

を以て開けり。富永儼然として之れに主たり、冷泉・岸田の二生寓す。清太氏も寢食と沐との外は亦在らざるなし。諸生駭々として進益し、大いに舊觀を變ず。就中品川・馬島・妻木・國司・飯田の五生は皆成童而下の俊才なり。而して飯田生甫めて十一、書を讀むこと河の如し、國司生と同じく三國志を課すに、並謂へらく、未だ舞象ならざるに及んで、而も二十二史を卒へんと。三生の鋭も率ね皆是れに類す、而して其の他は概すべきなり。上野の一隊に至りては別に旗幟を抜き、横山生之れが師たり、將を斬り敵を盡にし、誓つて松下の下風に立たず。夫れ松下・上野は小邑と雖も、三生五生は少年と雖も、天下の善士を友とするは必ず一郷より始め、天下の英才を育するは必ず鯁生より起る、則ち是れ亦未だ曾て樂しむべからずんばあらざるのみ。特だ三無生在らざるを以て、僕富永・久保の諸友と毎に言ひて之れを惜しむ。然れども此の塾の興るや、實に富永に基づき、而して富永の出づるや、實に三無拔身の力に由る、則ち其の興を助けずと雖も、首功寧んぞ三無を外にするを得んや。無逸は便書の至る毎に、輒ち柳下惠を擧げて言と爲す。渠れは胥徒を驅使して、百忙蝟集すれども、猶

並びに「關傳」參照
 (四) 十五歳をいふ
 (五) 品川・馬島・妻木の三人
 (六) 松木村の一部落名、松陰の弟子横山重五郎徒を聚めて指導す
 (七) 赤馬關今の下關
 (八) 龜太郎の母をさす
 (九) 久保清太郎

ほ能く交遊を務む、平生に負かずと謂ふべきなり。愁むべきは獨り無咎にして、一たび桑梓を省みるや、家累百詰して脚を抜くこと特に艱し、期月の望復び至りしも、今に至るまで未だ至らず、其の情想ふべし。之れを要するに、二無安んぞ無窮の縦横自在なるが如きものあらんや、無窮亦以て已んぬべきなり。足下の家、大小恙なし、乃兄屢、僕に書を請ひ、足下をして歲除に必ず歸らしめんとす。願ふに赤馬とこととは二日の程のみ、一たび歸つて數宿し、即ち去るも、方に遊ぶに於て大礙なからん。阿嬢眷々の情かくの如し、足下宜しく聽くべきなり。父母に順ならざれば、天下の快ありと雖も亦何ぞ言ふに足らんや。ここを以て云々するのみ、唯だ足下炳亮せよ。富永・御園は別に自ら書あり。久保氏の言は僕の書に之れを盡せり、故に復た言はざるなりと。餘は面罄を期す。不悉。十一月二十四夜、二十一回生白す。

讀書の友に示す

孟子稱すらく、「詩を誦し書を讀む、其の人を知らざるべからず」と。寅嘗て通鑑胡

(一〇) 萬章下篇第八章に出づ
 (一一) 資治

註を読み、夙に其の精該に服し、因つて三省の人となりを想ふ。而るに幽囚家居、家亦書に乏しく、則ち何に因つてか考を取らん。

按ずるに陳仁錫の評閱本には「宋の天台の胡三省音註」と爲せども、吳勉學の續校本には宋の字なく、四庫全書簡明目録には元の胡三省と爲せり。寅頗る之れを怪しむ。

三省敘して曰く、「或は勉むるに北のかた中國に學ぶを以てす。嗜、志あり、然れども吾れ衰へたり」と。其の言婉にして而も其の志確く、以て其の節義を見るべきなり。

(一) 旃蒙は十千の乙の異稱。作端は十支の酉の異稱。

況や敘末に「旃蒙作噩」と署す、即ち元の至元二十二年にして、實に宋の亡後六年なり。而して「梅磡の蝮居」とは、則ち蓋し其の隱居讀書の處。是れ其の年號を署せざるは正に陶徵士の遺意なり。而るに之れを元人と謂ふ、是れ怪しむ所以なり。然れども三省の文章行事、他に吾れ未だ見る所あらず。之れを簡明目録に求むれども、亦一も獲るなし。敘中謂ふ所の「徳祐乙亥、江上言事」の如き、吾れの最も見んと欲する所にして、而も未だ能くせざるものなり。津藩胡敘を校するに、邵遠平の續弘簡録を引く。續弘簡録は蓋し元史類編なるもの、而して類編の序は朱竹垞の文に見ゆ。謂へ

(二) 隆淵明家代々晉の臣なれば、晉亡びて後は新王朝の年號を用ひず、ただ干支のみを用ひた。
(三) 宋、恭宗の徳和元年

らく、「邵先生名は遠平、字は呂璜の論次する所なり。先生の高祖諱は經邦、弘簡録を著はし、先生乃ち其の例に循ひて之れを續ぐ」と。而して寅亦未だ其の書を見ざれば、則ち三省の事に於て益々怪しむ。離索の悲しむべきことかくの如し。頃ろ二三友と復た此の書を読む、因つて怪しむ所を書して以て之れを贈り、其の垂示を求む、願ふに亦尙友の一事なり。寅書す。

文妹久坂氏に適くに贈る言

久坂玄瑞は防長年少第一流の人物にして、固より亦天下の英才なり。今少妹の稔劣なる、其の耦に非ざるや審かなり。然れども人は自ら厲まざるを憂ふ、自ら勵み自ら勤めば何すれぞ成らざらん。況や婦道難きに非ざるをや、唯だ其の爲さざるを憂ふるのみ。酒食是れ謀り、父母に懼を詣すことなく、麻桌絲繭、宮事に違ふことなかれ。乃ち貞節専心のごときは嫁の初めに在り。今世禮教振はず、再醮改適の恥たるを知らず、緇衣涅齒の何の故かを知らず。吾れ曾て少妹の爲めに班氏の専心篇を講ずること詳か

(四) 班昭、又は曹大家といふ。専心篇はその著女誡七篇中の第五篇である

なり。是れ則ち婚禮の第一義、小妹須らく怠ることなかるべし。此れを過ぎてより外、吾れ復た憂へず、而して少妹の稔劣なる、以て天下の英才に耦すべきもの、此の道是れなり。

少妹の初めて生るるや、玉叔父實に撫し、之れに興ふるに其の名を以てす。阿文の稱、蓋し偶然に非ざるなり。汝の一姉千代は勤苦克く家道を修む、吾れ則ち之れを敬す。

(一) 叔父玉
木文之進の文
の字をさす
(二) 同藩士
兒玉祐之に嫁
(三) 小田村
士紋、通稱伊
之助〔關傳〕

阿壽は敏慧、小田村氏に婦するを得たり、吾れ則ち之れを愛す。汝生るること獨り晚く、吾れ最も之れを憐む。行餘に書を読みて粗ぼ大義に通じ、以て阿文の稱に副はば、其れ其の可なるに庶幾からんか。然れども婦人の書を讀むは男夫と同じからず、是れ則ち夫子在し、父兄在せばなり。安政丁巳臘月五日、納徵親迎、禮皆嘉成す。父母伯叔の贈言具さに悉せり。次兄寅二ここに於てかこれを言ふ。

小國剛藏に復す

(四) 木卷三
七二頁参照

本月十三日の書至る、貴況の康寧を承はり、欣慰欣慰。於言・叢書及び碑文は逐件査

(五) 伊藤木
工助

收せり。是れより先き數日、門生松浦松洞なる者、馬關より歸りて曰く、「靜齋已に禁錮を免ぜられ、兒の病も且つ瘳え、又一女を擧げたり」と。向の繫念、今は則ち重祝となる。老兄之れを聞かば、亦當に欣然たるべきのみ。茲に靜齋の書を轉致し、且つ松洞をして一書を作らしめ、之れを足下に寓せしむ。足下就いて之れを詳かにして可なり。江幡の事誠に來論の如し。然れども渠れの其の短處は、乃ち其の長處なり。之れを要するに、文章才氣、亦獲難き人物なり、苛求するなくして、亦可ならずや。

(六) 三河國
加茂郡にあり、
内藤氏二萬石、
梅齋通稱海藏、
安政三年歿、
年三十六。著
に奚所須窩小
稿一卷、遺稿
二卷あり
(七) 鹽谷岩
陰

奚所須窩とは即ち舉母藩竹村梅齋の別號なりや。僕曾て鹽谷の文に於て、粗ぼ其の人を知れども、未だ其の稿を目するに及ばず、借覽を允されば幸甚なり。柳子新論は稽慢特に甚だし、今爰に返璧す。放言中卷は附往す、末卷は偶々他に往く、討還繼いで之れを致さんのみ。蘭夷密報の事は二月の間に在り、墨夷の規定は則ち六月の事たり。老兄皆當に已に悉したるべし。但だ天下の事、變革ここに至る、爲めに痛哭すべし。而して有志の士、力を致し心を竭し、當にここに處することあるべし、徒らに自ら悲蹙して已むべからず。ここを以て附致して高意を候ふのみ。